

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑧)

政策分野名 【施策名】	構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進				
政策の概要 【施策の概要】	良好な営農条件を備えた農地・農業用水の確保と有効利用を通じて、国内農業の生産性の向上と食料自給率・食料自給力の維持向上を図る。 このため、事業の効率的な実施を旨とし、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備を推進する。				
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	214,250 <104,820> の内数	223,684 <102,786> の内数	241,664 <95,518> の内数
		補正予算(b)	113,322 <900> の内数		
		繰越し等(c)	△69,371 <885> の内数		
		合計(a+b+c)	258,200 <106,605> の内数	300,718 <96,196> の内数	
	執行額(百万円)		246,810 <106,075> の内数	290,257 <95,336> の内数	
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)	
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日	第3 2 (5) 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備	
	新成長戦略		平成22年6月18日	第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果 (4) 観光立国・地域活性化戦略	
	我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画		平成23年10月25日	Ⅲ 戦略6 (1) 地震・津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し	
	土地改良長期計画(注1)		平成28年8月24日 閣議決定	第3 3 (1) 政策目標1 ア ① 農業生産の拡大・多様化による収益の増大 ② 6次産業化等による雇用と所得の創出 政策目標2 ア ① 農地の大区画化等や省力化技術の導入による生産コストの削減 ② 担い手への農地の集積・集約化の加速化 (3) 政策目標5 ア ① 農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減 ② 農業水利施設の機能強化による災害リスクの軽減 政策目標6 ア ① 農村協働力を活かした防災・減災力の強化	
	国土強靱化基本計画(注2) 社会資本整備重点計画(注3) 農業・農村の復興マスタープラン(注4)		平成26年6月3日 平成27年9月18日 平成29年6月13日	第3章 2 (9) 農林水産	

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	良好な営農条件を備えた農地の確保						
目標①【達成すべき目標】	水田の汎用化等の基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付割合の向上						
測定指標	ア 裏作が可能な地域における基盤整備完了区域の耕地利用率 (達成度合い)	基準値	実績値				目標値
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
		119%	-	123% (A:101%)	122% (A:100%)	7月末把握予定	125%
	年度ごとの目標値		-	121%	122%	123%	124%
把握の方法	農林水産省農村振興局調査により把握						
達成度合いの判定方法	達成度合=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満						
備考	平成30年度の調査結果は7月末把握予定のため、平成29年度の調査結果を利用して判定。						

測定指標	イ 基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		21%	－	22% (A:95%)	22% (B:88%)	7月末把握予定		30%		
年度ごとの目標値			－	23%	25%	27%	29%		B	S↑－直
把握の方法	農林水産省農村振興局調査により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	平成30年度の調査結果は7月末把握予定のため、平成29年度の調査結果を利用して判定。									
施策(2)	農業水利施設の戦略的な保全管理									
目標①【達成すべき目標】	基幹的農業水利施設の施設機能の安定化									
測定指標	ア 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		46%	－	47% (A:102%)	48% (A:102%)	49% (A:102%)		50%		
年度ごとの目標値			－	46%	47%	48%	49%		A	S↑－直
把握の方法	農林水産省農村振興局調査により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
施策(3)	農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策									
目標①【達成すべき目標】	被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興									
測定指標	ア 震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		－	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	30年度		
		－	15,920ha (A:100%)	16,770ha (A:100%)	17,630ha (A:100%)	18,150ha (A:98%)		18,350ha		
年度ごとの目標値			15,920ha	16,770ha	17,610ha	18,350ha			A	S↑－直
把握の方法	除塩事業等を実施している県を通じて、営農再開可能面積を調査により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
目標②【達成すべき目標】	湛水被害、津波・高潮被害等の災害が発生するおそれのある農地の減少									
測定指標	ア 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		0ha	－	6.5万ha (A:95%)	10.4万ha (B:76%)	16.2万ha (B:79%)		約34万ha		
年度ごとの目標値			－	約6.8万ha	約13.6万ha	約20.4万ha	約27.2万ha		B	S↑－直

把握の方法	防災事業を行うことによって、一定水準の安全性が確保された農地及び周辺地域の面積を集計し把握									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	イ 海岸堤防等の個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
	年度ごとの目標値	約1%	－	9% (A:128%)	26% (A:144%)	71% (A:100%)		約100%	A	S↑－直
把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／令和2年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	ウ 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
	年度ごとの目標値	約37%	－	49% (A:100%)	61% (A:117%)	53% (A:98%)		約57%	A	S↑－直
把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／令和2年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	エ 南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
	年度ごとの目標値	約47%	－	61% (A:95%)	62% (A:95%)	63% (A:95%)		約68%	A	S↑－直
把握の方法	社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査により把握(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査)									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／令和2年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③相当程度進展あり		
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	—		
	次期目標等への反映の方向性	—		
学識経験を有する者の知見の活用				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報				
評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算			
	税制			
	その他 (法令、組織、定員等)			
担当部局名	農村振興局 【農村振興局水資源課/農地資源課/防災課】	政策評価実施時期	令和元年8月	

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 良好な営農条件を備えた農地の確保

【目標】① 水田の汎用化等の基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付割合の向上	(ア)裏作が可能な地域における基盤整備完了区域の耕地利用率 【測定指標の選定理由】 土地改良長期計画においては、食料自給率の向上や食料自給力の維持向上にも資するよう、気候上裏作が可能な関東以西地域を中心に耕地利用率を125%以上に向上することとしている。
	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 土地改良長期計画においては、食料自給率の向上や食料自給力の維持向上にも資するよう、令和2年度までに気候上裏作が可能な関東以西地域を中心に耕地利用率を125%以上に向上させることとしていることから、これを目標値として設定した。 なお各年度においては、毎年度一定割合で段階的に目標値を向上させることとした。
	(イ)基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合 【測定指標の選定理由】 土地改良長期計画においては、水田農業において、米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を中心とした営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促すため、水田における高収益作物等の導入と品質向上・収量増を可能とする排水改良等を推進し、基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合を約3割以上に向上することとしている。
	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 土地改良長期計画においては、水田農業において、米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を中心とした営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促すため、水田における高収益作物等の導入と品質向上・収量増を可能とする排水改良等を推進し、令和2年度までに基盤整備完了区域(水田)における作付面積(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合を約3割以上に向上させることとしていることから、これを目標値として設定した。 なお各年度においては、毎年度一定割合で段階的に目標値を向上させることとした。 グラフ等(7月末把握予定) 出典:〇〇〇〇 【その他参考資料】 —

施策(2) 農業水利施設の戦略的な保全管理

【目標】① 基幹的農業水利施設の施設機能の安定化	(ア)施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 【測定指標の選定理由】 「食料・農業・農村基本計画」では、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源である農業水利施設について、「将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るため、点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進する」とされている。 このため、土地改良長期計画では、戦略的な保全管理の推進に向け、現状の実績を踏まえて、施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合を令和2年度までに約5割とすることとしている。
------------------------------------	---

	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 土地改良長期計画では、戦略的な保全管理の推進に向け、現状の実績を踏まえて、施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合を令和2年度までに約5割とすることとしており、同目標を測定指標として設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するために、毎年度一定割合で施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合を向上させることとする。
	【その他参考資料】 —
施策(3) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策	
【目標】① 被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興	(ア)震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積 【測定指標の選定理由】 東日本大震災の被災地域においては、基幹産業である農業の復旧・復興を目指し、市町村の復興計画等に基づき、農地や農業用排水施設等の復旧に取り組んでおり、測定指標として、震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積を選定した。
	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 農業・農村の復興マスタープラン(平成29年6月13日)を踏まえ、最新の復旧状況を市町村に聞き取りを行い、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県において営農再開が可能となると見込まれる農地面積として、平成30年度 18,350ヘクタールを設定した。
	【その他参考資料】 —
【目標】② 湛水被害、津波・高波被害等の災害が発生するおそれのある農地の減少	(ア)湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 【測定指標の選定理由】 土地改良長期計画では、豪雨や地震によるため池の決壊や湛水被害等を防止し、農地やその周辺地域の保全を図り、災害に強い農村社会の形成に寄与するため、下流域に住宅等がある防災重点ため池の整備、排水機場や排水路の整備等を計画的かつ効率的に推進することとし、5年間に農地及び周辺地域約34万ha(うち農地約28万ha)の湛水被害等の防止を図ることとしており、これを測定指標の目標値として選定した。
	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 目標の達成に向けて、緊急的に防災対策が必要な優先度の高い地域から着実に事業を推進し、毎年度、農地及び周辺地域約6.8万ha(うち農地約5.6万ha)において湛水被害等の防止を図ることとして設定した。
	(イ)海岸堤防等の個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)の策定率 【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。)では、平成27年度から令和2年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定した。
	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地海岸分野では、イ) 戦略的な維持管理・更新等を推進するため「海岸の長寿命化計画(個別施設計画)の策定率」を指標として、令和2年度までに約100%と設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するため、社会資本整備重点計画の指標を設定する際に行った海岸管理者に対する聞き取り結果等を勘案し、毎年度計画的に達成していくこととしている。

		【その他参考資料】 —
		(ウ)南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化) 【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。)では、平成27年度から令和2年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定した。
		【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地海岸分野では、ウ) 南海トラフ巨大地震・首都直下型地震等の大規模地震が想定される地域等において、粘り強い構造の海岸堤防等の整備を推進するため「海岸堤防の整備率(計画高までの整備と耐震化)」を指標として、令和2年度までに約57%と設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するため、社会資本整備重点計画の指標を設定する際に行った海岸管理者に対する聞き取り結果等を勘案し、毎年度計画的に達成していくこととしている。
		【その他参考資料】 —
		(エ)南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率 【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日閣議決定。以下「重点計画」という。)では、平成27年度から令和2年度の計画期間において、厳しい財政制約の下、社会資本のストック効果が最大限に発揮されるよう、集約・再編を含めた戦略的メンテナンス、既存施設の有効活用(賢く使う取組)に重点的に取り組むとともに、社会資本整備の目的・役割に応じて、「安全安心インフラ」、「生活インフラ」、「成長インフラ」について、選択と集中の徹底を図ることとし、4つの重点目標と13の政策パッケージを設定した。
		【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 重点計画の重点目標に係る指標のうち、農地海岸分野では、エ) 津波到達前に水門等を安全かつ迅速・確実に閉鎖するため「水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率」を指標として、令和2年度までに約68%と設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するため、社会資本整備重点計画の指標を設定する際に行った海岸管理者に対する聞き取り結果等を勘案し、毎年度計画的に達成していくこととしている。
		【その他参考資料】 —

2. 用語解説

注1	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注2	国土強靱化基本計画	国土強靱化基本法の規定により、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、閣議決定により策定。計画期間は、概ね5年を一期として策定。
注3	社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。概ね5年を一期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を決定。

注4	農業・農村の復興マスタープラン	「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定)に示された農業・農村の方向性を進化させ具体化するためのもの。
----	-----------------	--

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野8：構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	土地改良法 (昭和24年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-②-ア	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 【(1)-①との関連】 本法に基づき、農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与し、良好な営農条件を備えた農地の確保に寄与した。 【(2)-①との関連】 本法に基づき 農業用排水施設の整備に当たっては、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。 【(3)-①との関連】 本法に基づき、基幹的かつ大規模な農業用排水施設の整備等を実施することにより、湛水被害等の災害発生防止が図られ、災害に強い農村社会の形成と快適な農村の暮らしの実現に寄与した。 【(3)-②との関連】 本法に基づき、農業用排水施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	—
(2)	農山漁村の活性化のための定住等 及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-②-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 【(1)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、水田汎用化等の農業生産基盤を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設を対象に機能診断が図られることに寄与した。 【(3)-②との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(3)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成27年)	—	—	—	(2)-①-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講じることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与した。 加えて、施設の保全管理の充実、強化に寄与した。	—
(4)	地すべり等防止法 (昭和33年)	—	—	—	(3)-②-ア	地すべり及びばた山の崩壊による被害を除却又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資する。 本法に基づき、地すべり防止対策を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	—
(5)	活動火山対策特別措置法 (昭和48年)	—	—	—	(3)-②-ア	火山の爆発による被害を防除し、農業の安定に資する。 本法に基づき策定される防災営農施設整備計画に基づく事業を実施することにより、農地の降灰被害等の防止に寄与した。	—
(6)	海岸法 (昭和31年)	—	—	—	(3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、国土の保全に資する。 本法に基づく海岸事業により、海岸堤防、護岸等の海岸保全施設を新設又は改良等、計画的に整備することで、海岸背後にある農地及び周辺地域の減少に寄与した。	—
(7)	農地の整備(直轄) (昭和24年度) (主、関連:30-7)	3,840 (3,324)	2,615 (2,566)	4,080 (4,032)	(1)-①-ア (1)-①-イ	広範な農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を実施。 農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(8)	有明海再生関係事業 (平成21年度) (主)	1,000 (983)	1,000 (976)	1,000 (984)	(1)-①-ア (1)-①-イ	本事業で得られた成果は、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」(平成14年法律第120号)に基づき、環境省に設置された有明海・八代海等総合調査評価委員会の検討に供され、平成29年3月にとりまとめた委員会報告の今後の再生方策や課題に反映。例えば、次のようなものが新たに盛り込まれている。 ① タイラギの浮遊幼生の量を増やすための広域的な母貝集団ネットワークの形成 (浮遊幼生の移動ルート及び稚貝の着底場所の把握、母貝生息適地の保全・再生、母貝生息適地への稚貝放流・移植等) ② アサリの浮遊幼生を増やすための母貝生息適地の保全再生、稚貝の量や生存率を高めるための採苗器の設置 ③ 魚類等の広域的な連携を含めた種苗放流の推進 (例えば、ガサミは、4県が協調した取組を進めており、平成28年度には低コストな手法での量産レベルの種苗生産に成功) また、本事業等の取組を通じて、有明海の二枚貝類の資源・生産の状況に、次のような効果をもたらしている。 ① アサリについては、平成27年に有明海全域で稚貝が大量発生し、移植・放流や食害防止などにより、福岡県では、推定資源量が平成26年の220トンから平成29年は5,500トンに増大。また、カキ筏を活用した垂下養殖の導入が諫早湾で行われ、平成27年から販売を開始。 ② アゲマキについては、平成21年に人工稚貝の量産化技術を構築し、平成28年には、佐賀県の放流漁場において生息数が例年の10倍に増加。 ③ カキについては、平成28年には、諫早湾及びその近傍海域で約120基の養殖筏が設置され、諫早湾では、高付加価値化のための養殖技術を導入し、平成24年には日本一決定戦で一位となり、平成27年からは、カキの周年出荷の試みもスタート。 以上のように本事業の取組により、諫早湾干拓と周辺環境との調和に配慮しつつ、良好な営農状況を備えた農地及び国営土地改良施設等を保全し、良好な営農状況の継続に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(9)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30- 3,7,12,14,15,16,17,18,19,22)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-②-ア	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援する。 【(1)-①との関連】 本交付金において、農地の排水対策の向上を図ることにより、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 本交付金において、食料生産に不可欠な基本インフラの保全管理を図ることにより、老朽化が進行する基幹的農業水利施設に対する機能診断を実施し、農業水利施設の戦略的な保全管理に寄与した。 【(3)-②との関連】 本交付金において、農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援するものであり、緊急的な防災対策が必要な優先度の高い地域から着実に整備を推進し、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(10)	農業用排水施設の整備・保全 (直轄) (昭和24年度) (主、関連:30-12,15)	56,359 (53,898)	63,326 (61,445)	71,802 (71,130)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別な技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(1)-①との関連】 水田の有効活用に向け、排水対策の効率的かつ効果的な整備を推進することにより、水田の汎用化等の基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付割合の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(11)	農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-7,15)	34,486 (34,131)	47,222 (46,803)	48,136 (47,991)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1)-①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施することにより、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに寄与した。	
(12)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,12,14,15,17,22)	87,427 の内数 (87,348 の内数)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-②-ア (3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(1)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農地の排水対策により、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備により、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。 【(3)-②との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業用排水施設、海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(13)	農業用排水施設の整備・保全 (特会) (昭和24年度) (主)	12,270 (12,156)	9,223 (8,963)	8,984 (8,905)	(2)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 農業用排水施設の整備に当たっては、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(14)	農業用排水施設の維持・保全 (昭和37年度) (主)	8,469 (8,421)	8,711 (8,572)	8,700 (8,623)	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理、土地改良区等が管理する農業用排水施設について定期的に行う整備補修等に対する支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	
(15)	多面的機能支払交付金 (平成26年度) (関連:30-12,14)	48,251 (48,250)	48,251 (48,250)	48,401 (48,400)	(2)-①-ア	農村・農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する。 本交付金は、都道府県及び市町村を通じて、農業者や地域住民等で構成する活動組織等に交付するものであり、施設の保全管理の充実、強化に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(16)	農地の防災保全(直轄) (昭和63年度) (主)	14,171 (13,909)	16,357 (15,681)	17,467 (17,081)	(3)-②-ア	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用排水施設の整備・改修、②大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等における地すべり防止施設の整備等を国が実施するもの。③末端支配面積が概ね100ha以上の土地改良施設(国営造成)の突発事故被害の復旧工事を実施するもの。 ①、②又は③により、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(17)	農地の防災保全(特会) (平成元年度) (主)	5,195 (4,916)	6,049 (5,666)	7,703 (7,549)	(3)-②-ア	本政策手段は、受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用排水施設の整備・改修を実施するもの。これにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(18)	農地の防災保全(補助) (昭和24年度) (主)	53,110 (52,455)	67,726 (67,428)	72,874 (70,744)	(3)-②-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(19)	特殊自然災害対策施設緊急整備事業 (平成24年度) (主)	476 (434)	182 (168)	282 (260)	(3)-②-ア	火山の爆発により被害を受けるおそれがある地域を対象として、農作物等への降灰による被害の防除・最小化のために必要な施設整備等を実施。本事業を実施することにより、農地の降灰被害等の防止に寄与した。	
(20)	海岸事業(農地) (昭和33年度) (主)	2,974 (2,964)	2,992 (2,965)	2,731 (2,718)	(3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	海岸法に基づき、津波、高潮、波浪等による被害から優良農地等を防護するため、海岸堤防・護岸等の海岸保全施設の新設や改良等を行う事業。本事業の実施により、海岸堤防、護岸等の海岸保全施設を新設又は改良等、計画的に整備することで、海岸背後にある農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(21)	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (平成30年度) (主)	—	—	10,614 (10,614)	(2)-①-ア (3)-②-ア	農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援することで、農業の持続的な発展に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な 経費のうち農業用排水施設の整 備・保全(直轄) (昭和24年度) (主、関連:30-12,15)	7,105 (7,059)	5,168 (5,136)	6,127 (6,115)	(2)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は50ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	
(2)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業 用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (主、関連:30-12,15)	2,935 (2,836)	2,881 (2,873)	2,111 (2,105)	(2)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は50ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(3)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (主、関連:30-12,15)	37,324 (36,700)	34,798 (34,635)	31,132 (30,511)	(2)-①-ア	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は100ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	
(4)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-7,15)	4,801 (4,799)	4,248 (4,248)	4,754 (4,754)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1)-①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施することにより、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに寄与した。	
(5)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-7,15)	1,784 (1,247)	1,233 (1,233)	910 (907)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1)-①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施することにより、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(6)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業 競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-7,15)	3,182 (2,778)	2,507 (2,507)	2,684 (2,684)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進 や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更 新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1)-①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施すること により、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に 当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が 進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに 寄与した。	
(7)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業競争力 強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-7,15)	33,919 (33,883)	35,596 (35,535)	15,780 (15,779)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進 や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更 新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(1)-①との関連】 農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備・保全を実施すること により、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に 当たって、施設の機能診断を計画的に実施することにより、急速に劣化が 進行する全ての基幹的農業水利施設に対する機能診断が図られることに 寄与した。	
(8)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の整備 (直轄) (昭和24年度) (主、関連:30-7)	29,617 (28,465)	29,109 (28,932)	15,018 (14,992)	(1)-①-ア (1)-①-イ	広範な農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の農業生 産基盤の整備を実施。 農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られ ることから、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。	
(9)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な 経費のうち農地の防災保全(直轄) (昭和63年度) (主)	1 (1)	1 (1)	2 (1)	(3)-②-ア	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域におい て、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用排水施設の整 備・改修、②大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等における地す べり防止施設の整備等を国が実施するもの。③末端支配面積が概ね100ha 以上の土地改良施設(国営造成)の突発事故被害の復旧工事を実施する もの。 ①、②又は③により、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与し た。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(10)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の防災 保全(直轄) (昭和63年度) (主)	7,447 (7,079)	5,419 (5,352)	6,357 (6,349)	(3)-②-ア	本政策手段は、①受益農地面積がおおむね3,000ha以上の地域において、農用地の湛水被害等を防止するための基幹的農業用排水施設の整備・改修、②大規模な対策や高度な技術力が必要な場合等における地すべり防止施設の整備等を国が実施するもの。③末端支配面積が概ね100ha以上の土地改良施設(国営造成)の突発事故被害の復旧工事を実施するもの。 ①、②又は③により、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(11)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な 経費のうち農地の防災保全(補助) (昭和24年度) (主)	64 (62)	60 (60)	93 (93)	(3)-②-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(12)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農地の防災保 全(補助) (昭和24年度) (主)	596 (596)	547 (546)	594 (594)	(3)-②-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(13)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農地 の防災保全(補助) (昭和24年度) (主)	52 (52)	151 (151)	105 (105)	(3)-②-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(14)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の防災 保全(補助) (昭和24年度) (主)	720 (718)	827 (826)	1,019 (1,018)	(3)-②-ア	本政策手段は、主に①農用地の湛水被害等を防止するための農業用排水施設等の整備・改修、②地すべり防止施設の整備、③決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を実施するもの。 ①～③の整備等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(15)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農山漁村地域 整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,12,14,15,17,22)	5,290 の内数 (5,270 の内数)	4,963 の内数 (4,933 の内数)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-②-ア (3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(1)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農地の排水対策により、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備により、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。 【(3)-②との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業用排水施設、海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(16)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農山 漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,12,14,15,17,22)	1,784 の内数 (1,784 の内数)	1,625 の内数 (1,625 の内数)	1,382 の内数 (1,382 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-②-ア (3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(1)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農地の排水対策により、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備により、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。 【(3)-②との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業用排水施設、海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(17)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地 域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,12,14,15,17,22)	11,826 の内数 (11,820 の内数)	11,588 の内数 (11,581 の内数)	10,294 の内数 (10,234 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-②-ア (3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(1)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農地の排水対策により、水田汎用化等の農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与した。 【(2)-①との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備により、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行い、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。 【(3)-②との関連】 本交付金の事業内容の一つである農業用排水施設、海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与した。	
(18)	【参考:復興庁より】 農山漁村地域整備交付金 (平成24年度) (関連:30-22)	11,218 の内数 (7,005 の内数)	13,036 の内数 (9,577 の内数)	10,975 の内数 (10,021 の内数)	(3)-②-イ (3)-②-ウ (3)-②-エ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(3)-②との関連】 本交付金の事業内容の一つである海岸保全施設等の整備・改修を実施することにより、津波・高潮被害等の災害発生の防止に寄与した。	
(19)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農業用排水施設の維持・保全 (昭和37年度) (主)	1,060 (1,060)	930 (930)	1,067 (1,067)	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理等に対する支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	
(20)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農業用排水施設の維持・保全 (昭和37年度) (主)	9 (9)	9 (9)	10 (10)	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理等に対する支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	
(21)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業用排水施設の維持・保全 (昭和37年度) (主)	10 (10)	10 (10)	22 (22)	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理等に対する支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(22)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用排水施設の維持・保全 (昭和37年度) (主)	835 (835)	866 (866)	875 (875)	(2)-①-ア	国営土地改良事業で造成した農業用排水施設についての維持補修・運用等の保全管理等に対する支援を実施。 ダム、頭首工、用排水機場、用排水路等の農業用排水施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	
(23)	【参考:復興庁より】 農地・農業用施設等の復興関連事業(特会) (平成24年度)	55,894 (48,671)	40,776 (37,858)	47,720 (31,957)	(3)-①-ア	東日本大震災の被災地を災害に強い新たな食料供給基地として再生・復興させるため、農地や農業用施設等を復旧、整備するほか、余震等により損壊のおそれのある農業水利施設の耐震対策等を実施する。 農地の復旧、整備を行うことにより、震災の被災地域における営農再開が可能となる農地面積の増加に直接寄与した。	
(24)	【参考:国土交通省より】 水資源開発事業のうち農業生産基盤整備事業費補助 (平成15年度) (主)	5,861 (5,861)	6,608 (6,608)	7,389 (7,389)	(2)-①-ア	国土交通大臣が水資源開発水系に指定し、水資源開発基本計画を決定した水系において、水資源機構が行う用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び施設の操作、維持、修繕その他の管理に対する支援を実施する。 このことにより、用水路等施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与した。	

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑨)

政策分野名 【施策名】	需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革					
政策の概要 【施策の概要】	超高齢化社会、本格的な人口減少社会の到来等の社会構造やライフスタイル等の変化、国内外の新たな市場の開拓の可能性を踏まえ、消費者に選択される商品やサービスの供給、新たな価値の創造に取り組んでいく必要がある。 このため、マーケットインの発想による多様で高度な消費者ニーズ等への的確な対応や生産性の向上に向けた生産・供給体制の構築等の施策を行う。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	507,573 <216,280>の内数	483,349 <162,661>の内数	95,617 <565,595>の内数	94,348 <552,704>の内数
		補正予算(b)	150,099 <12,575>の内数	130,737 <10,000>の内数	74 <107,104>の内数	
		繰越し等(c)	△66,318 <35,279>の内数	12,555 <2,644>の内数		
		合計(a+b+c)	591,354 <264,134>の内数	626,642 <175,305>の内数		
	執行額(百万円)		503,313 <148,571>の内数	556,091 <133,131>の内数		
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称 食料・農業・農村基本計画		年月日 平成27年3月31日	関係部分(抜粋) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. 農業の持続的な発展に関する施策 (6) 農業構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革		

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	国産農畜産物の競争力の強化									
目標①【達成すべき目標】	飼料用米等の戦略作物の供給拡大									
測定指標	ア 飼料用米・米粉用米の生産量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		129,020 トン	463,041 トン (飼料用米 440,066 トン、 米粉用米 22,975 トン) (A':201%)	525,012 トン (飼料用米 505,998 トン、 米粉用米 19,014 トン) (A':154%)	527,907 トン (飼料用米 499,499 トン、 米粉用米 28,408 トン) (A:115%)	454,216 トン (飼料用米 426,521 トン、 米粉用米 27,695 トン) (B:74%)	－	1,200,000 トン		
		年度ごとの目標値			295,378トン	385,840トン	476,303トン	566,765トン		
把握の方法	「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告(農林水産省政策統括官穀物課調べ)									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値－平成25年度基準値)／(当該年度目標値－平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	イ 小麦の生産量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		811,700 トン	1,004,000 トン (A':388%)	790,800 トン (C:－36%)	906,700 トン (A:141%)	764,900 トン (C:－61%)	－	950,000 トン		
		年度ごとの目標値			861,273トン	870,146トン	879,019トン	887,892トン		
把握の方法	「作物統計」(産麦類(子実用)の収穫量)(農林水産省統計部)									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値－平成25年度基準値)／(当該年度目標値－平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	ウ 大豆の生産量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		199,900 トン	243,100 トン (A:108%)	238,000 トン (B:80%)	253,000 トン (A:95%)	211,300 トン (C:18%)	－	320,000 トン		
		年度ごとの目標値			239,727トン	247,754トン	255,781トン	263,808トン		
把握の方法	「作物統計」(豆類(乾燥子実)及びそばの収穫量)(農林水産省統計部)									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値－平成25年度基準値)／(当該年度目標値－平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									

目標②【達成すべき目標】		畜産クラスター(注1) 構築等による畜産の競争力強化								
測定指標	ア 全国の生乳生産量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		745万トン	—	—	—	728万トン (A:おおむね有効)	—	750万トン		
	年度ごとの目標値		—	—	—	747万トン	748万トン			
把握の方法	「牛乳乳製品統計」(生乳生産量)(農林水産省統計部)									
達成度合いの判定方法	平成20年度から平成25年度まで(減産型計画生産を行っていた期間以降6年間(基準年度を含む過去6年間))の標準偏差($\sigma=20$ 万トン) A'(目標超過):(当該年度目標値+ 2σ)<当該年度実績値 A(おおむね有効):(当該年度目標値- σ) $\leq$ 当該年度実績値 $\leq$ (当該年度目標値+ 2σ) B(有効性の向上が必要である):(当該年度目標値- 2σ) $\leq$ 当該年度実績値<(当該年度目標値- σ) C(有効性に問題がある):当該年度実績値<(当該年度目標値- 2σ)									
備考	—									
測定指標	イ 国産食肉の利用拡大のための国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産量 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		牛肉: 51万トン	牛肉: 47万トン (C:有効性に問題がある)	牛肉: 46万トン (C:有効性に問題がある)	牛肉: 47万トン (C:有効性に問題がある)	牛肉: 48万トン (C:有効性に問題がある)	—	牛肉: 52万トン		
		豚肉: 131万トン	豚肉: 127万トン (B:有効性の向上が必要である)	豚肉: 128万トン (A:おおむね有効)	豚肉: 127万トン (B:有効性の向上が必要である)	豚肉: 128万トン (A:おおむね有効)	—	豚肉: 131万トン		
	鶏肉: 146万トン	鶏肉: 152万トン (A:おおむね有効)	鶏肉: 155万トン (A':目標超過)	鶏肉: 157万トン (A':目標超過)	鶏肉: 160万トン (A':目標超過) (推計値)	—	鶏肉: 146万トン			
	年度ごとの目標値		牛肉: 51万トン 豚肉: 131万トン 鶏肉: 146万トン	牛肉: 51万トン 豚肉: 131万トン 鶏肉: 146万トン	牛肉: 52万トン 豚肉: 131万トン 鶏肉: 146万トン	牛肉: 52万トン 豚肉: 131万トン 鶏肉: 146万トン	牛肉: 52万トン 豚肉: 131万トン 鶏肉: 146万トン			
把握の方法	牛肉・豚肉:「食肉流通統計」(枝肉生産量)(農林水産省統計部) 鶏肉:「食肉の需給動向」(鶏肉需給の推移)((独)農畜産業振興機構)									
達成度合いの判定方法	[牛肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の標準偏差($\sigma=0.8$) A'(目標超過):(当該年度目標値+ 2σ)<当該年度実績値 A(おおむね有効):(当該年度目標値- σ) $\leq$ 当該年度実績値 $\leq$ (当該年度目標値+ 2σ) B(有効性の向上が必要である):(当該年度目標値- 2σ) $\leq$ 当該年度実績値<(当該年度目標値- σ) C(有効性に問題がある):当該年度実績値<(当該年度目標値- 2σ) [豚肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の標準偏差($\sigma=2.7$) A'(目標超過):(当該年度目標値+ 2σ)<当該 (136万トン<当該年度実績値) A(おおむね有効):(当該年度目標値- σ) $\leq$ 当該年度実績値 $\leq$ (当該年度目標値+ 2σ) (128万トン $\leq$ 当該年度実績値 $\leq$ 136万トン) B(有効性の向上が必要である):(当該年度目標値- 2σ) $\leq$ 当該年度実績値<(当該年度目標値- σ) (126万トン $\leq$ 当該年度実績値<128万トン) C(有効性に問題がある):当該年度実績値<(当該年度目標値- 2σ) (当該年度実績値<126万トン) [鶏肉] 平成16年度から平成25年度まで(基準年度を含む過去10年間)の生産量より回帰直線を作成し、この回帰直線から得られる値と実績値との間に生じる差異の標準偏差($\sigma=3.0$) A'(目標超過):(当該年度目標値+ 2σ)<当該年度実績値 (152万トン<当該年度実績値) A(おおむね有効):(当該年度目標値- σ) $\leq$ 当該年度実績値 $\leq$ (当該年度目標値+ 2σ) (143万トン $\leq$ 当該年度実績値 $\leq$ 152万トン) B(有効性の向上が必要である):(当該年度目標値- 2σ) $\leq$ 当該年度実績値<(当該年度目標値- σ) (140万トン $\leq$ 当該年度実績値<143万トン) C(有効性に問題がある):当該年度実績値<(当該年度目標値- 2σ) (当該年度実績値<140万トン)									
備考	—									
測定指標	ウ 国産鶏卵の継続的かつ安定的な生産・消費に資するため、鶏卵価格の安定化(鶏卵価格(年間卸売価格)の変動幅) (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		16-21年度の変動幅を基に算出	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	毎年度		
		$\pm 27.5\%$	$\pm 9.5\%$ (A:おおむね有効)	$\pm 9.9\%$ (A:おおむね有効)	$\pm 10.5\%$ (A:おおむね有効)	$\pm 11.8\%$ (A:おおむね有効)	—	$\pm 25\%$ 以内		
	年度ごとの目標値		$\pm 25\%$ 以内	$\pm 25\%$ 以内	$\pm 25\%$ 以内	$\pm 25\%$ 以内	$\pm 25\%$ 以内			
把握の方法	「たまご東京M相場」(卸売価格)(JA全農調べ)									
達成度合いの判定方法	A(おおむね有効): $\pm 25\%$ 以内、B(有効性の向上が必要である): $\pm 25\%$ 超 $\pm 27.5\%$ 以下、C(有効性に問題がある): $\pm 27.5\%$ 超									
備考	—									

目標③【達成すべき目標】		園芸作物等の供給力の強化									
測定指標	ア 指定野菜(注2)(ばれいしょを除く)における加工・業務向け出荷量の増減率 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度			
		100%	109% (A:150%)	114% (A:127%)	111% (B:65%)	115% (B:65%)	－	168%			
	年度ごとの目標値		106%	111%	117%	123%	128%				
把握の方法		「野菜生産出荷統計」(加工向け及び業務用の出荷量)(農林水産省統計部) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法		達成度合い(%)=(当該年度実績値－平成25年度基準値)／(当該年度目標値－平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		－									
測定指標	イ 野菜の市場入荷量の変動の抑制(変動係数) (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		17年	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年			
		1.8%	1.5% (A:112%)	1.4% (A:113%)	1.5% (A:106%)	1.6% (A:100%)	－	1.4%			
	年度ごとの目標値		1.7%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%				
把握の方法		「青果物卸売市場調査報告」(卸売数量)(農林水産省統計部) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法		達成度合い(%)={1－(当該年の5年間平均変動係数－当該年の目標値)／当該年の目標値}×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		－									
測定指標	ウ 消費者・実需者ニーズに対応した優良果実の供給拡大(優良果実の供給面積割合) (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度			
		5%	7.7% (A:135%)	8.9% (A:130%)	10.0% (A:125%)	11.0% (A:115%)	－	17%			
	年度ごとの目標値		7%	8%	9%	10%	11%				
把握の方法		「果樹経営支援対策事業の実績」(取組面積)及び「果樹産地構造改革計画策定等調査」(栽培面積)(農林水産省生産局園芸作物課調べ)									
達成度合いの判定方法		達成度合い(%)={(当該年度の取組面積／当該年度の果樹産地栽培面積)－平成25年度基準値}／(当該年度の目標値－平成25年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		－									
測定指標	エ 国産花きの産出額 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		24年	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年			
		3,761億円	3,785億円 (A:113%)	3,732億円 (B:71%)	3,798億円 (B:75%)	3,788億円 (B:70%)	－	6,500億円			
	年度ごとの目標値		3,761億円	3,874億円	3,990億円	4,110億円	4,233億円				
把握の方法		「生産農業所得統計」(農林水産省統計部)及び「花木等生産状況調査」(花きの産出額)(農林水産省生産局園芸作物課調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法		達成度合い(%)=[当該年実績値－{平成24年基準値－(年平均減少額×基準値以降の経過年数)}]／[当該年目標値－{平成24年基準値－(年平均減少額×基準値以降の経過年数)}]×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		－									
測定指標	オ 茶の輸出額 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		25年	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年			
		66億円	101億円 (A:146%)	116億円 (A:139%)	144億円 (A:150%)	153億円 (A:128%)	－	150億円			
	年度ごとの目標値		90億円	102億円	118億円	134億円	150億円				
把握の方法		「貿易統計」(緑茶)(HSコード:090210000及び090220000)(財務省)									
達成度合いの判定方法		達成度合い(%)=(当該年実績値－平成25年基準値)／(当該年目標値－平成25年基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		－									
目標④【達成すべき目標】		有機農産物や薬用作物の生産拡大									
測定指標	ア 全耕地面積に占める有機農業(注3)の取組面積の割合 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標－ 計算分類	
		24年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	30年度			
		0.4%	－	－	0.52% (B:74%)	0.53% (B:66%)	－	1.0%			
	年度ごとの目標値		－	－	0.7%	0.8%	1.0%				
把握の方法		「国内における有機JASほ場面積」(農林水産省食料産業局食品製造課調べ)、「有機農業の取組面積に係る実態調査」(有機農業の取組面積)(農林水産省生産局農業環境対策課調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法		達成度合い(%)=(当該年度実績値)／(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		－									

測定指標	イ 薬用作物の栽培面積 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標一 計算分類
		27年	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年		
		524ha	—	—	524ha (基準値)	573ha (A':233%)		630ha		
	年度ごとの目標値		—	—	524ha	545ha	566ha		A'	F ↑ 一差
把握の方法	「薬用作物(生薬)に関する資料」(栽培面積)(公益財団法人日本特産農産物協会) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年実績値－平成27年基準値)／(当該年目標値－平成27年基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

目標達成度合いの測定結果		(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
測定指標についての 要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	【(1)①(ア)】飼料用米・米粉用米の生産量 飼料用米・米粉用米の生産量については、454,216トンで、達成度合いが74%で「B」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 外部要因としては、水稻の作柄が98のやや不良となったためと考えられる。また、主食用米の需要が毎年約8万トン(現在は約10万トン)ずつ減少しているが、平成30年産の需給見通しにおける数量が平成29年産の生産数量目標と同じ735万トンとなる中で、各産地は主食用米の需給状況への対応や輸出による新市場開拓への取組を推進したことから、特に飼料用米から主食用米や新市場開拓用米への転換を判断し、作付面積が減少したと考えられる。 2) 内部要因 飼料用米・米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付を行う水田活用の直接支払交付金において、平成26年産より導入した数量払いの導入、多収品種への取組の支援等により、本作化は引き続き進展している。 ※多収品種作付面積(平成26年産:1.3万ha→平成30年産:4.5万ha(+3.2万ha))、区分管理の取組面積(平成26年産:2.7万ha→平成30年産:7.0万ha(+4.3万ha)) 3) 総合的な要因 以上のとおり、内部要因による影響はほぼないものの、水稻の作柄が98のやや不良となったことや、各産地が主食用米や新市場開拓用米への転換を判断し、特に飼料用米の作付面積が前年より減少したことから、目標の生産量は実現できなかったものと考えられる。		
	【(1)①イ】小麦の生産量 小麦の生産量については、764,900トンで、達成度合いが-61%で「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 外部要因としては、30年産は、主産地の北海道において6月中旬から7月中旬にかけての低温、日照不足の影響により登熟不足となったため昨年よりも13.7万トンの生産減となった。このため、全国の10a当たり単収は基準年である25年度以降最も低い水準となり、目標生産量約89万トンに対し、76万トンの生産量となった。 2) 内部要因 内部要因としては、国内産小麦に対する実需ニーズは着実に増加しており、実需者からの購入希望数量は25年度は86.9万トン※であったところ、30年度は88万トン※と約1.1万トン増加となった(※民間流通連絡協議会での数値。産地の生産量が3千トン以下の非上場銘柄、特定用途向けなどの数量は含まれていない)。 これらの需要の増加を踏まえ、産地では産地活性化総合対策事業や強い農業づくり交付金といった産地強化対策も活用しつつ、生産量の増加に向けた取組を進めた結果、30年産の作付面積は21.2万haとなり、25年度から2,000ha増加となった。また、30年産の10a当たり平均収量(直近7カ年のうち、最高と最低を除いた5カ年の平均値)は399kg/10aとなり、25年度の379kg/10aから、20kg増加となった。 3) 総合的な要因 以上のとおり、国産小麦の需要の増加を受けて、国産小麦の増加に向けて作付面積及び10a当たりの平均収量は増加したものの、1)の外的要因によって、目標の小麦生産量を実現できなかったものと考えられる。		
	【(1)①ウ】大豆の生産量 大豆の生産量については、211,300トンで、達成度合いが18%で「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 平成30年産は、主産地の北海道で低温、多雨の影響による着莢数が減少したため、10a当たり平均収量対比が86%と大幅な減収となり、昨年よりも18,200トンの生産減となった。 都府県においても、生育期の干ばつや、東海・近畿地方を中心に台風による湿害及び倒伏が発生したこと等により、平均収量対比で東海が45%、近畿が49%と大幅な減収となり、23,500トンの減収となった。 このため、全国の10a当たり収量は基準年である25年度以降、最も低い水準となり、目標生産量32万トンに対し、21万トンの生産量にとどまった。 2) 内部要因 国産大豆の需要は近年増加しており、平成29年度の需要量は、25年度の約19万トンから6万トン増加し、約25万トンとなっている。 また、30年度の作付面積については、前年より微減となったが、25年度以降の需要の増加を踏まえ、増加傾向で推移し、25年度から2万ha増加し約15万haとなるなど、産地では産地活性化総合対策事業や強い農業づくり交付金、産地パワーアップ事業といった産地強化対策も活用しつつ、需要に応じた生産の取組が進んでいる。 3) 総合的な要因 国産大豆の需要の増加を受けて、大豆の生産量増加に向け、作付面積は平成25年度以降、増加傾向で推移しているが、30年度は1)の外的要因によって、目標の大豆生産量の増加を実現できなかったものと考えられる。		
	【(1)②イ】国産食肉の利用拡大のための国産牛肉の生産量 平成30年度の牛肉の生産量については、48万トンで達成度合いが「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 肉専用種(いわゆる和牛)の生産基盤である「繁殖農家」について、各般の生産基盤強化対策の実施により、1戸当たり飼養頭数は増加傾向で推移しているが、中小・零細農家を中心に高齢化・後継者不足が著しく、離農が進展しており、繁殖雌牛全体の頭数が減少(H22年2月:684千頭→H27年2月:580千頭)した結果、肉用子牛生産、肥育牛生産の間にタイムラグを置きつつ、24～28年度の和牛の食肉生産量は、減少で推移し、29～30年度は増加しているものの、30年度は目標を下回っている。 また、酪農の搾乳牛から副産物として生産される乳用種子牛(ホルスタイン種の雄、交雑種)についても、繁殖農家と同様に、酪農家の離農が進んでいること、黒毛和種受精卵移植等が増加していることから、乳用牛の飼養頭数の減少(H20年2月:1,533千頭→H29年2月:1,323千頭)により分娩頭数が減少した結果、乳用種子牛生産、肥育牛生産の間にタイムラグを置きつつ、乳牛の食肉生産が減少した。		

評価結果		2) 内部要因 国産牛肉の安定供給に向けて ・畜産クラスター事業により、子牛の育成部門を外部化して増頭を可能とするためのCBS(キャトルブリーディングステーション)やCS(キャトルステーション)の整備等を支援 ・酪農経営において、性別別精液を活用して優良な乳用種後継雌牛を確保した上で、和牛受精卵移植を活用した和子牛の生産を拡大する取組を支援 ・ICT等の新技術を活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の機械装置の導入を支援 ・国産飼料生産基盤に立脚した畜産への転換に向け、草地改良、飼料生産組織の機能高度化、放牧を活用した生産基盤強化、国産濃厚飼料(子実とうもろこし等)の増産、及び飼料用米の利活用の取組等を推進 するなど、肉用牛の生産基盤の強化、生産性の向上、省力化の推進、飼料費の低減等を図った結果、H28年2月の繁殖雌牛頭数が6年ぶりに増加に転じ、28年～30年と3年連続で増加(H27年2月:580千頭→H28年2月:589千頭→H29年2月:597千頭→H30年2月:610千頭)した。更に、H29年2月の肉用牛全体の飼養頭数も8年ぶりに増加に転じ、29年、30年と2年連続で増加(H28年2月:2,479千頭→H29年2月:2,499千頭→H30年2月:2,514千頭)するなど、事業の効果が始まっている。 3) 総合的な要因 当該目標達成に向けて、2)の内部要因で示したように、これまで各般の取組を行ってきた結果、繁殖雌牛の増頭に加え、肉用牛全体の飼養頭数の増頭にも繋がっている。このような結果から、29～30年度の牛肉生産量は、2年連続(29、30年度)で増加している。また、最終産物である牛肉が生産されるまでには、和牛であれば繁殖雌牛の妊娠期間を含め40ヵ月程度を要することから、先般の肉用子牛・肥育牛頭数の増加に伴って、今後も国産牛肉の生産量が増加していくことが期待される。引き続き、各種施策による生産基盤の強化に取り組むことにより、飼養頭数の増加を通じて牛肉の生産量の増加を図っていくことが肝要。 【(1)②イ】国産食肉の利用拡大のための国産鶏肉の生産量 平成30年度の鶏肉の生産量については、160万トンで達成度合いが「A'」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 消費者の健康志向の高まり等により、鶏肉の需要が順調に拡大していること、ここ数年価格が堅調に推移していること等から、鶏肉生産量の増加につながったと考えられる。 2) 内部要因 国産農畜産物の安定供給のため、強い農業づくり交付金の仕組みを活用して、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設等の整備等、生産基盤の強化を図ったことが、需要増に対応した生産量の増加の一因となったと考えられる。 3) 総合的な要因 1)の外部要因と2)の内部要因が相まって、国産鶏肉の生産量が増加したと考えられる。 【(1)③エ】国産花きの産出額 国産花きの産出額については、3,788億円で昨年度より10億円減少し、達成度合いが70%で「B」となった。その要因としては、以下のことが考えられる。 1) 外部要因 外部要因として、平成28年8月～9月頃の日照不足等の天候不順、台風や28年1月の大雪といった各種災害により、キク等の主要品目で物日での適期適量の出荷ができなかったことが考えられる。また生産者の高齢化による離農等に伴う作付面積及び出荷量の減少も原因と考えられる。さらに、植木等の花木類については、輸出が増加しつつあるものの、国内需要の低下や、生産者の高齢化による離農等に伴い、作付面積及び出荷量は減少傾向となったことから、産出額も減少したと考えられる。 2) 内部要因 内部要因としては、国産花きイノベーション推進事業等による国内生産体制の強化への支援や、国内流通及び輸出拡大への支援、需要拡大のための取組への支援を行ったことにより、植木等の輸出額や、切り花の一部品目における出荷量や産出額は増加したものの、本事業で実証された結果がまだ全国的に利活用されていないこと、海外で需要のある植木等の供給力不足により、産出額が伸びなかったと考えられる。 3) 総合的な要因 以上のとおり、内部要因による事業の効果が十分あげられなかったこともあるが、外部要因の影響が大きく、施策の効果が発揮できなかったものと考えられる。 【(1)④イ】薬用作物の栽培面積 薬用作物の栽培面積については、573haで達成度合いが「A'」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 外的要因としては、原料生薬の安定確保のために国産ニーズが高まっていたこと、耕作放棄地の再生利用や地域の活性化に繋がる作物として期待され、試作に取組む地域が増え面積が増加したと考えられる。 2) 内部要因 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業により、全国団体が全国8ブロックでの説明会に併せて地域相談会を実施したことや、専用ホームページや事前相談窓口を設置したことに加え、全国各地で本事業を活用した産地化に向けた取組が行われたことにより、栽培面積が増加したと考えられる。 3) 総合的な要因 内部要因の継続的な効果も考えられるが、外部要因であげた国産ニーズの高まり、地域の活性化に向けた取組として試作に取組始める地域が増えたことから、栽培面積が増加したと考えられる。
次期目標等への反映の方向性		【(1)①(ア)】飼料用米・米粉用米の生産量 水稻の作柄が98のやや不良となったことに加え、各産地が主食用米の需給状況への対応や輸出による新市場開拓の取組を推進し、主食用米や新市場開拓用米への転換を判断したため、特に飼料用米で作付面積が減少した。 令和元年度においても、米政策改革の定着により、産地・生産者が自らの判断で需要に応じた生産に取り組むこととしており、飼料用米・米粉用米では、主食用米も含めたきめ細かな需給動向の情報提供、多収品種による本作化の推進とともに、水田活用の直接支払交付金による経営の安定化といったメリットの周知により、生産拡大を図る。 【(1)①イ】小麦の生産量 平成30年産においては、主産地の北海道等において天候不順等の影響を受け、平年以下の収量となり、目標を達成できなかった。 令和元年産においては、外部要因の影響を可能な限り少なくするため、生産量の増加に向けて収量・品質に高位安定化に向けた排水対策等の基本技術の徹底や適期収穫、加工適性や収益性に優れた新品種の導入などに引き続き取り組み、実需者ニーズに対応した麦の生産拡大を図る。 【(1)①ウ】大豆の生産量 平成30年度においては、主産地の北海道や東海、近畿地方を中心とした天候不順、台風等の影響を受け、平年以下の収量となり、目標を達成できなかった。 令和元年産においては、外部要因の影響を可能な限り少なくするため、生産量の増加に向けて収量・品質の高位安定化に向けた排水対策等の基本技術徹底や、適期収穫、加工適性及び収益性に優れた新品種の導入、補助事業等を活用した生産振興対策等に引き続き取り組み、実需者ニーズに対応した大豆の生産拡大を図る。 【(1)②イ】国産食肉の利用拡大のための国産牛肉の生産量 中小・零細農家を中心とした高齢化・後継者不足による離農の増加(外的要因)については、当面続くことが想定される一方、各種政策により、繁殖雌牛頭数を中心とした肉用牛飼養頭数の増加に伴い、牛肉生産量が増加基調となっていることから、これまで取り組んできた肉用牛生産基盤の強化等の取組を、引き続き、推進していく必要がある。

		【(1)②イ】国産食肉の利用拡大のための国産鶏肉の生産量 現時点では、堅調な価格推移の下で国産鶏肉の生産量は増加傾向で推移しているが、今後も安価な輸入鶏肉に対抗し国民の需要に対応した生産を確保するため、付加価値の高い地鶏の育種改良、地鶏や飼料用米を給与する等特色ある鶏（銘柄鶏）の生産拡大、施設整備による生産コストの削減等の取組を、引き続き、推進していく必要がある。 【(1)③エ】国産花きの産出額 外部要因の天候不順や、高齢化による離農に伴う作付面積の減少については引き続き影響が及ぶと考えられるが、従来実施していた国産花きイノベーション推進事業について、国産花きのシェア奪還と輸出拡大を図るため、需要期に併せた高品質な切り花の低コスト安定供給体制の構築や、輸出額の大部分を占める植木等の国内生産体制の強化等の取組を、引き続き推進していくこととしている。 【(1)④イ】薬用作物の栽培面積 現時点では、薬用作物の栽培面積は増加傾向で推移しているが、各地で試作を始めた段階であり、産地化に向けて、今後も栽培実証ほの設置等を通じた栽培技術の確立など薬用作物の栽培等への支援を引き続き推進していく必要がある。		
学識経験を有する者の知見の活用				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—			
評価結果の政策への反映状況（主なもの）	予算			
	税制			
	その他 （法令、組織、定員等）			
担当部局名	生産局（政策統括官） 【生産局総務課/園芸作物課/地域対策官/技術普及課/農業環境対策課/畜産企画課/畜産振興課/飼料課/牛乳乳製品課/食肉鶏卵課/政策統括官付農産企画課/穀物課/地域作物課】 （大臣官房文書課災害対策室/生産局総務課生産推進室/農業環境対策課）		政策評価実施時期	令和元年8月

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 国産農畜産物の競争力の強化

【目標】①
飼料用米等の戦略作物
の供給拡大

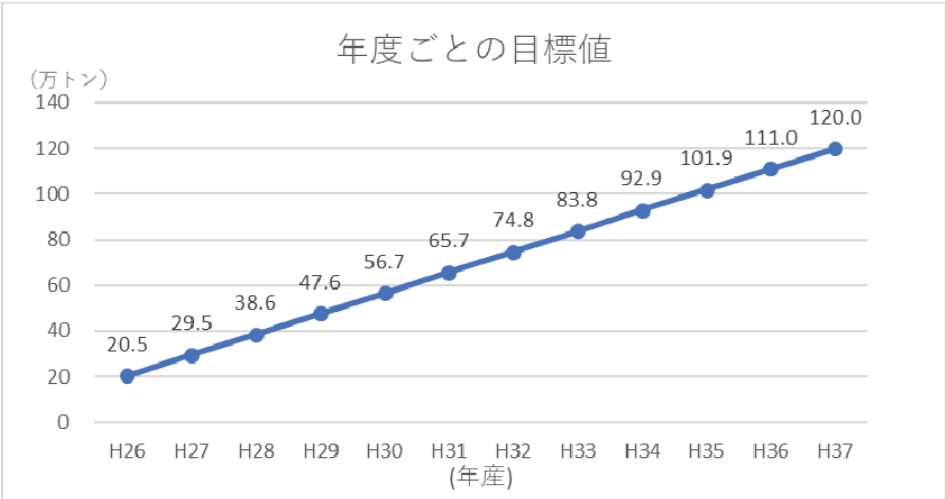
(ア) 飼料用米・米粉用米の生産量

【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画では、飼料用米・米粉用米等の戦略作物については、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目標の達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされていることから、飼料用米・米粉用米の生産努力目標を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

食料・農業・農村基本計画の飼料用米、米粉用米の生産努力目標については、令和7年度にそれぞれ110万トン、10万トンの目標を設定しており、その合計(120万トン)を目標値として設定した。毎年、一定割合で生産量を増加させることとして、年度ごとの目標値を設定した。



【その他参考資料】

(面積ha、生産量t)

		25年産	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産
飼料用米	面積	21,802	33,881	79,766	91,169	91,510	79,535
	生産量	108,576	186,564	440,066	505,998	499,499	426,521
米粉用米	面積	3,965	3,401	4,245	3,428	5,307	5,295
	生産量	20,444	18,352	22,975	19,014	28,408	27,695

出典:農林水産省政策統括官付穀物課調べ(「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告)

(イ) 小麦の生産量

【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画では、麦等の戦略作物について、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目標の達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされていることから、小麦の生産量を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

食料・農業・農村基本計画の小麦の生産努力目標については、令和7年度に生産量95万トンの目標を設定しており、これを目標値として設定した。毎年、一定割合で生産量を増加させることとして、年度ごとの目標値を設定した。

【その他参考資料】

年 産	H25	H26	H27	H28	H29	H30
作付面積 (ha)	210, 200	212, 600	213, 100	214, 400	212, 300	211, 900
単収 (kg/10a)	386	401	471	369	427	361
収穫量 (t)	811, 700	852, 400	1, 004, 000	790, 800	906, 700	764, 900
平均収量 (kg/10a)	379	379	371	371	384	399

※ 平均収量は、直近7カ年のうち、最高と最低を除いた5カ年の平均値
出典:農林水産省統計部「作物統計(麦類(子実用)の収穫量)」

(ウ) 大豆の生産量

【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画では、大豆等の戦略作物については、生産性を向上させ本作化を推進し、品目ごとの生産努力目標の達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図ることとされていることから、大豆の生産量を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

食料・農業・農村基本計画の大豆の生産努力目標については、令和7年度に生産量32万トンの目標を設定しており、これを目標値として設定した。毎年、一定割合で生産量を増加させることとして、年度ごとの目標値を設定した。

【その他参考資料】

○大豆の作付面積、10a 当たり収量、収穫量の推移

年 産	H25	H26	H27	H28	H29	H30
作付面積 (ha)	128, 800	131, 600	142, 000	150, 000	150, 200	146, 600
10a 当たり収量 (kg/10a)	155	176	171	159	168	144
収穫量 (t)	199, 900	231, 800	243, 100	238, 000	253, 000	211, 300

出典:農林水産省統計部「作物統計」(豆類(乾燥子実)及びそばの収穫量)

【目標】②

畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化

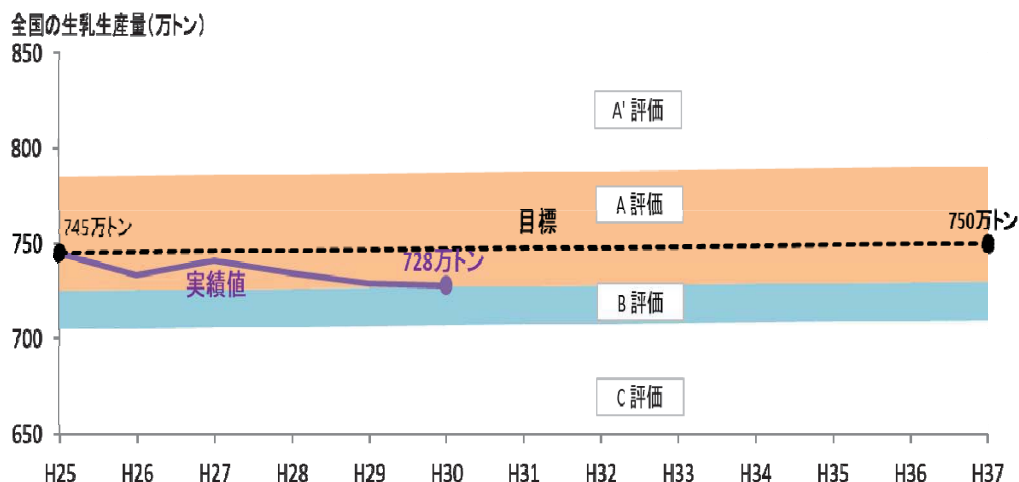
(ア) 全国の生乳生産量

【測定指標の選定理由】

牛乳・乳製品については、「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」において、国内のニーズ等を踏まえた生産・供給を行うこととしていることから、生乳の生産量を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

「食料・農業・農村基本計画」及び「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」における、令和7年度の全国の生乳生産量を目標値として設定した。



出典: 農林水産省統計部「牛乳乳製品統計」(生乳生産量)

【その他参考資料】

—

(イ) 国産食肉の利用拡大のための国産牛肉、豚肉、鶏肉の生産量

牛肉

【測定指標の選定理由】

「畜産クラスターの推進等による畜産の競争力強化」を達成するためには、人口減少・高齢化社会の一層の進展により国内消費仕向け量の減少が見込まれる中で、生産基盤の強化を通じ国内生産量を維持することが必要であるため、国産牛肉の生産量を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

食料・農業・農村基本計画に掲げる生産努力目標である牛肉 52 万トンと設定した。

豚肉

【測定指標の選定理由】

「畜産クラスターの推進等による畜産の競争力強化」を達成するためには、人口減少・高齢化社会の一層の進展により国内消費仕向け量の減少が見込まれる中で、生産基盤の強化を通じ国内生産量を維持することが必要であるため、国産豚肉の生産量を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

食料・農業・農村基本計画に掲げる生産努力目標である豚肉 131 万トンと設定した。

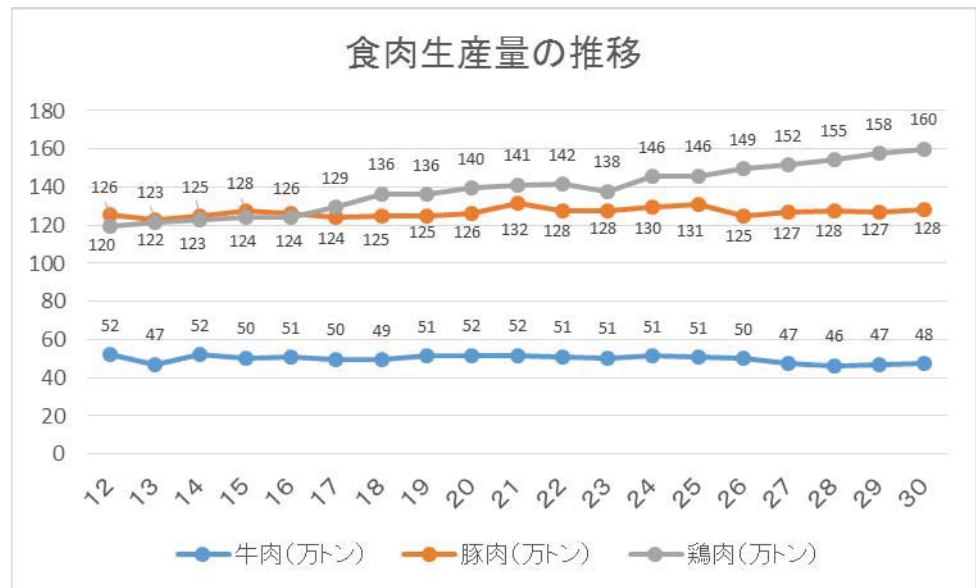
鶏肉

【測定指標の選定理由】

「畜産クラスターの推進等による畜産の競争力強化」を達成するためには、人口減少・高齢化社会の一層の進展により国内消費仕向け量の減少が見込まれる中で、生産基盤の強化を通じ国内生産量を維持することが必要であるため、国産鶏肉の生産量を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

食料・農業・農村基本計画に掲げる生産努力目標である鶏肉 146 万トンと設定した。



出典:牛肉・豚肉:農林水産省統計部「食肉流通統計」(枝肉生産量)

鶏肉:(独)農畜産業振興機構「食肉の需給動向」(鶏肉需給の推移)

【その他参考資料】

—

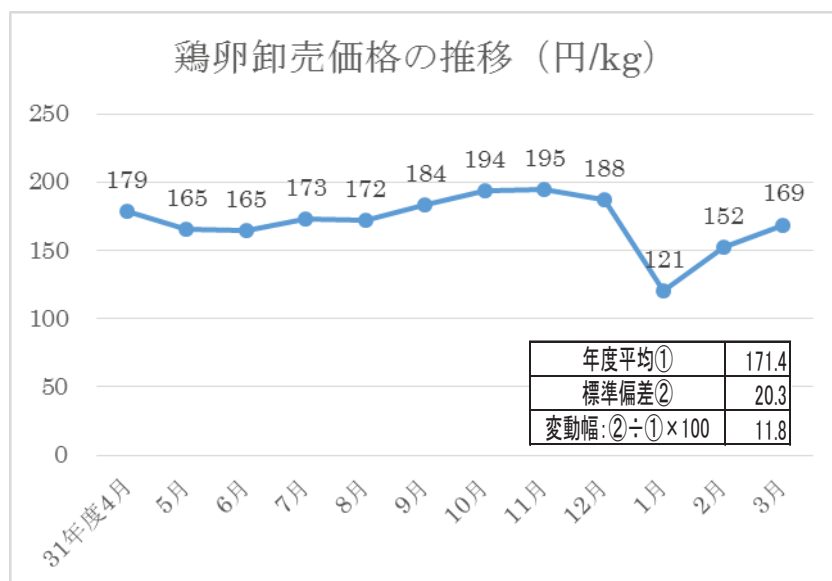
(ウ) 国産鶏卵の継続的かつ安定的な生産・消費に資するため、鶏卵価格の安定化(鶏卵価格(年間卸売価格)の変動幅)

【測定指標の選定理由】

鶏卵は自給率が極めて高くかつ短期的な供給量の調整が難しいことから、需要の変動により価格が変動しやすい特性がある。このため、養鶏経営の競争力強化のためには、鶏卵価格の安定が重要であり、鶏卵価格(年間卸売価格)の変動幅を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

過去の1エッグサイクル(6年)における変動幅の実績を元に算出しており、具体的には、平成 16～21 年度の鶏卵の年間卸売価格の2変動幅が±27.5%であることから、年度ごとの目標値を±25%以内とした。



出典:JA全農調べ(たまご東京M相場(卸売価格))

【その他参考資料】

—

【目標】③

園芸作物等の供給力の強化

(ア) 指定野菜(ばれいしょを除く)における加工・業務向け出荷量の増減率

【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画において、令和7年度の野菜の生産努力目標は、25 年度生産量の 1,195 万トンから約 200 万トン増加させる 1,395 万トンと設定しており、特に、野菜需要の過半を占めているものの、国産比率が低下している加工・業務向け需要において、国産比率を高めることが重要である。

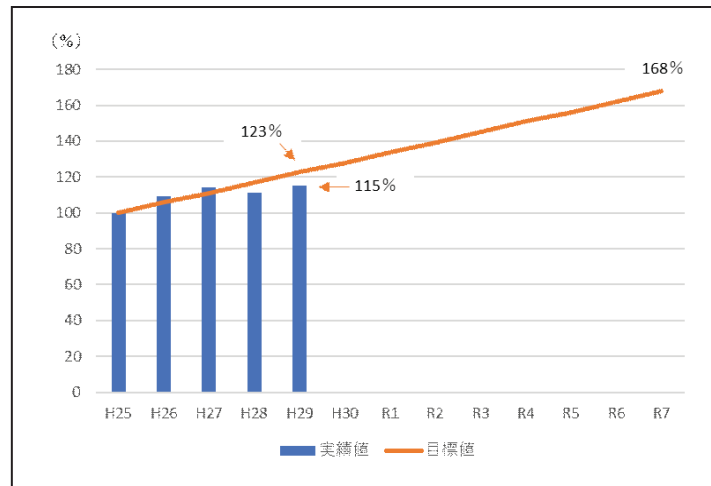
このため、加工・業務用野菜のうち特に国民生活上重要な野菜である指定野菜について、その出荷量を増大させることについて指標として選定した。

なお、出荷量はだいこんやたまねぎ等の重量野菜の作況不良等により大きく影響を受けることから、指定野菜 13 品目それぞれの加工・業務向け出荷量の増減率の平均をもって評価する。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

20年度から25年度までの直近6カ年において加工・業務向けの出荷量のすう勢及び施策効果による輸入品からの置き換えを加味し、生産量ベースでは25年度80万トンから令和7年度112万トンまでの約32万トン増加することとし、それを品目ごとの増減率の平均に換算した値(168%)とした。また、年度ごとの目標値は、この増加率を各年均等に設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。



出典:農林水産省統計部「野菜生産出荷統計」(加工向け及び業務用の出荷量)

【その他参考資料】

—

(イ) 野菜の市場入荷量の変動の抑制(変動係数)

【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画において、「野菜について、価格低落時における生産者補給金の交付等を通じて生産者の経営安定と野菜の安定供給を図る。」としており、その実現に向け、野菜価格安定対策を実施しているところである。

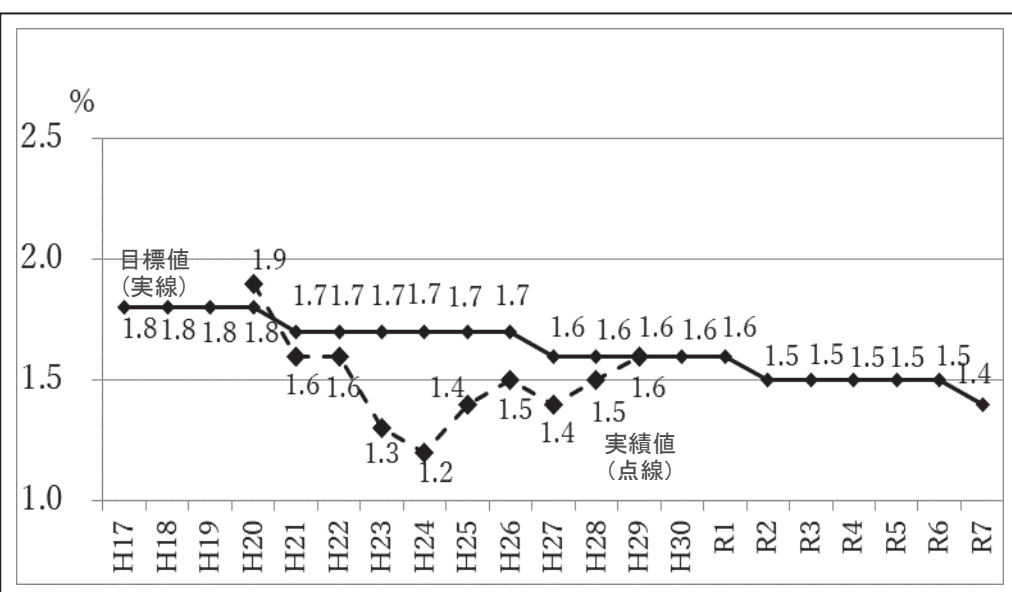
このため、野菜の安定供給が図られていることを示す指標として、「市場入荷量の変動の抑制」の程度を示す「野菜の市場入荷量の変動の度合い」を選定した。これは、過去5年間の指定野菜の市場入荷量を元に算定したすう勢値と、実際の入荷量との乖離の度合いを示すものである。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

野菜の市場入荷量の変動の度合いの基準年は、事業目標設定時に、平成 17 年以前の過去 10 カ年の市場入荷量を基にすう勢値を求め、そのすう勢値と市場入荷量の乖離を示す変動係数を5年平均し、基準値を 1.8%(基準年:17 年)と設定。目標年を基準年の 10 年後の 27 年、目標値を基準値の 1 割減の 1.6%と設定した測定指標を継続して、新たな目標年を現行基本計画の目標年の令和7年とし、目標値をさらに削減し、1.4%とした。

野菜の市場入荷量の変動の度合いは、天候の影響を受けやすいものの、各年の目標値については、毎年、一定割合で減少するものとして設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。



出典:農林水産省統計部「青果物卸売市場調査報告」(卸売数量)

【その他参考資料】

—

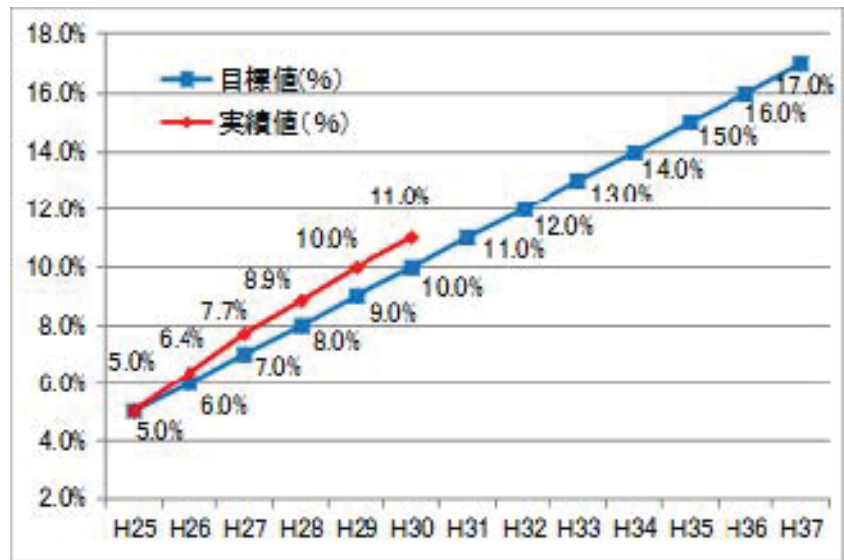
(ウ) 消費者・実需者ニーズに対応した優良果実の供給拡大(優良果実の供給面積割合)

【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画において、令和7年度の果実の生産努力目標を 25 年度生産量の 301 万トンから 309 万トンに増加させるとともに、その克服すべき課題として、多様な消費者・実需者ニーズに対応した優良品目・品種への転換の加速化を挙げている。また、果樹農業振興基本方針において、改植と併せて小規模園地整備(注4)を行うとされている。このため、これらの取組が行われる優良果実の供給面積の割合を指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

果樹産地全体の栽培面積から優良果実の供給面積の割合を求め、近年の取組状況や果樹農業振興基本方針に基づく取組の推進の方向性から、目標値を 17%と設定し、年度ごとの目標値は、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。



出典:農林水産省生産局園芸作物課調べ「果樹経営支援対策事業の実績(取組面積)及び「果樹産地構造改革計画策定等調査」(栽培面積)

【その他参考資料】

—

(エ) 国産花きの産出額

【測定指標の選定理由】

花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針において、令和7年の花きの産出額目標を設定しているため、指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

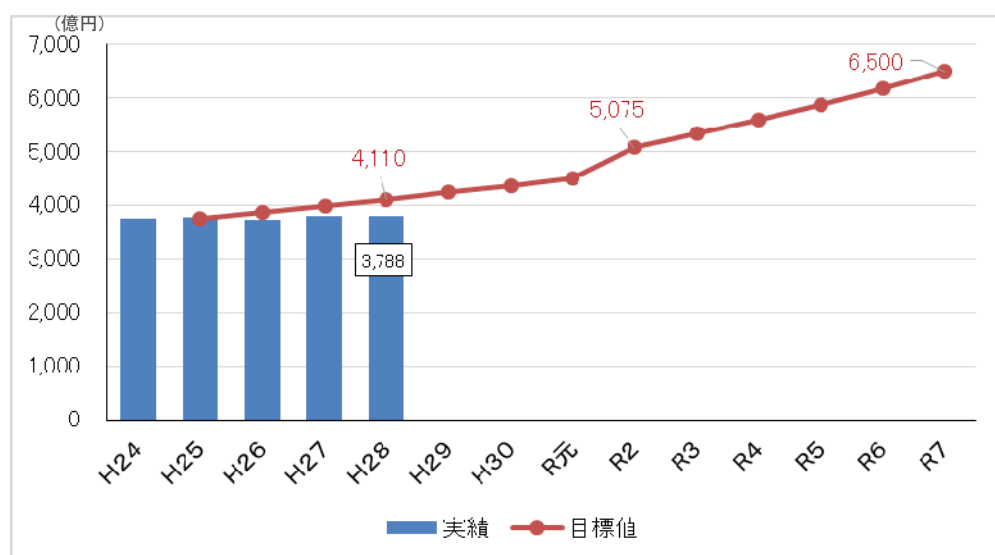
目標値は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等を通じ施策の効果が発揮されることを前提として、令和7年に6,500億円と設定。また、令和2年にはオリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることから当該年に需要が伸びるものと仮定して、年ごとの目標値を設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値を記入している。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
実績	3,761	3,765	3,732	3,798	3,788									
目標値		3,761	3,874	3,990	4,110	4,233	4,360	4,491	5,075	5,328	5,595	5,875	6,168	6,500
達成率	-	113%	71%	75%	70%									
評価	-	A	B	B	B									

※達成率＝〔当該年実績値－{平成24年基準値－(年平均減少額×基準値以降の経過年数)}〕／〔当該年目標値－{平成24年基準値－(年平均減少額×基準値以降の経過年数)}〕×100

※年平均減少額＝(平成10年の実績値－平成24年の実績値)／14年間
＝184.6億円／



出典：農林水産省統計部「生産農業所得統計」及び農林水産省生産局園芸作物課調べ「花木等生産状況調査」(花きの産出額)

【その他参考資料】

—

(オ) 茶の輸出額

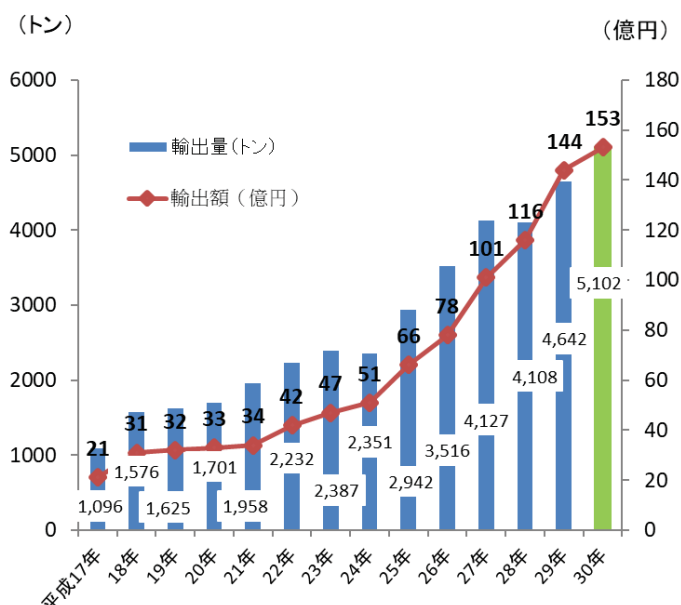
【測定指標の選定理由】

茶は、地域農業において重要な役割を果たしているとともに、条件不利地域である中山間地域においても、重要な基幹作物となっている。また、食料・農業・農村基本計画において、輸出拡大に向け、輸出ニーズに応じた茶の生産・加工技術の導入等を推進することとしたほか、農林水産省が平成 25 年8月に策定した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」においては、輸出相手国の残留農薬対策等の輸出環境整備、ジャパン・ブランドでの日本茶のPR、マーケティングを行うこと等の輸出戦略を定めていることから、これを測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」において、令和2年までに茶の輸出額を150億円にする目標を定めていることから、これを目標値として設定した。なお、「未来への投資を実現する経済対策」(平成 28 年8月閣議決定)において目標を1年前倒し令和元年で達成することとした。

年ごとの目標値については、最近の輸出動向を踏まえ、28 年度から毎年 16 億円増加すると設定した。



出典:財務省「貿易統計」(緑茶)(HSコード:09210000 及び 09220000)

【その他参考資料】

—

【目標】④

有機農産物や薬用作物の生産拡大

(ア) 全耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合

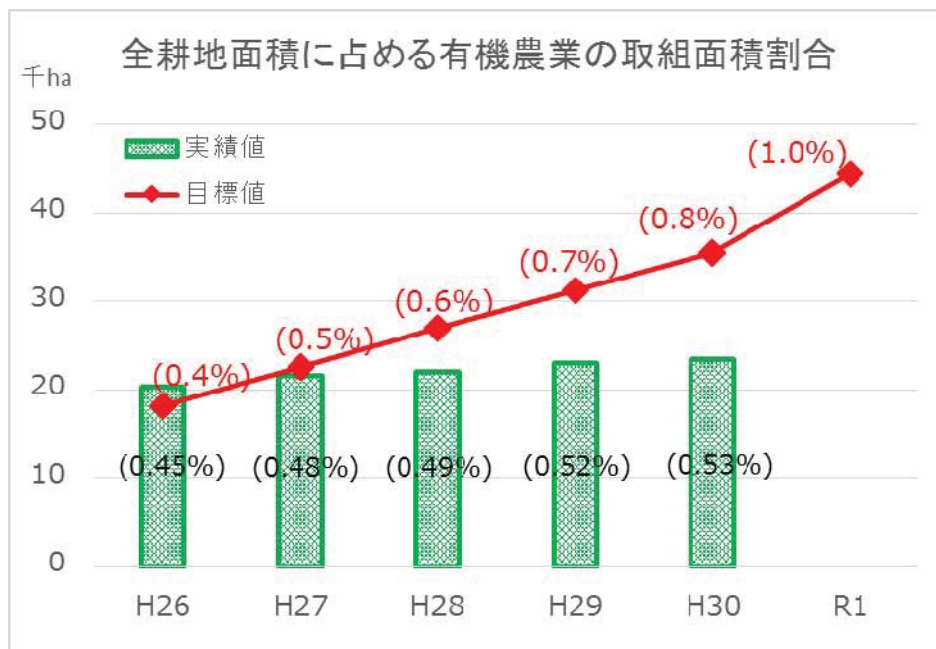
【測定指標の選定理由】

「有機農業の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 112 号)に基づき、平成 26 年4月に策定した「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、有機農業の推進及び目標を定めていることから、これを測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、おおむね平成30年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を1%としていることから、これを目標値として設定した。年度ごとの目標値については、平成27年度までの実績値から指数近似により設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。



出典:農林水産省食料産業局食品製造課調べ「国内における有機JASほ場の面積」
農林水産省生産局農業環境対策課調べ「有機農業の取組面積に係る実態調査」

【その他参考資料】

—

(イ) 薬用作物の栽培面積

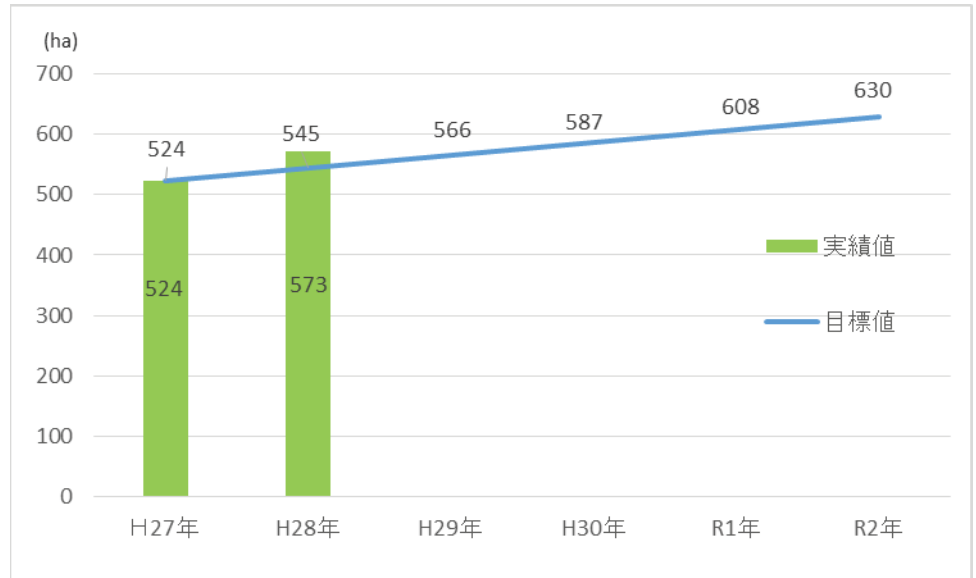
【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画において、薬用作物については、漢方薬メーカーとの契約栽培の取組を推進するとともに、品質規格を満たすための栽培技術の確立等を推進することとしている。

これらの取組を推進するため、平成25年度から産地と漢方薬メーカーとのマッチングを推進するとともに、26年度から薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業により産地形成を促進するための取組を支援しており、収穫面積を指標として選定したが、「薬用作物に関する資料」(日本特産農産物協会)の調査結果では、調査に協力しているデータ提供先が収穫面積を非開示としているところが多く、収穫面積が政策に反映されていないため、調査協力先が非開示としているところが少ない薬用作物の栽培面積を指標として再設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

栽培面積の過去のすう勢及び今後の事業効果を踏まえた基準値を 27 年の 524ha から令和2年の 630ha に増大することとし、年ごとの目標値は、すう勢値を設定した。
 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値を記入している。



出典:公益財団法人日本特産農産物協会「薬用作物(生薬)に関する資料」(栽培面積)

【その他参考資料】

—

2. 用語解説

注1	畜産クラスター	畜産農家と地域の畜産関係者(コントラクター等の外部支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等)が連携し、クラスター(ぶどうの房)のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組。
注2	指定野菜	消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜。具体的には以下の 14 品目。キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう。
注3	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。
注4	小規模園地整備	優良果実の供給拡大に必要な不可欠な土壌土層改良、園地の傾斜緩和、園内道の整備等。

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野9：需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	農業改良助長法 (昭和23年)	—	—	—	—	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施する。 普及指導活動を通じ、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与した。	—
(2)	家畜商法 (昭和24年)	—	—	—	(1)-②-イ	家畜商について、免許及び営業保証金の供託等の制度を実施する。 家畜商の業務の健全な発展及び公正な家畜取引の確保を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与した。	—
(3)	家畜改良増殖法 (昭和25年)	—	—	—	(1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-ウ	家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する措置を実施する。 畜産業振興の基礎となる家畜の改良増殖を促進することにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—
(4)	牧野法 (昭和25年)	—	—	—	(1)-②-ア (1)-②-イ	牧野管理規程の作成・遵守により、牧野の適正な管理を図るとともに、牧野の荒廃を防止するための措置等を実施する。 国土の保全及び牧野利用の高度化を図ることにより、飼料自給率の向上を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—
(5)	飼料需給安定法 (昭和27年)	—	—	—	(1)-②-ア (1)-②-イ	政府は毎年飼料需給計画を定め、これに基づき輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しを実施する。 飼料の需給及び価格の安定を図ることにより、畜産の振興を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—
(6)	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律 (昭和29年)	—	—	—	(1)-②-ア (1)-②-イ	酪農及び肉用牛生産振興に資するため、 ・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化の措置を実施する。 本法に基づき、酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図るとともに、牛乳・乳製品及び牛肉の安定的な供給確保等に寄与した。	—
(7)	養蜂振興法 (昭和30年)	—	—	—	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ	蜜源植物の保護増殖及び適正な蜂群配置を期するための措置を実施する。 蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の増産及び農作物等の花粉受精の効率化を図ることにより、優良果実の供給拡大等、国産農畜産物の供給拡大及び安定供給の確保に寄与した。	—

(8)	家畜取引法 (昭和31年)	—	—	—	(1)-②-イ	家畜市場を開設・運営しようとする者に対して最小限度の登録基準を設けるとともに、地域家畜市場の再編整備を促進するための整備地域の指定等を実施する。 公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保し、家畜流通の円滑化を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与した。	—
(9)	養鶏振興法 (昭和35年)	—	—	—	(1)-②-イ (1)-②-ウ	優良な資質を備える鶏の普及及び養鶏経営の改善のための措置を実施する。 農家経済の安定を図ることにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—
(10)	果樹農業振興特別措置法 (昭和36年)	—	—	—	(1)-③-ウ	果樹農業の健全な発展に資するため、 ・果実の需給の動向に即応した計画的な果樹農業の振興 ・合理的な果樹園経営基盤の確立 ・果実の生産及び出荷の安定 ・果実の流通及び加工の合理化等の措置を実施する。 本法に基づき、平成27年4月に農林水産省が公表した果樹農業振興基本方針に沿って支援事業を措置し、消費者・実需者ニーズの高い優良果実の供給を拡大することにより、生産努力目標の達成に向けた国産果実の供給拡大及び消費拡大に寄与した。	—
(11)	畜産経営の安定に関する法律 (昭和36年)	—	—	—	(1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-ウ	・肉用牛又は肉豚の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、(独)農畜産業振興機構が交付金を交付 ・取引条件が不利な加工原料乳向け(脱脂粉乳、バター、チーズ、生クリーム等向け)の生乳を対象として、(独)農畜産業振興機構が補給金等を交付 ・指定食肉、鶏卵の価格が著しく低落し、又は低落すると見込まれる場合に、農業協同組合等が実施する指定食肉、鶏卵の保管・売渡に係る計画に対する農林水産大臣の認定 ・(独)農畜産業振興機構による指定食肉の買入・交換・売渡等を実施する。 主要な家畜又は畜産物について、交付金若しくは補給金等の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産及びその関連産業の健全な発達が促進され、目標である牛乳及び乳製品や牛肉等の生産量の確保に寄与した。	—
(12)	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和40年)	—	—	—	—	・輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施する。 ・輸入でん粉等と国内産いもでん粉との価格調整を図るため、でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉について交付金を交付する措置等を実施する。 甘味資源作物生産者等の経営の安定化が図られることにより、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保に寄与した。	—
(13)	野菜生産出荷安定法 (昭和41年)	—	—	—	(1)-③-イ	主要な野菜について、 ・一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進 ・その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付等を実施する。 価格低落による野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和することにより、消費者への安定的な国産野菜の供給確保に寄与した。	—

(14)	地力増進法 (昭和59年)	—	—	—	(1)-④-ア	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定している。 上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の積極的な施用を示すことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。	—
(15)	肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和63年)	—	—	—	(1)-②-イ	指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付するとともに、畜産の振興に資する施策を実施する。 肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与した。	—
(16)	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成11年)	—	—	—	(1)-④-ア	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者(エコファーマー)に対し、金融上の特例措置を講ずる。 エコファーマーの認定件数の増加を図ることにより、有機農業を含む環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。	—
(17)	有機農業の推進に関する法律 (平成18年)	—	—	—	(1)-④-ア	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規定している。 有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与した。	—
(18)	米穀の新用途への利用の促進に関する法律 (平成21年)	—	—	—	(1)-①-ア	新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品(米粉・飼料用等)の製造事業者(必要に応じ米粉パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。)と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の工程の総合的な改善を図る事業に関する計画(生産製造連携事業計画)を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが可能としている。 生産製造連携事業計画の認定により、新用途米穀の生産から加工品の製造等までの一連の工程の改善が促進され、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与した。	—
(19)	お茶の振興に関する法律 (平成23年)	—	—	—	(1)-③-オ	①農林水産大臣による基本方針の策定 ②お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進 ③お茶の輸出の促進 ④お茶の伝統に関する知識等の普及等の措置を実施する。 茶業及びお茶の文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与した。	—
(20)	花きの振興に関する法律 (平成26年)	—	—	—	(1)-③-エ	花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に資するため、 ・花きの生産者の経営の安定 ・花きの加工及び流通の高度化 ・花きの輸出の促進 ・公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を実施する。 本法に基づき、平成27年4月に農林水産省が策定した「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」に沿って支援事業を措置し、花きの需要の拡大及び生産量の拡大に寄与した。	—

(21)	養豚農業振興法 (平成26年)	—	—	—	(1)-②-イ	養豚農業の振興を図るため、基本方針の策定や養豚農家の経営の安定、国産由来飼料の利用増進、豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の措置を講じ、養豚農業の健全な発展を図ることにより、豚肉の安定供給の確保に寄与した。	—
(22)	食品安定供給施設整備資金(米穀新用途利用促進) (平成21年度) (主)	300 の内数 (0)	300 の内数 (0)	200 の内数 (0)	(1)-①-ア	米穀の新用途への利用の促進に関する法律の規定により農林水産大臣の認定を受けた生産製造連携事業計画に基づいて行う新用途米穀加工品の製造施設等の整備を図るのに必要な資金を(株)日本政策金融公庫から融通することによって、米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立を促進する。 米粉・飼料用米の低コストの生産・流通システムの確立が図られることにより、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与した。	
(23)	【TPP関連事業】 農畜産物輸出拡大施設整備事業 (平成27年度) (関連:30-3、4)	4,402 の内数 (4,089 の内数)	9,224 の内数 (9,214 の内数)	7,863 の内数 (6,394 の内数)	(1)-③-オ	国産農畜産物の輸出促進の取組を進めるために輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な共同利用施設等の整備を支援する。 産地が農業の成長産業化を図るため、農畜産物の輸出拡大や高品質・高付加価値化に資する生産・流通体制の強化に寄与した。	
(24)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち青果物グローバル産地緊急対策 (平成30年度) (関連:30-4)	—	—	0 (0)	—	国産農畜産物の輸出促進の取組を進めるために輸出課題に対応した産地の形成及び産地間の連携を支援する。 輸出課題に対応した産地の形成及び産地間の連携を推進することにより、青果物の輸出促進に寄与するものであるが、平成30年度は取組実績がなかった。	
(25)	【TPP関連事業】 グローバル産地づくり緊急対策事業のうち緑茶輸出産地緊急対策 (平成30年度) (関連:30-4)	—	—	0 (0)	(1)-③-オ	緑茶の輸出拡大に向けて、輸出向け産地を育成するため、海外ニーズの高い茶の生産拡大に向けて必要な栽培技術・加工技術の導入、円滑に輸出が行えるよう、輸出相手国の残留農薬基準に対応していることを確認するため、輸出用茶葉の残留農薬の分析を支援する。 輸出向け産地を育成することにより、緑茶の輸出促進に寄与するものであるが、平成30年度は取組実績がなかった。	
(26)	【TPP関連事業】 農林水産物の品目別輸出促進緊急対策事業 (平成28年度) (関連:30-4)	461 (431)	2,539 (2,317)	1,997 (1,774)	(1)-①-ア	「農林水産業の輸出力強化戦略」及び「日本再興戦略2017」に基づき、コメ、青果物、花き、茶、畜産物、林産物、水産物について、オールジャパンの体制で、それぞれの品目に応じた海外におけるプロモーション活動の強化等の輸出拡大の取組を支援するとともに、輸出拡大に資する農産物の生産・流通コスト低減の取組や水産物の安定生産の確保等へ支援を行うことで、官民一体となった農林水産物・食品の輸出促進に寄与した。	
(27)	経営所得安定対策等推進事業 (平成25年度) (関連:30-6)	6,480 (6,418)	6,441 (6,372)	6,464 (6,382)	—	経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の実施に当たり、都道府県段階及び地域段階の事業実施主体が行う現場における対策の普及・推進活動や国からの交付金の支払の前提となる交付申請手続、作付状況や作付面積の確認等の業務に必要となる経費を助成する。 当該事業により、一定期間内における交付金の申請手続、支払事務等を適正かつ円滑に実施することに寄与した。	

(28)	経営所得安定対策 (平成25年度) (関連:30-6)	270,119 (200,357)	269,639 (211,909)	281,124 (177,267)	(1)-①-イ (1)-①-ウ	担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生じる不利を補正する畑作物の直接支払交付金と、農業者の抛出を前提としたセーフティネット対策として米・畑作物の収入減少影響緩和対策を実施する。 上記交付金を活用することにより、米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定を図り、もって国産農産物の安定供給の確保に寄与した。	
(29)	学校給食用牛乳供給推進事業 (昭和37年度) (主)	744 (695)	744 (631)	680 (574)	(1)-②-ア	安全で品質の高い国産牛乳を年間を通じて学校給食用に安定的かつ効率的に供給することにより、牛乳の飲用習慣の定着を図ることで国内の需要を確保し、生乳生産量の確保に寄与した。	
(30)	加工原料乳生産者補給金等 (昭和41年度) (主)	13,230 (13,230)	24,300 (24,300)	24,300 (24,300)	(1)-②-ア	補給金等が(独)農畜産業振興機構を通じて生産者に交付されることにより、酪農経営の安定が図られ、生乳生産量の確保に寄与した。	
(31)	野菜価格安定対策事業 (昭和41年度) (主)	204 (204)	202 (202)	2,115 (2,029)	(1)-③-イ	野菜の価格が著しく低落した場合の生産者補給金等の交付等により、野菜の生産・出荷の安定等を図ることで、野菜生産者の経営の安定化と消費者への野菜の安定供給に寄与した。	
(32)	協同農業普及事業交付金 (昭和58年度) (主、関連:30-1、11)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	—	都道府県における普及指導員の設置、普及指導員による農業者に対する技術・経営指導等を推進する。 効果的・効率的な普及事業の推進を通じて、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与した。	
(33)	牛肉等関税財源畜産業振興対策交付金 (平成3年度) (主)	57,091 (57,091)	35,281 (35,281)	35,281 (35,281)	(1)-②-イ	畜産農家の経営安定、食料自給率の向上及び安全・安心な国産畜産物の供給を図るための各種事業を実施する。 畜産物価格の低落時等に機動的に対応することにより、肉用牛生産者等の経営安定と国産畜産物の安定的な供給確保に寄与した。	
(34)	独立行政法人家畜改良センターの運営に必要な経費 (平成13年度) (主)	7,542 (7,542)	7,398 (7,398)	7,205 (7,205)	(1)-②-ア (1)-②-イ	食料・農業・農村基本計画に掲げられた食料の安定供給の確保、基本計画に連動して策定された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針等の各種計画の実現に向けた政策実施機関として定められた中期目標並びにこれを達成するための中期計画及び事業ごとに定める年度計画に即した業務を実施する。 種畜等の供給、種畜検査の実施、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産等のための取組を行うことにより、優良な家畜の普及などによる家畜改良や飼料作物の優良な種苗の供給等を通じた飼料自給率の向上を図り、国産畜産物の安定供給の確保に寄与した。	
(35)	加工原料乳生産者経営安定対策事業交付金 (平成13年度) (主)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	(1)-②-ア	加工原料乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の抛出金と国の助成金による加工原料乳生産者積立金から加工原料乳の生産者に補填金が交付されることにより、酪農経営の安定が図られ、生乳生産量の確保に寄与した。	

(36)	独立行政法人農畜産業振興機構 運営費 (平成15年度) (主)	1,687 (1,687)	1,648 (1,648)	2,441 (2,441)	(1)-②-イ	機構が行う農畜産物生産者等の経営安定のための補給金等の交付業務や農畜産物の需給安定・価格調整対策等により、需要構造等の変化に対応した農畜産物の生産・供給体制の改革に寄与した。	
(37)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (主、関連:30-3、11、13)	21,582 の内数 (20,170 の内数)	23,594 の内数 (21,345 の内数)	20,353 の内数 (16,756 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-②-ア (1)-②-イ (1)-③-ア (1)-③-ウ (1)-③-エ (1)-③-オ (1)-④-ア (1)-④-イ	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な産地基幹施設等の整備や再編を支援する。 産地の生産供給体制を確立することにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与した。	
(38)	飼料増産総合対策事業のうち国産 飼料増産対策事業 (平成17年度) (主)	551 (455)	564 (478)	648 (291)	(1)-②-ア (1)-②-イ	飼料生産組織の機能の高度化や栄養価の高い良質な粗飼料の作付・利用、放牧、公共牧場を活用した肉用牛・酪農生産基盤の強化、子実用とうもろこし等の国産濃厚飼料の生産・利用体制の構築を支援する。 国産飼料の一層の生産・利用拡大を図ることにより、飼料自給率の向上を通じ安定的な畜産経営の確立に寄与した。	
(39)	畜産生産能力・体制強化推進事業 のうち家畜能力等向上強化推進 (平成17年度) (主)	363 (350)	343 (335)	348 (323)	(1)-②-ア (1)-②-イ	遺伝子解析情報等を活用した新たな評価手法による生涯生産性の向上、多様性を確保した家畜の系統・品種の活用方法、肉質・繁殖能力の改良の加速化等を推進することにより、国産畜産物の安定供給、生産コストの低減や品質向上を図り、国内畜産経営の健全な発展に寄与した。	
(40)	飼料生産型酪農経営支援事業 (平成18年度) (主)	6,800 (5,979)	6,960 (6,028)	6,960 (5,975)	(1)-②-ア	自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家(自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者)に対し、飼料作付面積に応じた交付金を交付する。 飼養規模の拡大の進展や飼料の海外依存による窒素等の過剰蓄積など環境問題の発生に対処することにより、自給飼料生産基盤に立脚しながら環境への負荷軽減に取り組む持続可能な酪農経営の確立を図り、国産生乳の安定的な供給に寄与した。	
(41)	飼料増産総合対策事業のうちエコ フィード増産対策事業 (平成20年度) (主)	170 (156)	170 (109)	96 (45)	(1)-②-ア (1)-②-イ	飼料製造事業者等における食品残さの飼料化による利用拡大、エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化を促進する取組等を支援する。 高品質なエコフィードの安定的な生産・供給体制の構築や関係者に対する理解の醸成を図ることにより、飼料自給率の向上を通じ安定的な畜産経営の確立に寄与した。	
(42)	果樹農業好循環形成総合対策事業 (平成28年度) (主)	5,600 (5,540)	5,660 (5,499)	5,783 (5,574)	(1)-③-ウ	果樹農業の持続的発展を図るため、産地自らが策定した産地計画に基づき、目指すべき産地の実現に向けた優良品目・品種への転換、小規模園地整備、労働力の確保など前向きな取組を行う担い手や産地を支援することにより、優良果実の生産拡大等を図ることで、国産果実の需要の安定確保及び果樹経営の安定的発展に寄与した。	

(43)	飼料増産総合対策事業のうち草地生産性向上対策事業 (平成22年度) (主)	290 (258)	277 (235)	226 (222)	(1)-②-ア (1)-②-イ	不安定な気象による飼料生産におけるリスクの分散等を図るための草地改良、優良飼料作物種子の普及、飼料作物種子の調整保管及び飼料生産技術者の資質向上等を支援する。 草地改良の推進や優良飼料作物種子の活用及び種子の安定供給を推進することにより、飼料自給率の向上を通じ安定的な畜産経営の確立に寄与した。	
(44)	鶏卵生産者経営安定対策事業 (平成23年度) (主)	4,077 (1,219)	3,162 (1,465)	4,862 (4,862)	(1)-②-ウ	鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行うとともに、更に低落した場合、成鶏の更新に当たって長期の空舎期間を設けて需給改善を図る取組を支援する。 鶏卵の需給改善を推進することにより、採卵養鶏経営と鶏卵価格の安定に寄与した。	
(45)	産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (主、関連:30-1、11、12、13)	5,186 の内数 (3,470 の内数)	2,378 の内数 (2,028 の内数)	3,392 の内数 (2,846 の内数)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-③-ア (1)-③-エ (1)-④-イ	産地の活性化を図るため、「強み」のある産地形成、生産体制の高度化など、生産現場での多様な課題の解決に向けた取組を支援する。 新品種・新技術等を活用した産地形成等を図ることにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与した。	
(46)	乳製品国際規格策定活動支援事業 (平成23年度) (主)	11 (11)	11 (11)	10 (10)	(1)-②-ア	我が国の乳製品の規格や製造実態に即した国際規格が策定されることにより、我が国の乳製品の輸出促進に寄与し、生乳生産量の確保に寄与した。	
(47)	次世代施設園芸拡大支援事業 (平成25年度) (関連:30-11)	3,260 (3,136)	501 (333)	447 (288)	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ (1)-③-エ	高度環境制御技術、地域エネルギー活用・省エネルギー化技術及び雇用型の生産管理技術の全てに取り組む次世代施設園芸拠点の整備や、その横展開や転換加速化を図る各取組を支援することで、野菜を始めとする国産園芸作物の供給拡大に寄与した。	
(48)	畜産生産能力・体制強化推進事業のうち牛の個体識別情報活用の効率化・高度化対策 (平成23年度) (主)	51 (46)	53 (44)	24 (23)	(1)-②-ア (1)-②-イ	牛の個体識別情報と飼養管理等の生産情報を全国で一元集約し、その全国的な利用により家畜改良及び飼養管理の効率化・高度化を図り、国産畜産物の安定供給の確保に寄与した。	

(49)	【TPP関連事業】 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 (平成27年度) (主)	26,922 (25,704)	82,801 (81,952)	59,533 (54,386)	(1)-②-ア (1)-②-イ (1)-②-ウ	・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備、家畜導入(対象を地域的な規模拡大の場合にも拡大)や機械の導入を支援する。 ・畜産クラスター計画に基づき、優良乳用種後継牛の確保、和牛主体の肉用子牛の拡大、和牛繁殖経営における情報通信技術の活用及び優良純粋種豚の導入等を支援する。 ・畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体等の既往負債の償還負担を軽減する長期・低利の一括借換資金を措置する。 ・収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析(複数のクラスター協議会が広域で連携する場合の支援を強化)、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援する。 ・畜産クラスターの仕組みを活用して、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することにより、生産コストの削減や品質向上など、収益力・生産基盤の強化に寄与した。	
(50)	【TPP関連事業】 産地パワーアップ事業 (平成27年度) (主、関連:30-3、4)	23,446 (23,427)	46,617 (42,443)	53,083 (35,670)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-③-ア (1)-③-ウ (1)-③-オ	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者ニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において計画の実現に必要な農業機械のリース導入や集出荷施設の整備等を支援する。 地域の営農戦略としての計画に基づき、意欲ある農業者等による生産体制の強化を図ることにより産地の競争力の強化に寄与した。	
(51)	【TPP関連事業】 加工施設再編等緊急対策事業 (平成27年度) (主)	4,600 (1,350)	1,000 (771)	2,500 (2,151)	(1)-①-イ (1)-②-ア (1)-②-イ	環太平洋パートナーシップ(TPP)協定が合意したことに伴い、「総合的なTPP関連政策大綱」が取りまとめられ、国際競争力のある産地イノベーションを促進する対策を講ずることとされ、国産農畜産物の流通に必須となる加工施設(食肉処理施設、乳業工場、製粉工場、製精糖工場等)について、再編合理化を通じてコスト削減を図る取組、高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組を支援することにより、国内農業の国際競争力の強化に寄与した。	
(52)	【TPP関連事業】 外食産業等と連携した需要拡大対策事業 (平成27年度) (主、関連:30-3,4,17,18)	3,605 (1,975)	993 (502)	399 (345)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-②-イ (1)-③-ウ	産地と複数年契約を締結する外食・加工業者等の連携により、国産農林水産物(果実、土地利用作物、畜産物、魚介類、特用林産物等)を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援することにより、国産農林水産物の需要拡大に寄与した。	
(53)	新しい園芸産地づくり支援事業 (平成28年度) (主)	1,080 (1,055)	2,273 (828)	1,406 (909)	(1)-③-ア (1)-③-イ	産地の生産・供給体制の構造改革に向け、水田を活用した新たな園芸産地の育成による生産拡大や加工・業務用野菜の生産基盤強化に係る取組を支援することにより、事業実施地区における成果に加え、産地全体への波及効果も含めて国産供給力が強化されることで、園芸作物の生産量の増大に寄与した。	

(54)	【TPP関連事業】 飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業 (平成28年度) (主)	100 (27)	801 (694)	503 (443)	(1)-②-ア (1)-②-イ	草地の難防除雑草の駆除技術の活用・普及、高品質な完全混合飼料(TMR)の安定供給、公共牧場の活用拡大と機能強化等のための取組を支援する。 自給飼料の一層の生産拡大と高品質化等を図ることにより、飼料自給率の向上を通じ安定的な畜産経営の確立に寄与した。	
(55)	酪農経営体生産性向上緊急対策事業 (平成29年度) (主)	—	5,433 (2,501)	3,567 (3,095)	(1)-②-ア	酪農家の労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入等を支援することにより、酪農家の労働負担の軽減に寄与した。	
(56)	【TPP関連事業】 国産乳製品等競争力強化対策事業 (平成29年度) (主)	—	2 (2)	5,998 (5,956)	(1)-②-ア	酪農家によるチーズ向け生乳の高品質化や、チーズ工房等による生産性向上の取組みやブランド化等への支援により、国産チーズの競争力が強化される。これにより酪農経営が安定化し、将来に向けた規模拡大や設備投資が可能となり、全国の生乳生産量の増加に寄与した。	
(57)	農業用ハウス強靱化緊急対策事業 (平成30年度) (主)	—	—	770 (770)	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ (1)-③-エ	老朽化等により十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて、被害防止計画を策定する上で実施する災害被害防止講習会や農業用ハウスの補強、防風ネットの設置等を支援する。 災害による被害防止を図ることにより、園芸作物の安定供給に寄与した。	
(58)	中国・北京国際園芸博覧会政府出展事業 (平成30年度) (主)	—	—	187 (187)	(1)-③-エ	花きの最大の輸出先である中国で平成31年4月から開催される北京国際園芸博覧会に政府出展することにより、花きの輸出拡大に寄与した。	
(59)	畜産生産能力・体制強化推進事業のうち繁殖肥育一貫経営等育成支援 (平成30年度) (主)	—	—	154 (44)	(1)-②-イ	肉用牛生産において、高齢化や離農の進展により農家戸数や飼養頭数が減少するなど、肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されている。また、子牛価格が高値で推移する中、肥育素牛を安定的に確保する必要がある。このため、繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産の推進を図り、肉用牛生産基盤の強化に寄与した。	
(60)	国際養蚕委員会日本大会開催事業 (平成30年度) (主)	—	—	1 (0.8)	—	平成31年度の国際養蚕委員会日本大会の開催に当たり、必要な経費を支援する。これにより、需要の拡大を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与した。	
(61)	麦買入費(輸入飼料) (昭和28年度) (主、関連:30-5)	82,173 (11,701)	54,670 (11,388)	48,654 (19,516)	(1)-②-ア (1)-②-イ	国は飼料需給安定法に基づき、輸入飼料用麦の買入れ・売渡しを、SBS方式(資本要件など飼料用麦を確実に輸入するための最低限の資格を有する輸入業者及び買受者(実需者)が連名で申し込む見積合わせ)により実施する。 輸入飼料用麦の需給及び価格の安定を図ることにより、安定的な畜産経営の確立と畜産の振興を通じ、国産畜産物の安定供給に寄与した。	

(62)	甘味資源作物生産者等支援安定化対策 (昭和40年度) (主)	10,413 (10,413)	11,495 (11,391)	11,237 (10,652)	—	(独)農畜産業振興機構が、国内産糖と輸入糖等との内外コスト格差を是正するため、安価な輸入糖等から徴収する調整金と当該交付金を財源として、一定の要件を満たす国内のさとうきび生産者及び国内産のさとうきび・てん菜を原料とする国内産糖の製造事業者に対して、甘味資源作物交付金(さとうきび)及び国内産糖交付金を交付するとともに、代理申請者が行う交付対象者要件審査申請、交付金交付申請に係る代理申請・代理受領に要する経費の助成を行う。また、鹿児島県南西諸島及び沖縄県の基幹作物であるさとうきびは、近年、台風、干ばつ、病虫害等の自然災害により不作が続いていることから、自然災害からの回復を図るための取組に対し支援する。 国内産糖に係る諸外国との生産条件格差を補正するとともに、さとうきびの不作からの脱却による生産量の増加を図ることにより、地域農業・経済の振興及び食料自給率の維持・向上に寄与した。	
(63)	水田活用の直接支払交付金 (平成25年度) (主)	322,165 (316,750)	319,964 (314,078)	305,904 (298,604)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	水田を活用して、麦、大豆、飼料用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付するとともに、地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援する。 上記交付金を活用することにより、水田をフル活用し国産農産物の安定供給の確保に寄与した。	
(64)	米活用畜産物等ブランド化推進事業 (平成28年度) (主)	35 (29)	35 (25)	35 (28)	(1)-①-ア	飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等のブランド化を推進するため、畜産物の付加価値の向上等に向けた取組の実証及び全国的な認知度向上を図る上で必要となる事例等の情報収集・発信等の取組を支援する。 飼料用米を活用した畜産物等のブランド化を図ることにより、米全体の需要の維持に寄与した。	
(65)	畑作構造転換事業 (平成29年度) (主)	—	172 (158)	2,892 (2,405)	—	ばれいしょ・てん菜等について、畑作営農の大規模化に伴う労働力不足や頻発する異常気象による湿害等に対応し、早急に生産の高度化・安定化を図るため、省力作業体系の導入や生産性向上技術の導入、労働負担の小さい作物への転換、種ばれいしょの生産性向上等を支援する。 畑作産地の労働力不足に対応しつつ、先進的生産技術や省力作業体系の導入等の取組を支援することにより、加工用ばれいしょをはじめとする畑作産地の生産性の向上に寄与した。	
(66)	甘味資源作物生産性向上緊急対策事業 (平成29年度) (主)	—	439 (378)	1,111 (976)	—	さとうきび、かんしょの生産性向上や農業機械の導入等による生産の省力化、自然災害に強い品種への転換等の取組や製糖工場の働き方改革を踏まえた労働生産性向上を図る取組等を支援することにより、甘味資源作物や国内産糖の安定供給に寄与した。	
(67)	甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業 (平成30年度) (主)	—	—	579 (514)	—	さとうきび、かんしょの農業機械の導入等による生産の省力化、土づくりの推進や新品種への転換、早植えマルチ栽培の推進による単収向上等の取組のほか、分みつ工場等における人員配置の改善の検討や施設整備等の労働効率を高める取組を支援することにより、甘味資源作物や国内産糖の安定供給に寄与した。	

(68)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター農業機械化促進業務に要する経費 (平成15年度) (関連:30-11)	1,771 (1,770)	1,842 (1,833)	1,669 (1,669)	—	農業機械に関する試験研究及び実用化、安全性検査等の業務を総合的かつ効率的に実施する。 これにより農業生産性の向上、農業経営の改善、農機具の安全性の向上を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与した。	
(69)	オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業(平成28年度) (関連:30-13)	79 (76)	99 (79)	76 (70)	(1)-④-ア	生産者と実需者(スーパーマーケット、レストラン等)の連携を促進し円滑なビジネス環境を整えるとともに、新規就農・転換者の定着・拡大や地域の生産供給拠点を構築するための取組を支援することにより、有機農業やこれを含む環境保全型農業で生産された農産物(オーガニック・エコ農産物)の生産拡大に寄与した。	
(70)	農業用軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置 (昭和31年度)	<-> (<11,226>)	<-> (<11,704>)	—	—	農業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の課税免除の措置を行う。 軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—
(71)	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 (昭和42年度)	<14,554> (<38,132>)	<14,554> (<30,704>)	<31,357> (<->)	(1)-②-イ	農業を営む個人又は農業生産法人が飼育し、所定の方法で売却した肉用牛が、1頭100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満又は高等登録牛であって、その頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得については、個人にあつては所得税及び住民税を免除し、農業生産法人にあつては損金の額に算入する。 これにより、肉用牛生産農家の経営の体質強化を図り、肉用牛経営の安定及び国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産量の確保に寄与した。	—
(72)	農林漁業用A重油に係る石油石炭税の特例措置 (昭和53年度)	—	—	—	(1)-③-ア (1)-③-イ (1)-③-ウ (1)-③-エ	ハウス栽培等で使用する農林漁業用A重油に対する輸入A重油に係る免税措置及び国産A重油に係る還付措置の特例措置を行う。 施設園芸農家の経営の安定化を図ることにより、農林水産物の安定的な供給確保に寄与した。	—
(73)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除 (平成10年度)	—	—	—	—	農業者等が機械等を取得した場合、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3千万円以下)の適用を認める。 新たな設備投資を促し、生産性の向上等を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—
(74)	軽油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付 (平成24年度)	—	—	—	—	農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策のための税に相当する金額の還付を行う。 農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与した。	—

(75)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制) (平成25年度)	—	—	—	—	青色申告書を提出する農業者等で、農業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けた者が、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置を行う。 農業者等が行う農畜産物の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、農業者等の経営の安定化・活性化や国産農畜産物の安定供給の確保に寄与している。	—
------	--	---	---	---	---	---	---

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	【参考:復興庁より】 東日本大震災農業生産対策交付金 (平成24年度) (関連:30-3)	2,592 の内数 (1,997 の内数)	1,420 の内数 (761 の内数)	2,551 の内数 (2,137 の内数)	(1)－①－ア (1)－①－イ (1)－①－ウ (1)－②－ア (1)－②－イ (1)－③－ア (1)－③－ウ (1)－③－エ	震災の影響により低下した被災地の生産力を回復する取組や農畜産物の販売力の回復に向けた取組を支援することにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与した。	
(2)	【参考:復興庁より】 福島県農林水産業再生総合事業 (平成29年度) (関連:30-1,3,13,20,22)	—	4,710 の内数 (4,710 の内数)	4,609 の内数 (4,601 の内数)	(1)－④－ア	福島県において有機JASの認証取得や有機農産物等の生産・出荷に必要な施設・機械の導入、商談会・産地見学会を通じた新たな販路開拓等を支援することにより、有機農産物等の環境にやさしい農産物の供給拡大等に寄与した。	
(3)	【参考:復興庁より】 福島県営農再開支援事業 (平成30年度)	—	—	13,031 の内数 (13,031 の内数)	(1)－①－ア (1)－③－エ	福島県において原子力発電所事故の影響により平成23年度以降に生産の断念を余儀なくされた農地のうち、令和2年度末までに農地面積の6割が営農再開できるよう、基金を設置し、営農再開に資する一連の取組を支援することにより、国産農畜産物の安定的供給に寄与した。	

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑪)

政策分野名 【施策名】	先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等					
政策の概要 【施策の概要】	農業者の高齢化、労働力不足が進む中で、担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化等を実現する技術導入を推進する。 このため、先端技術等の活用等により、コスト削減や高付加価値化を実現する施策を行う。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	3,332 ＜20,875＞の内数	2,499 ＜20,285＞の内数	1,669 ＜416,937＞の内数	1,590 ＜412,112＞の内数
		補正予算(b)	100 ＜12,575＞の内数	－ ＜10,000＞の内数	－ ＜107,104＞の内数	
		繰越し等(c)	2,148 ＜35,279＞の内数	－ ＜22,798＞の内数		
		合計(a+b+c)	5,580 ＜68,729＞の内数	2,499 ＜53,082＞の内数		
	執行額(百万円)		5,173 ＜24,344＞の内数	2,291 ＜30,667＞の内数		
施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)			
食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日	第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. 農業の持続的な発展に関する施策 (7) コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等 ② 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新 ③ 効果的な農作業安全対策の推進			
農林水産省地球温暖化対策総合戦略		平成20年7月29日 改定	2. 地球温暖化防止策 (4) 農業分野の温室効果ガス排出削減対策 3. 地球温暖化適応策 (2) 地球温暖化適応策に関する技術開発等 第二章 分野・品目別対策 第1 農業			
農林水産省気候変動適応計画		平成27年8月6日	第2 具体的施策 3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化			
日本再興戦略2016		平成28年6月2日	第2部 アクションプランー五カ年計画 第2章 分野別事項 第5節 農林水産業・食品産業分野			
ロボット新戦略		平成27年2月10日				

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、＜＞外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	先端技術の活用等による生産・流通システムの革新									
目標①【達成すべき目標】	省力化・低コスト化技術等の導入									
測定指標	ア 農林水産業・食品産業分野において省力化等に貢献する新たなロボットの導入機種数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		—	—	—	11機種 (A:110%)	14機種 (A:108%)	—	20機種	A	S↑－直
	年度ごとの目標値		—	—	10機種	13機種	16機種			
把握の方法	農業機械メーカー等からの聞き取り(農林水産省生産局技術普及課調べ)									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
測定指標	イ 担い手の米の生産コスト(注1)における生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費の削減 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	5年		
		6,497円/60kg(個別経営) 6,491円/60kg(組織法人経営) 平成23年産の全国平均のコメの生産コストにおける生産資材費と労働費:9,117円/60kg	—	6,319円/60kg(個別経営) (A:87%) 6,708円/60kg(組織法人経営) (C:-106%)	6,259円/60kg(個別経営) (A:77%) 6,776円/60kg(組織法人経営) (C:-93%)	6,463円/60kg(個別経営) (C:8%) 6,645円/60kg(組織法人経営) (C:-38%)	—	5,470円/60kg(個別経営・組織法人経営)	C	F↓－差
	年度ごとの目標値	—	6,292円/60kg(個別経営) 6,287円/60kg(組織法人経営)	6,189円/60kg(個別経営) 6,185円/60kg(組織法人経営)	6,086円/60kg(個別経営) 6,083円/60kg(組織法人経営)	5,984円/60kg(個別経営) 5,981円/60kg(組織法人経営)				

把握の方法	「農業経営統計調査」(農産物生産費統計、営農類型別経営統計(組織経営))(農林水産省統計部) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(平成25年基準値-当該年実績値)/(平成25年基準値-当該年目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
測定指標	ウ 国内のハウス設置面積のうち複合環境制御装置のある施設の面積の増加 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標— 計算分類
		24年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	6年度		
		655ha	—	—	—	1,070ha (A:100%)	—	1,247ha		
	年度ごとの目標値		—	—	—	1,070ha	—		A	S↑-差
把握の方法	隔年で実施する「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査」(農林水産省生産局園芸作物課調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
施策(2)	異常気象などのリスクを軽減する技術の確立									
目標①【達成すべき目標】	高温等の影響を回避・軽減できる適応技術や品種の普及									
測定指標	ア 高温耐性品種(水稻)作付面積割合 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標— 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		6.2%	—	—	6.6% (A:94%)	6.8% (B:88%)	—	10.0%		
	年度ごとの目標値		—	—	7.0%	7.7%	8.5%		B	F↑-一直
把握の方法	「地球温暖化に伴う農業生産への影響に関する実態調査」(農林水産省生産局農業環境対策課調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
目標②【達成すべき目標】	農作物の収量の向上・高位安定化のための地力の強化									
測定指標	ア ほ場の単位面積(100ha)当たりの土壌分析(注2)実施数 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標— 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		14.4地点	—	—	—	13.9地点 (A:91%)	—	17.6地点		
	年度ごとの目標値		—	—	—	15.2地点	16.0地点		A	S↑-一直
把握の方法	農協に対するアンケート調査(抽出調査)(土壌分析実施状況)(農林水産省生産局農業環境対策課調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
施策(3)	効果的な農作業安全対策の推進									
目標①【達成すべき目標】	農作業事故による死亡者数を減少									
測定指標	ア 農作業事故による死亡者数 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標— 計算分類
		25年	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	30年		
		100%	100% (B)	97% (B)	89% (A)	87% (A)	—	85%		
	年度ごとの目標値		97%	94%	91%	88%	85%		A	F↓-一直
把握の方法	「人口動態調査」(死亡小票の集計)(厚生労働省) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	Aランク:実績値≤各年の目標値 Bランク:各年の目標値<実績値≤前年の目標値 Cランク:前年の目標値<実績値									
備考	—									
測定指標	イ (農産)GAP(注3)認証取得経営体数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標— 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度		
		4,500 経営体	—	—	4,700 経営体 (C:20%)	5,300 経営体 (C:19%)	—	13,500 経営体		
	年度ごとの目標値		—	—	5,500 経営体	8,700 経営体	13,500 経営体		C	S↑-差
把握の方法	GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAP(注4)の運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り(農林水産省生産局農業環境対策課調べ)									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値-28年度基準値)/(当該年度目標値-28年度基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

測定指標	ウ（畜産）GAP認証取得経営体数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		—	—	—	—	80 経営体 (C:14%)	—	1,150 経営体		
	年度ごとの目標値		—	—	—	565 経営体	1,033 経営体		C	S↑-差
把握の方法	畜産GAPの運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り(農林水産省生産局畜産振興課調べ)									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値-28年度基準値)/(当該年度目標値-28年度基準値)×100 A^ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	④進展が大きくない
		(判断根拠) 政策分野①「先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等」について、評価可能な測定指標数8個について、Aが4個、Bが1個、Cが3個となっており、「④進展が大きくない」と判定した。	
		【(1)①イ】担い手の米の生産コストにおける生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費の削減 平成30年度の担い手の米の生産資材費と労働費については、個別経営6,463円/60kg、組織法人経営6,645円/60kgで、達成度合いが、それぞれ8%、-38%の「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 個別経営においては基準値と比べて低下しているものの、過去2カ年と比べると上昇した。また、組織法人経営においては過去2カ年と比べると減少したものの、基準値と比べて増加した。 この理由としては、平成28年度と比べて天候不順等により収量が減少したこと、労働時間は短縮されているものの労働単価が上昇傾向にあること、29年9月から国内特殊自動車4次排ガス規制(窒素酸化物(NOx)排出量を3次規制と比べて約90%低減)が適用されたことによる農機具費の上昇、燃油価格上昇や為替の変動による輸入コストの上昇等の要因により単位収量当たりの生産費が高くなった。 (参考指標:H28とH29の比較) ①収量(H29/H28):[個別経営](533kg/10a÷544kg/10a)98%、[組織法人経営](509kg/10a÷531kg/10a)96%(農業経営統計調査) ②60kg当たりの労働時間: [個別経営]H25 1.62時間/60kg→H27 1.56時間/60kg→H29 1.55時間/60kg [組織法人経営]H25 1.83時間/60kg→H27 1.82時間/60kg→H29 1.78時間/60kg(農業経営統計調査) ③60kg当たりの労働費: [個別経営]H25 2,386円/60kg→H27 2,378円/60kg→H29 2,488円/60kg [組織法人経営]H25 2,738円/60kg→H27 2,893円/60kg→H29 2,863円/60kg(農業経営統計調査) ④労働単価: [個別経営]H25 1,473円/時間→H27 1,524円/時間→H29 1,605円/時間 [組織法人経営]H25 1,496円/時間→H27 1,590円/時間→H29 1,608円/時間 ⑤燃油価格:(平成27年を基準としてH29/H28)ガソリン:110.9%、軽油110.2%(農作物価統計調査) ⑥為替(円/ドル):H28 109.84→H29 113.19(三菱UFJ銀行 年間平均TTS) 2) 内部要因 本測定指標の実績の最新値は平成29年度であり、農業競争力強化支援法施行前となるため、当施策の直接の効果はまだ反映されていない状況。 しかし、農業競争力強化支援法施行後、農業資材のコスト低減に向けた様々な動きが活発化しており、例えば、全農では、平成30年10月から、担い手からの要望を踏まえて機能を絞り込んだ低価格大型トラクターを供給開始している。これにより、生産者の購入価格は、標準モデルと比較し、約2〜3割程度の引下げを実現している。 3) 総合的な要因 以上のとおり、平成30年度にあつては主に外部要因の影響によりCとなったと推測される。その一方で令和元年度の評価からは当施策の内部要因も具体的に現れてくるため、今後支援法のより高い効果によって目標を達成できるよう、施策を進めてまいりたい。	測定指標についての要因分析(達成度合いが悪い場合等)【施策の分析】
		【(3)①イ】(農産)GAP認証取得経営体数 30年度の(農産)GAP認証取得経営体数は5,300経営体数で、達成度合いが19%の「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 GAP認証が2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食材の調達基準を満たす要件の一つとなったこと等により、平成29年度から認証取得の拡大が急激に進んだ結果、審査会社において新規審査に十分対応できない状況が発生している。 2) 内部要因 GAPの実施、認証取得に当たっては、都道府県が行うGAP指導員の育成、指導活動の実施、認証取得支援等の取組を行っており、新規審査件数は順調に増加しているものの、①個々の取組や経費負担が軽減される団体認証を推進しているところであるが、産地の合意形成が進まず、団体での認証取得が進まなかったこと、②高齢化による離農、③認証継続にメリットを感じない等の理由により認証を継続しなかったこと、等により認証取得の拡大が進まなかった。 3) 総合的な要因 以上のとおり、審査会社の状況、団体認証の伸び悩み等の理由が相まって、目標達成ができなかった。	

	【(3)①ウ】(畜産)GAP認証取得経営体数 30年度の(畜産)GAP取得経営体数は80経営体で、達成度合いは14%の「C」となった。その要因としては以下のことが考えられる。 1) 外部要因 豚流行性下痢(PED)や豚コレラの発生、鳥インフルエンザの侵入防止等のため、畜種や時期により、農家へのGAP構築指導やGAP認証審査が延期されるなどの状況が発生している。 2) 内部要因 畜産GAPについては、平成29年3月31日に基準書が策定・公表され、指導員・審査員の育成と併行して認証取得の拡大を推進してきたところ、①認証取得のメリットが十分に浸透せず認証取得が伸び悩んだこと、②このため、指導員・審査員が経験を積む機会が限られ、個別認証に向けた指導・審査が効率的・効果的に進まなかったこと、③さらに、指導・審査の実績が求められる団体認証に必要な指導員・審査員の育成が遅れ、団体認証の推進ができなかったこと、等により認証取得の拡大が進まなかった。 3) 総合的な要因 以上のとおり、家畜衛生上の配慮や、指導員・審査員の育成に必要な畜産GAPの取組を希望する農家の伸び悩み等の理由が相まって、目標達成ができなかった。		
次期目標等への 反映の方向性	【(1)①イ】担い手の米の生産コストにおける生産資材費 平成29年8月の農業競争力強化支援法施行後、平成30年10月から、全農において機能を絞り込んだ低価格大型トラクターを供給することにより、標準モデルと比較し約2～3割程度の購入価格引下げを実現するなど、農業資材のコスト低減に向けた様々な動きが活発化しており、今後、支援法のより高い効果の現れが期待される。 【(3)①イ】(農産)GAP認証取得経営体数 平成31年4月から①GAP認証農産物を取り扱う意向を有している実需者に「GAPパートナー」として協力を依頼するとともに、②実需者が認証取得を要望する産地を重点推進産地に設定して集中的な指導、③GAP認証取得意向産地等の要望を踏まえた実需者とのマッチングを図り、農業者の新規認証及び認証継続の意欲喚起、④平成30年から審査員育成の支援、⑤農林水産省策定の農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドラインに準拠した都道府県GAP(31年3月末時点:12,259経営体)に取り組んでいる農業者に対し、GAP認証へのステップアップの促進等を実施しており、設定している次年度目標の達成に向けて取組を進めているところ。 【(3)①ウ】(畜産)GAP認証取得経営体数 ①認証取得者へのアンケート調査による認証取得のメリットの周知、②平成30年12月から団体認証に向けた指導員・審査員の育成による団体認証の推進、③31年4月から畜産GAP認証取得に必要なとなる工程管理効率化のためのICTシステム導入支援等を実施しており、設定している令和2年度の目標達成に向けて取組を進めているところ。		
学識経験を有する者の 知見の活用			
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	—		
評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)	予算		
	税制		
	その他 (法令、組織、定員等)		
担当部局名	生産局(大臣官房政策課) 【大臣官房政策課技術政策室/生産局総務課/園芸作物課/技術普及課 /農業環境対策課/畜産振興課】	政策評価実施時期	令和元年8月

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等

【目標】①

省力化・低コスト技術等の導入

(ア) 農林水産業・食品産業分野において省力化等に貢献する新たなロボットの導入機種数

【測定指標の選定理由】

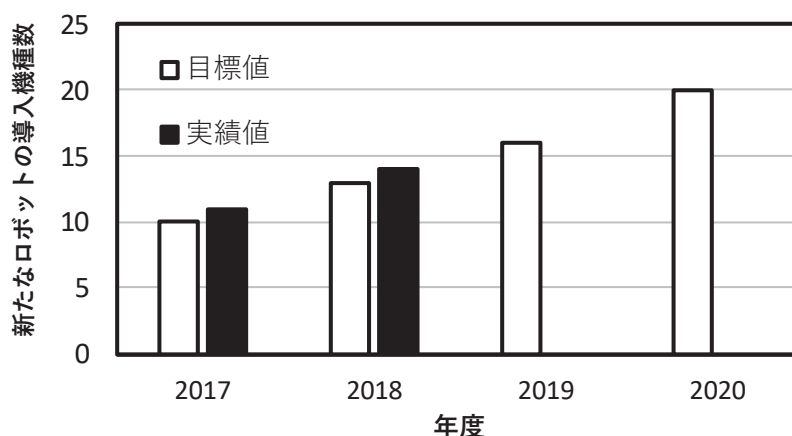
食料・農業・農村基本計画において、高齢化、労働力不足が進む中で、担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化を図るため、スマート農業(ロボット技術(注5)やICT(注6)を活用した超省力生産、高品質生産を実現する新たな農業)の実現に向けた取組を推進することとされている。また、ロボット技術については、「ロボット新戦略」(平成27年2月日本経済再生本部決定)に基づき、開発、現場への導入や環境整備を着実に進めることとされている。

「ロボット新戦略」の中で、2020年に目指すべき姿(KPI)として、ロボットを農林水産業・食品産業分野において実用化・市販化されることを目指すとしていることから、その導入機種数を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値は、「ロボット新戦略」のKPIに基づき、20機種と設定した。

年度ごとの目標値については、KPIに基づき、研究開発や実証等の取組の進展を踏まえて、毎年、段階的に導入機種数が増加していくものとして設定した。



出典: 農林水産省生産局技術普及課調べ(農業機械メーカー等からの聞き取りにより把握)

【その他参考資料】

—

(イ) 担い手の米の生産コスト(注1)における生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費の削減

【測定指標の選定理由】

平成 28 年6月2日に閣議決定した日本再興戦略において、「今後 10 年間(2023 年まで)で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減する(2011 年産の全国平均のコメの生産コスト:16,001 円/60kg)」ことをKPIとして設定しており、当該KPIの達成に資するため、担い手のコメの生産コストにおける生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費の削減を測定指標として選定した。

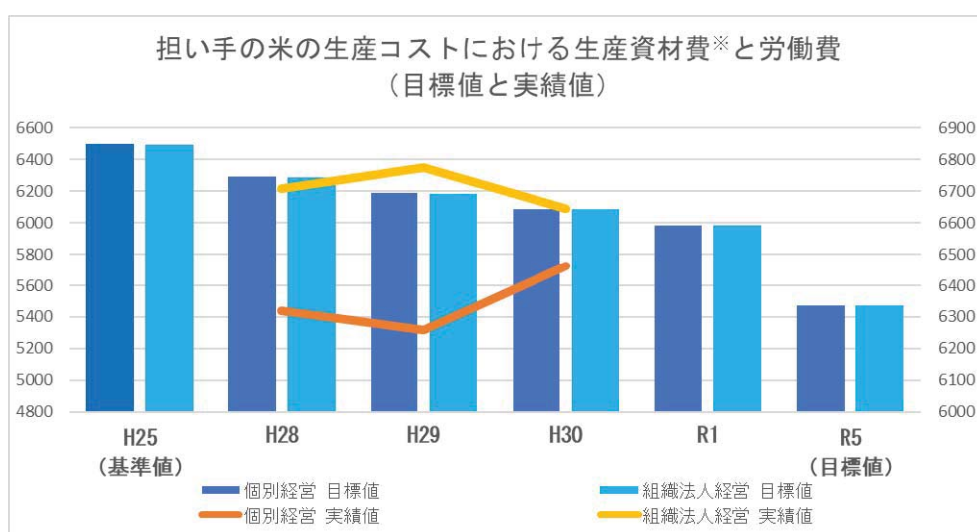
【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値は、KPIに示されている担い手のコメの生産コストとして示されている値の生産資材費と労働費の合計(5,470 円/60kg)を設定した。

基準値は、産業競争力会議実行実現点検会合(27 年 12 月開催)における当該指標の初年度評価の比較対象となった平成 25 年産の担い手(個別経営・組織法人経営)のコメの生産コストにおける生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費をそれぞれ設定した。

年度ごとの目標値は、毎年、基準値から一定の割合で減少するものとして設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。



※生産資材費とは、農機具費、肥料費、農業薬剤費の合計。

出典:農林水産省統計部「農業経営統計調査」(農産物生産費統計、農業類型別経営統計(組織経営))

【その他参考資料】

—

(ウ) 国内のハウス設置面積のうち複合環境制御装置のある施設の面積の増加

【測定指標の選定理由】

食料・農業・農村基本計画において、高齢化、労働力不足が進む中で、担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化を図るため、地域エネルギーと先端技術を活用して周年・計画生産から調製、出荷までを行う次世代施設園芸(注7)拠点の整備を推進するとしている。

このため、平成 25 年度から実施している次世代施設園芸導入加速化支援事業及び平成 28 年度から新たに措置した次世代施設園芸地域展開促進事業等の施策効果により、温度、CO2等の複数の環境要因をコントロールできる複合環境制御装置を備えた園芸施設の面積を増加させることとし、測定指標として選定した。

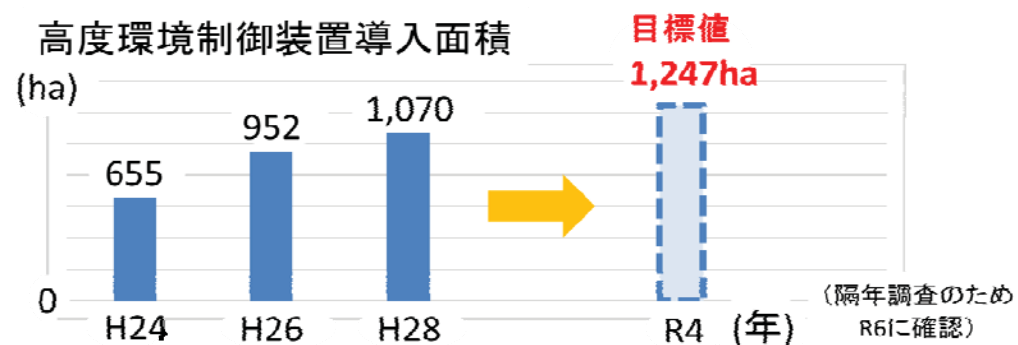
【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

複合環境制御装置は、多額の初期投資を必要とし、また、環境制御を使いこなして生産を安定化させるまでに相応の時間を要することから、その導入面積はごく一部にとどまり(ハウス全体の設置面積の 2.5%(28 年度))、ハウス全体の設置面積の減少と連動して減少傾向にあった。その後、平成 25 年度以降の次世代施設園芸事業等の施策の効果により、複合環境制御装置を備えたハウスの面積は増加傾向にあるが、今後施策を講じなかった場合には、ハウス全体の設置面積の減少と連動し、再び減少傾向に転じるおそれがある。

このため、①ICT を活用した複合環境制御による生産性向上を目指した次世代施設園芸拠点の成果を地域に展開していくための情報発信、②次世代施設園芸の要素技術である環境制御技術等を習得するための実証・研修等を推進するとともに、③複合環境制御型園芸施設の整備を支援する施策(強い農業・担い手づくり総合支援交付金等)を着実に進めていくことにより、それらの施策効果として、複合環境制御装置を備えたハウス面積は今後も増加していくと見込み、令和6年度目標は平成 28 年度以降の事業実績等も加味して施策効果の見直しを行い、1,247ha と設定した。

なお、実績値は、隔年で実施している調査により把握するため、隔年の設定としている。

※ 評価実施時期に評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの目標値は前々年度の値を記入している。



出典:農林水産省生産局園芸作物課調べ「園芸用施設及び農業用廃プラスチックに関する調査」(各年実施)

【その他参考資料】

—

施策(2) 異常気象などのリスクを軽減する技術の確立

【目標】①
高温等の影響を回避・軽減できる適応技術や品種の普及

(ア) 高温耐性品種(水稻)作付面積割合

【測定指標の選定理由】

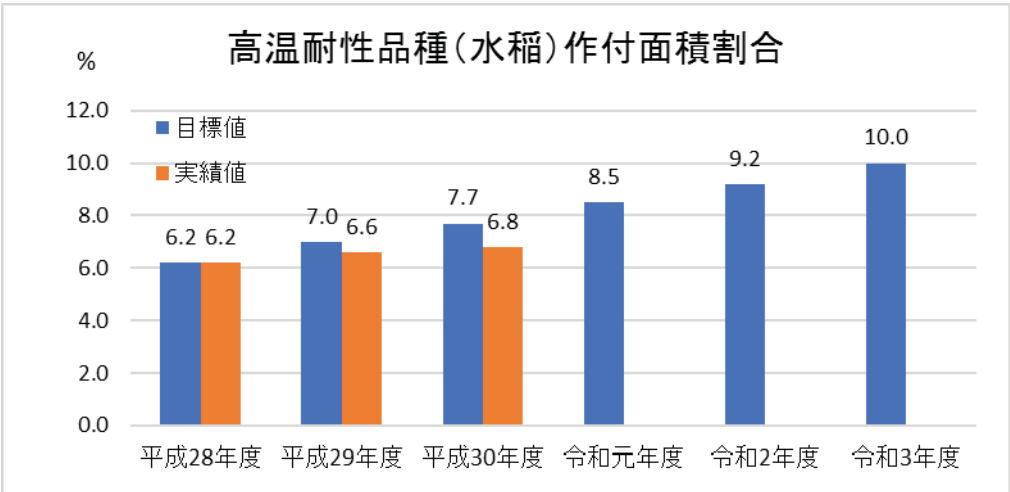
食料・農業・農村基本計画において、気候変動に左右されにくい持続的な農業生産への転換を進めるため、高温等の影響を回避又は軽減できる適応技術や品種の開発と普及を推進するとされている。

このため、気候変動や極端な気象現象の影響を受けにくい安定的な産地づくりを促進する必要があり、高温等の影響を回避・軽減できる適応品種や技術の導入を図っていくことが重要であることから、殆どの都道府県において栽培されており、多数の府県で白未熟粒等の高温障害の発生が報告されている水稻について、主食用水稻の作付面積(統計部公表)に対する高温耐性品種の作付面積(農環課調べ)の割合を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

これまで日本の平均気温は平年値に対して毎年変動しながら推移しているが、長期傾向として上昇しており、引き続き、高温耐性品種の導入は重要な政策課題であることから、これまでの導入トレンドを踏まえ、目標年度まで年間 0.8%上昇すると仮定し、令和2年度の目標を 10%とした。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。



出典:農林水産省生産局農業環境対策課調べ「地球温暖化に伴う農業生産への影響に関する実態調査」

【その他参考資料】

—

(イ) ほ場の単位面積(100ha)当たりの土壌分析(注2)実施数

【測定指標の選定理由】

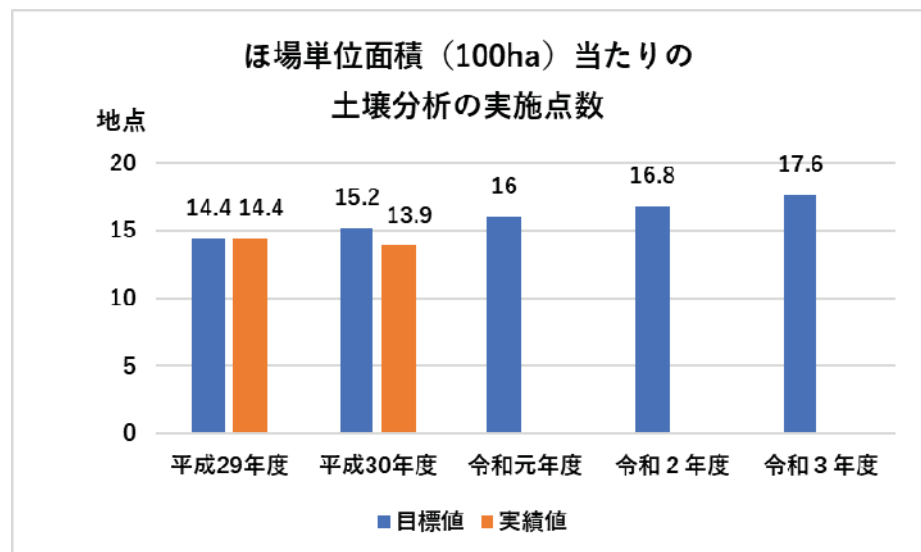
食料・農業・農村基本計画においては、収量の向上、高位安定化を図るため、土壌改良資材や有機物の投入により地力の強化を図ることとされている。

一方、地力の強化のためには、土壌分析に基づく適正施肥の取組が不可欠であることから、土壌分析の総体的な実施状況を最も端的に表す数値として、ほ場の単位面積(100ha)当たりの土壌分析実施数を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

目標値については、過去3年間(平成26年度から平成28年度)の実績を踏まえて、平成30年度以降について、年間0.8地点の増加を見込み、目標値を再設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。

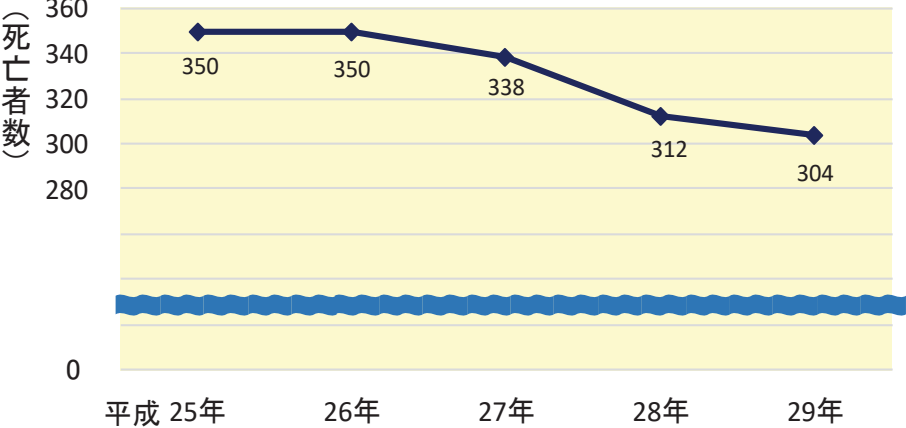


出典:農林水産省生産局農業環境対策課調べ(農協に対するアンケート調査(抽出調査)(土壌分析実施状況))

【その他参考資料】

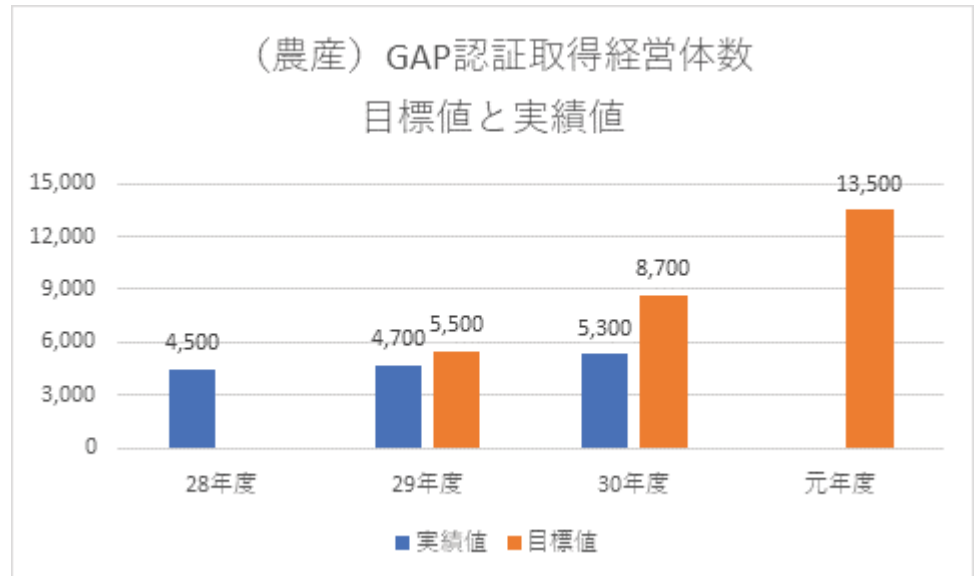
—

施策(3) 効果的な農作業安全対策の推進

【目標】① 農作業事故による死亡者数を減少	(ア) 農作業事故による死亡者数 【測定指標の選定理由】 食料・農業・農村基本計画においては、農作業死亡事故が多発している現状を踏まえ、事故防止のため、より実効性のある農作業安全対策を推進することとされている。これに基づき、農業者の農作業事故による死亡者数を減少させる必要があることから、「農作業事故による死亡者数の減少」を測定指標として選定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 これまで350件前後で推移している農作業事故による死亡者数について、平成25年の死亡者数350人を基準値とし、第12次労働災害防止計画の目標(5年間で15%削減)を参考として、目標年の30年までに毎年約3%ずつ減少させる目標を設定した。 ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。 農作業中の死亡者数の推移  <table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>死亡者数</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 25年</td><td>350</td></tr><tr><td>26年</td><td>350</td></tr><tr><td>27年</td><td>338</td></tr><tr><td>28年</td><td>312</td></tr><tr><td>29年</td><td>304</td></tr></tbody></table> 出典:厚生労働省「人口動態調査」(死亡小票の集計) 【その他参考資料】 — (イ) (農産)GAP認証取得経営体数 【測定指標の選定理由】 GAP(注3)は、 ・ 食品安全、環境保全、労働安全はもとより人権や農場経営管理に関するものも含まれており、生産者の人材育成にもつながること ・ 大手小売事業者等において、GAP 認証(注8)を取引先に求める動きが拡大しており、国内外での取引において必要な要件となっていくことが見込まれることから、GAP を実践・認証取得する生産者の拡大が極めて重要となっている。 農産物の GAP に取り組む生産者の増加を客観的に確認可能な、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 及び JGAP(注4)を取得した経営体数を測定指標として選定した。	年度	死亡者数	平成 25年	350	26年	350	27年	338	28年	312	29年	304
年度	死亡者数												
平成 25年	350												
26年	350												
27年	338												
28年	312												
29年	304												

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

認証取得経営体数は、直近6年間で3倍に拡大しており、これをさらに加速化させるため、基準年(29年3月末時点)から令和元年度までに3倍に増加させる目標を設定した。



出典:農林水産省生産局農業環境対策課調べ(GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAPの運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り)

【その他参考資料】

—

(ウ) (畜産)GAP認証取得経営体数

【測定指標の選定理由】

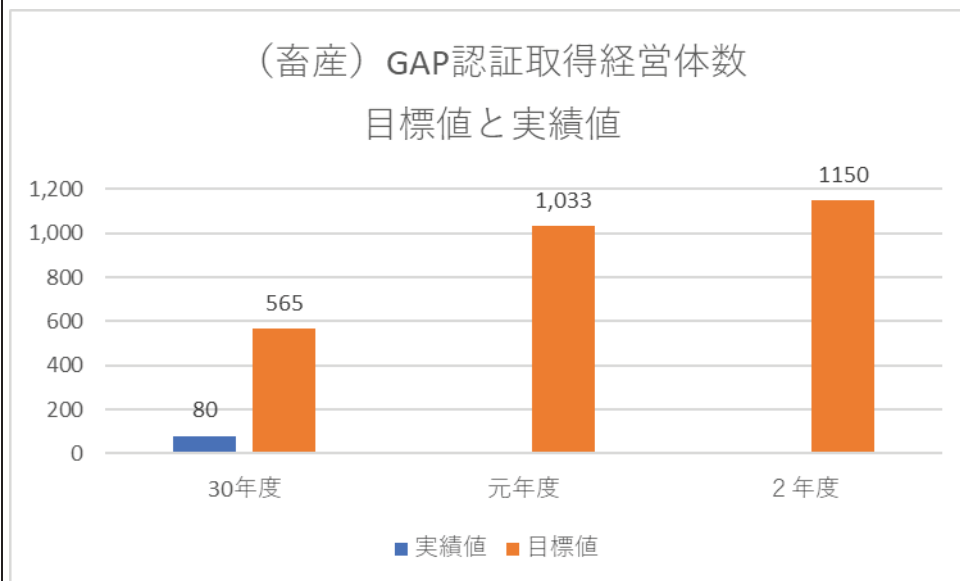
GAPは、

- ・ 食品安全、環境保全、労働安全はもとより人権や農場経営管理に関するものも含まれており、生産者の人材育成にもつながること
- ・ 大手小売事業者等において、GAP認証を取引先に求める動きが拡大しており、国内外での取引において必要な要件となっていくことが見込まれることから、GAPを実践・認証取得する生産者の拡大が極めて重要となっている。

畜産物のGAPに取り組む生産者の増加を客観的に確認可能な、GLOBALG.A.P.及びJGAPを取得した経営体数を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

認証取得経営体数は、事業実施年度の翌年度である令和2年度までに、畜産専業農家数の3%水準に増加させる目標を設定した。



出典：農林水産省生産局畜産振興課調べ(畜産GAPの運営主体に各年3月末時点の認証取得経営体数を聞き取り)

【その他参考資料】

—

2. 用語解説

注1 コメの生産コスト	米の生産に係る肥料費、農業薬剤費、農機具費、光熱動力費、労働費等の費用。
注2 土壌分析	農地土壌が作物生産に適する状態にあるかを判断するために行う土壌の理化学的分析のこと。作物の成長に係る土壌の成分(肥料成分)を把握するための化学分析、土壌の硬さや透水性を把握するための物理性に関する分析等があり、土壌分析の結果をもとに肥料や土壌改良資材を必要十分量散布することが推奨されている。
注3 GAP(農業生産工程管理)	農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための、関連する生産工程管理の取組のこと。
注4 GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAP	GLOBALG.A.P.はドイツの FoodPLUS GmbH が策定した GAP 認証。ASIAGAP 及び JGAP は一般財団法人日本 GAP 協会が策定した日本発の GAP 認証。
注5 ロボット技術	センサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素技術を有する智能化した機械システムのこと。
注6 ICT	情報・通信に関する技術の総称(Information and Communication Technology の略)。IT (Information Technology)と同義。
注7 次世代施設園芸	施設を大規模に集積し、木質バイオマス等の地域エネルギーと先端技術を活用して周年・計画生産から調製、出荷までを行う施設園芸。
注8 GAP認証	第三者機関の審査により、GAPが正しく実施されていることが確認された証明のこと。

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野11：先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等						
No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)		
(1)	農業改良助長法 (昭和23年)	－	－	－	－	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等として普及事業を実施する。 普及指導活動を通じ、担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化等を実現する技術導入に寄与した。
(2)	地力増進法 (昭和59年)	－	－	－	(2)-②-ア	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定している。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の積極的な施用を示すことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組み農業者の増加に寄与した。
(3)	農業競争力強化支援法 (平成29年)	－	－	－	(1)-①-イ	「良質かつ低廉な農業資材の供給」及び「農産物流通の合理化」を実現するために、農業資材業界や農産物流通・加工業界の再編・参入の促進や各種法規制等の見直し、農業資材や農産物の取引条件等の「見える化」等を推進することとされており、農業資材に係るコストの削減に寄与した。
(4)	GAP拡大推進加速化事業 (平成30年度) (関連：30-1)	－	－	601 (413)	(3)-①-イ (3)-①-ウ	GAPの取組及び認証取得の推進により、輸出拡大や農業人材の育成などが国の農畜産業競争力の強化に寄与した。
(5)	農林水産業におけるロボット技術 安全性確保策検討事業 (平成28年度) (関連：30-5)	90 (84)	110 (108)	99 (99)	(1)-①-ア	農林水産分野において、現場実装に際して安全上の課題解決が必要な自動走行農業機械や、農薬等の散布を行うドローン等のロボット技術について、生産現場における安全性の検証及びこれに基づく安全確保策のルールづくりなどを支援する。 これにより、規模拡大や省力化、作業の軽労化に資するロボット技術等の導入推進に寄与した。
(6)	協同農業普及事業交付金 (昭和58年度) (関連：30-1、9)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	－	都道府県における普及指導員の設置、普及指導員による農業者に対する技術・経営指導等を推進する。 効果的・効率的な普及事業の推進を通じて、担い手の一層の規模拡大、省力化や低コスト化等を実現する技術導入に寄与した。
(7)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (関連：30-3、9、13)	21,582 の内数 (20,170 の内数)	23,594 の内数 (21,345 の内数)	20,353 の内数 (16,756 の内数)	(1)-①-ウ	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な産地基幹施設等の整備や再編を支援する。 高度環境制御栽培施設の整備など、産地の生産供給体制を確立することにより、国産農畜産物の競争力の強化に寄与した。

(8)	産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (関連:30-1、9、12、13)	5,186 の内数 (3,470 の内数)	2,378 の内数 (2,028 の内数)	3,392 の内数 (2,846 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア	産地における生産体制・技術面での課題を克服するため、農作業サービス事業体等による労働力の提供を含む、産地における労働力確保・調整を行う体制の構築を支援する。これにより、限られた労働力のなかで規模拡大や省力化、作業の軽労化を実現する生産体制の確立に寄与した。 「強み」のある産地形成に向け、生産者・実需者等が一体となって地球温暖化に対応する品種・技術を活用する取組を支援することにより、高温等の影響を回避・軽減できる適応技術や品種の普及に寄与した。 農作業中の危険要因を洗い出し、その対策を確立して周知徹底を行う取組を支援することにより、事故を未然に防止し死亡事故件数の減少に寄与した。
(9)	次世代施設園芸拡大支援事業 (平成25年度) (主、関連:30-9)	3,260 (3,136)	501 (333)	447 (288)	(1)-①-ウ	高度環境制御技術、地域エネルギー活用・省エネルギー化技術及び雇用型の生産管理技術の全てに取り組み次世代施設園芸拠点の整備や、その横展開や転換加速化を図る各取組を支援し、これらの成果を波及させることにより、産地全体における複合環境制御装置を導入した園芸施設の面積の拡大に寄与した。
(10)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業技術革新工学研究センター農業機械化促進業務に要する経費 (平成15年度) (主、関連:30-9)	1,771 (1,770)	1,842 (1,833)	1,669 (1,669)	(3)-①-ア	農業機械に関する試験研究及び実用化、安全性検査等の業務を総合的かつ効率的に実施する。 これにより農業生産性の向上、農業経営の改善、農機具の安全性の向上を図り、国産農畜産物の供給拡大に寄与した。
(11)	農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査事業 (平成30年度) (主)	—	—	80 (73)	(1)-①-イ	農業競争力強化プログラムや農業競争力強化支援法に基づく施策について、その実施状況や効果を把握するとともに、施策推進上の新たな課題を抽出するため、国内外における農業資材の価格や農畜産物の流通実態等の調査を実施する。 良質かつ低廉な農業資材の供給の実現に向けた施策の推進を図るために必要な調査を行うものあり、農業資材に係るコストの削減に寄与した。
(12)	農業用軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置 (昭和31年度)	<ー> (<11,226>)	<ー> (<11,704>)	—	—	農業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の課税免除の措置を行う。 軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与した。
(14)	中小企業者等が機械等取得した場合等の特別償却又は税額控除 (平成10年度)	—	—	—	—	農業者等が機械等取得した場合、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3千万以下)の適用を認める。 新たな設備投資を促し、生産性の向上等を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与した。
(13)	軽油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付 (平成24年度)	—	—	—	—	農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乘せられる地球温暖化対策のための税に相当する金額の還付を行う。 農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与した。

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野の関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑬)

政策分野名 【施策名】	農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション					
政策の概要 【施策の概要】	環境問題に対する国民の関心が高まる中、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献するため、より環境保全効果の高い営農活動の普及を推進する。 このため、家畜排せつ物や稲わら等の資源の循環利用、農薬及び肥料の適正な使用の確保等を通じて、環境と調和のとれた農業生産を拡大するための施策を行う。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	2,549 ＜－＞の内数	2,586 ＜－＞の内数	2,511 ＜396,683＞の内数	2,501 ＜338,775＞の内数
		補正予算(b)	－ ＜－＞の内数	－ ＜－＞の内数	－ ＜99,589＞の内数	
		繰越し等(c)	－ ＜－＞の内数	－ ＜－＞の内数		
		合計(a+b+c)	2,549 ＜－＞の内数	2,586 ＜－＞の内数		
	執行額(百万円)		2,493 ＜－＞の内数	2,530 ＜－＞の内数		
政策に関係する内閣の 重要政策 【施策に関係する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日	第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 2. 農業の持続的な発展に関する施策 (8) 気候変動への対応等の環境政策の推進 ③ 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション		
	地球温暖化対策計画		平成28年5月13日	第3章 目標達成のための対策・施策 第2節 地球温暖化対策・施策 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策 (2) 温室効果ガス吸収源対策・施策 ② 農地土壌炭素吸収源対策		
	農林水産業・地域の活力創造プラン		平成28年11月29日 改訂	Ⅲ 政策の展開方向 4. 経営安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設		

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	気象変動に対する緩和・適応策の推進									
目標①【達成すべき目標】	温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保									
測定指標	ア 温室効果ガス排出削減にも資する施設園芸・農業機械の省エネ化 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	12年度		
		—	—	23万t-CO2 (A:92%)	32万t-CO2 (A:100%)	41万t-CO2 (A:108%)	—	124万t-CO2		
年度ごとの目標値			—	25万t-CO2	32万t-CO2	38万t-CO2	45万t-CO2		A	S↑－直
把握の方法	[施設園芸] 補助事業において設置された省エネ設備導入規模及び主要メーカー聞き取りの販売台数(農林水産省生産局農業環境対策課調べ) [農業機械] 新農業機械実用化促進株式会社による各メーカーへの販売台数の聞き取り(新農業機械実用化促進株式会社調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									
測定指標	イ「地球温暖化対策計画」(平成28年5月13日閣議決定)における農地土壌炭素吸収源対策による土壌炭素貯留量(吸収量)目標の達成 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標－ 計算分類
		25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	12年度		
		757万t-CO2	—	—	638万t-CO2 (A:90%)	670万t-CO2 (A:95%)	—	696～890万t-CO2		
年度ごとの目標値			—	—	708～828万t-CO2			A	F↑－他	
把握の方法	「地球温暖化対策及び施策の進捗状況」(地球温暖化対策推進本部) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前々年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	「地球温暖化対策計画」における農地土壌炭素吸収源対策の目標値と、地球温暖化対策推進本部公表の農地土壌炭素吸収源対策による土壌炭素貯留量(吸収量)の実績値との比較によって施策の効果を把握・評価する。 達成度合(%)＝(当該年度実績値)／(当該年度目標値の下限値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

施策(2)	環境保全型農業の推進									
目標①【達成すべき目標】	環境保全効果の高い営農活動の推進									
測定指標	ア 全耕地面積に占める有機農業(注1)の取組面積の割合 (達成度合い)	基準値	実績値(※)					目標値	達成	指標－ 計算分類
		24年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	30年度		
		0.4%	—	—	0.52% (B:74%)	0.53% (B:66%)	—	1.0%		
	年度ごとの目標値		—	—	0.7%	0.8%	1.0%		B	S ↑ 一直
把握の方法	「国内における有機JASほ場の面積」(農林水産省食料産業局食品製造課調べ)、「有機農業の取組面積に係る実態調査」(農林水産省生産局農業環境対策課調べ) ※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。									
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=(当該年度実績値)÷(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり								
		(判断根拠) 政策分野⑬「農業の自然循環の機能増進とコミュニケーション」について、評価可能な測定指標数3個について、Aが2個、Bが1個となっており、「A'」及び「A」及び「B(ただし、前年度の実績値を下回った指標を除く。)」が半数以上、かつ、Cが4分の1以下であることから、「③相当程度進展あり」と判定した。								
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	—								
	次期目標等への反映の方向性	—								

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算	
	税制	
	その他 (法令、組織、定員等)	

担当部局名	生産局 【生産局技術普及課/農業環境対策課/畜産振興課】	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	---------------------------------	----------	--------

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 気候変動に対する緩和・適応策の推進

【目標】①
温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保

(ア) 温室効果ガス排出削減にも資する施設園芸・農業機械の省エネ化

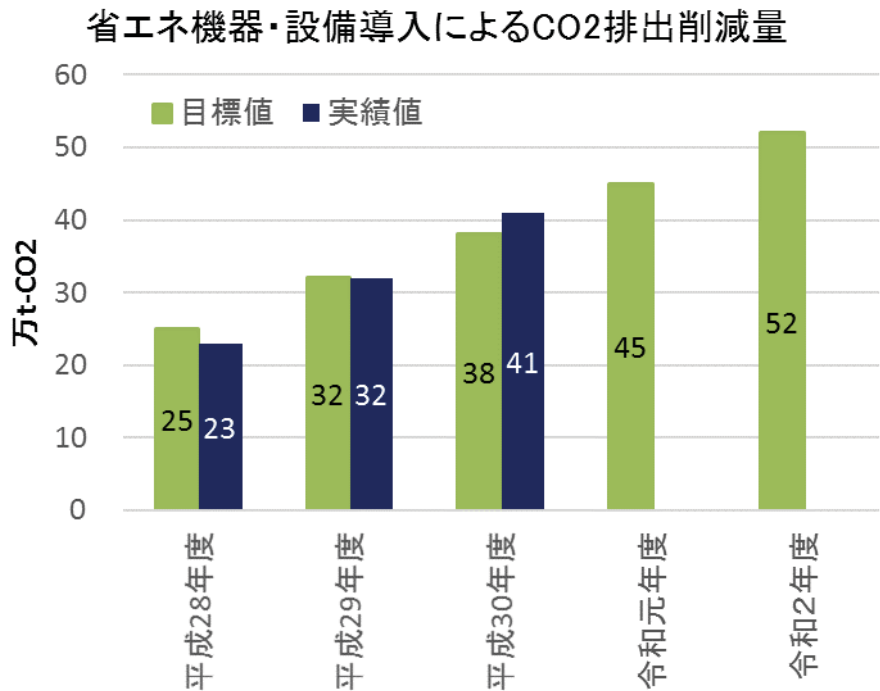
【測定指標の選定理由】

「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)において、施設園芸・農業機械分野の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進により温室効果ガスの排出削減を目標としていることから、これを測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

「地球温暖化対策計画」において、施設園芸・農業機械分野の省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進により、2030 年度までに124 万 t-CO₂ の排出削減を目標としていることから、これを目標値とした。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値は、前年度の値を記入している。



出典:「地球温暖化対策及び施策の進捗状況」をもとに作成(地球温暖化対策推進本部)

[施設園芸]農林水産省生産局農業環境対策課調べ(補助事業において設置された省エネ設備導入規模及び主要メーカー聞き取りの販売台数)

[農業機械]新農業機械実用化促進株式会社調べ(新農業機械実用化促進株式会社による各メーカーへの販売台数の聞き取り)

【その他参考資料】

—

(イ)「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)における農地土壌炭素吸収源対策による土壌炭素貯留量(吸収量)目標の達成

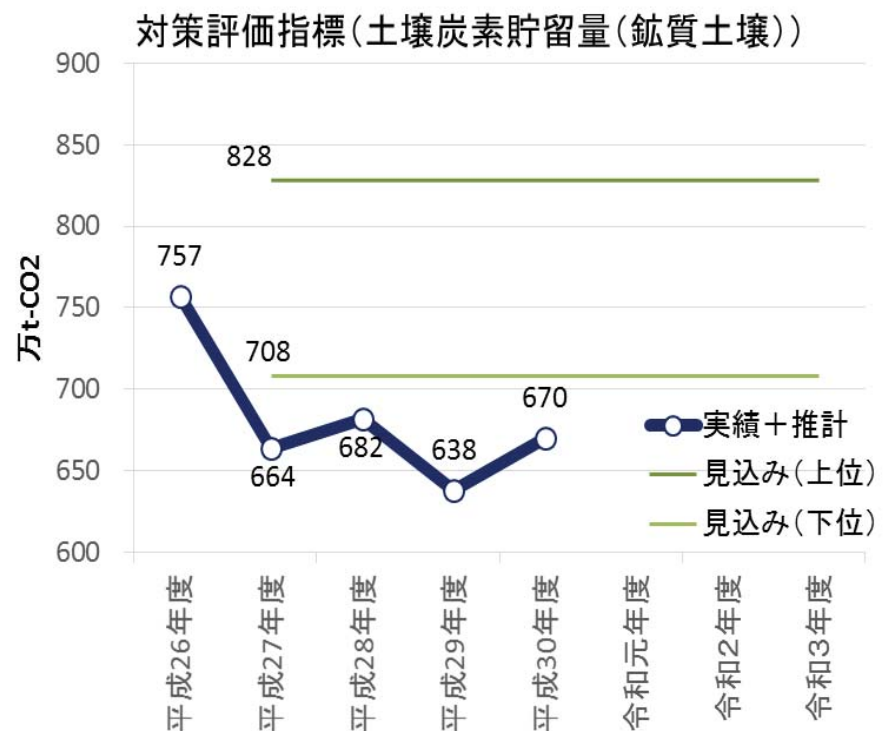
【測定指標の選定理由】

「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月 13 日閣議決定)において、土壌への堆肥や緑肥等の有機物の施用による土づくりを推進することにより、農地等の土壌による炭素貯留(吸収)を促進することとしており、これを測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

「地球温暖化対策計画」において、2030 年度までに 696～890 万 t-CO₂ の土壌炭素貯留量(吸収量)を目標としており、これを目標値として設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値は、前々年度の値を記入している。



出典:「地球温暖化対策及び施策の進捗状況」をもとに作成(地球温暖化対策推進本部)

【その他参考資料】

—

施策(2) 環境保全型農業の推進

【目標】①

環境保全効果の高い営農活動の推進

(ア) 全耕地面積に占める有機農業(注1)の取組面積の割合

【測定指標の選定理由】

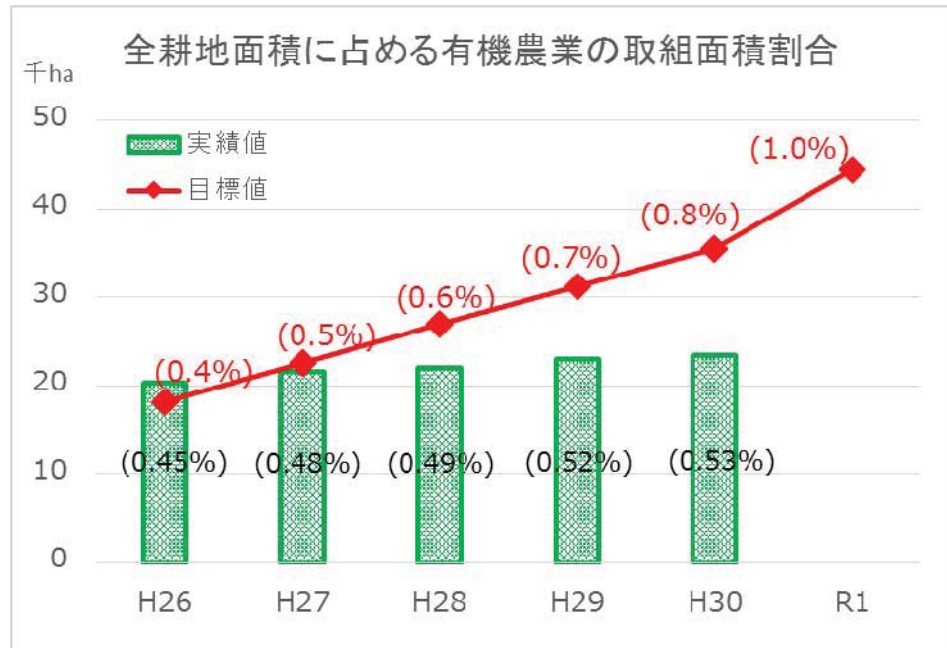
「有機農業の推進に関する法律(平成 18 年法律第 112 号)」に基づき、平成 26 年 4 月に策定した「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、おおむね平成 30 年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を倍増させることを目標として定めていることから、これを測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】

「有機農業の推進に関する基本的な方針」において、おおむね平成30年度までに我が国の耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を1%とすることを目標としていることから、これを目標値として設定した。

年度ごとの目標値については、平成27年度までの実績値から指数近似により設定した。

※ 評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を記入している。



出典:農林水産省食料産業局食品製造課調べ「国内における有機 JAS ほ場の面積」
農林水産省生産局農業環境対策課調べ「有機農業の取組面積に係る実態調査」

【その他参考資料】

—

2. 用語解説

注1 有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野13：農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション						
No	政策手段 (開始年度)	予算額計（執行額）			関連する 指標	政策手段の概要・実績
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)		
(1)	地力増進法 (昭和59年)	－	－	－	(2)-①-ア	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を規定している。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の積極的な施用を示すことにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。
(2)	持続性の高い農業生産方式の導入 の促進に関する法律 (平成11年)	－	－	－	(2)-①-ア	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者（エコファーマー）に対し、金融上の特例措置を講ずる。エコファーマーの認定件数の増加を図ることにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。
(3)	家畜排せつ物の管理の適正化及び 利用の促進に関する法律 (平成11年)	－	－	－	(2)-①-ア	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図ることにより、たい肥が生産・有効利用され、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。
(4)	有機農業の推進に関する法律 (平成18年)	－	－	－	(2)-①-ア	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規定している。有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与した。
(5)	農業の有する多面的機能の発揮の 促進に関する法律 (平成27年)	－	－	－	(2)-①-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講ずることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与した。 加えて、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。
(6)	強い農業づくり交付金 (平成17年度) (関連：30-3、9、11)	21,582 の内数 (20,170 の内数)	23,594 の内数 (21,345 の内数)	20,353 の内数 (16,756 の内数)	(2)-①-ア	持続可能な農業生産を推進するために必要な施設整備等を支援する。堆肥を利用した土づくりの推進に資する有機物供給施設等を整備することにより、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与した。
(7)	産地活性化総合対策事業 (平成22年度) (関連：30-1、9、11、12)	5,186 の内数 (3,470 の内数)	2,378 の内数 (2,028 の内数)	3,392 の内数 (2,846 の内数)	(1)-①-ア	生産者・実需者等が一体となって省エネ対策に対応する品種・技術を活用する取組を支援することにより、温室効果ガス排出削減対策の促進に寄与した。

(8)	農地土壌炭素貯留等基礎調査事業 (平成29年度) (関連:30-12)	—	52 (52)	47 (47)	(1)-①-イ	農地・草地における温室効果ガス吸収・排出量の国連への報告(温室効果ガスイベントリ報告)に必要なデータを収集するため、農地土壌中の炭素貯留量等の調査及び温室効果ガス排出削減に資する農地管理技術の検証を行うことにより、地球温暖化対策の推進に寄与し、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与した。
(9)	環境保全型農業直接支払交付金 (平成23年度) (主、関連:30-12)	2,410 (2,390)	2,410 (2,404)	2,460 (2,383)	(1)-①-イ (2)-①-ア	市町村を通じて有機農業等環境保全効果の高い営農活動を支援し、有機農業の取組面積の拡大、市町村における有機農業等の推進体制の整備、さらには、環境保全型農業の推進に貢献することにより、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与した。
(10)	オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業 (平成28年度) (主、関連:30-9)	79 (76)	99 (79)	76 (70)	(2)-①-ア	オーガニック・エコ農産物を生産している生産者と実需者の連携強化、生産者の販路開拓・拡大、新規就農・転換者の定着・拡大、ビジネス実践拠点の構築等の取組を支援していることから、オーガニック・エコ農産物の国内シェア拡大につながり、これらにより、有機農業の取組面積拡大に貢献しており、もって農業の自然循環機能の維持増進を通じた農業の持続的な発展に寄与した。
(11)	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置 (昭和44年度)	—	—	—	(2)-①-ア	水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する畜産事業場が、期間内に新設する汚水又は廃液の処理施設の課税標準を1/3の額に減額する措置を行う。 より環境保全効果の高い汚水処理施設の導入を促すことにより、適切な家畜排せつ物の管理の促進に寄与した。

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レギュシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	【参考:復興庁より】 福島県農林水産業再生総合事業 (平成29年度) (関連:30-1,3,9,20,22)	—	4,710 の内数 (4,710 の内数)	4,609 の内数 (4,601 の内数)	(1)-④-ア	福島県において有機JASの認証取得や有機農産物等の生産・出荷に必要な施設・機械の導入、商談会・産地見学会を通じた新たな販路開拓等を支援することにより、有機農産物等の環境にやさしい農産物の供給拡大等に寄与した。	

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に係る場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑭)

政策分野名 【施策名】	地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等					
政策の概要 【施策の概要】	集落において高齢化や人口減少が進行する中で、小規模な農家や兼業農家、高齢者、地域住民等も含め、地域全体でのコミュニティ機能の発揮等により、地域の共同活動を通じて営まれる農地等の資源の維持・継承、住みやすい生活環境の実現に向けた取組を推進する。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	74,772 <104,820> の内数	74,721 <102,786> の内数	74,866 <95,518> の内数	
		補正予算(b)	0 <900> の内数			
		繰越し等(c)	3 <885>			
		合計(a+b+c)	74,776 <106,605> の内数	74,721 <96,196> の内数		
	執行額(百万円)	74,119 <106,075> の内数	74,511 <95,336> の内数			
政策に関する内閣の 重要政策 【施策に関する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)	
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日		第3 3 (1)多面的機能支払制度の着実な推進、地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等	
	我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画		平成23年10月25日		Ⅲ 戦略6 (1)地震・津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し	
	土地改良長期計画(注1)		平成28年8月24日 閣議決定		第3 3 (2)政策目標3 ア ①農村協働力を活かした地域資源の保全管理体制の強化 政策目標4 ア ①農村の生活基盤の効率的な保全管理	
	社会資本整備重点計画(注2) 農林水産業・地域の活力創造プラン 攻めの農林水産業推進本部とりまとめ(重点事項) 農林水産業・地域の活力創造本部(第21回) 未来投資戦略2018		平成27年9月18日 平成28年11月29日 平成25年12月 平成29年5月23日 平成30年6月15日 閣議決定		Ⅲ 7. ⑦鳥獣被害対策の推進 4. 重点事項10 ⑩鳥獣害対策 資料7 ジビエ利用拡大に関する対応方針 第2 I [4] 1. (3) i) ①生産現場の強化 第2 I [4] 1. (3) i) ②バリューチェーン全体での付加価値の向上	
	経済財政運営と改革の基本方針2018		平成30年6月15日 閣議決定		第2章 5. (4) ①農林水産新時代の構築 第2章 7. (2) ①資源・エネルギー 第2章 7. (3) 防災・減災と国土強靱化の推進	

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	多面的機能の発揮(注3)を促進するための取組									
目標①【達成すべき目標】	農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加及び地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の増加									
測定指標	ア 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
	年度ごとの目標値		-	28.3% (B:89%)	30.4% (A:90%)	32.2% (B:89%)		40.0%	B	S↑一直
把握の方法	多面的機能支払交付金制度の実績報告等により把握									
達成度合いの 判定方法	達成度合=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

測定指標	イ 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		35.0%	－	38.0% (A:95%)	40.2% (A:94%)	40.2% (B:89%)		50.0%		
	年度ごとの目標値		－	40.0%	42.5%	45.0%	47.5%		B	S↑－直
把握の方法	多面的機能支払交付金制度の実績報告等により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
目標②【達成すべき目標】	中山間地域等の農用地面積の減少を防止									
測定指標	ア 第4期対策期間(H27～H31)において減少が防止される中山間地域等の農用地の面積 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		－	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	元年度		
		－	7.6万ha (A:95%)	7.7万ha (A:96%)	7.7万ha (A:96%)	7.7万ha (A:96%)		8.0万ha		
	年度ごとの目標値		8.0万ha	8.0万ha	8.0万ha	8.0万ha	8.0万ha		A	F＝－直
把握の方法	① 毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、本制度の取組面積を把握 ② 農林業センサスから本制度の対象農用地と類似の条件不利性を有する地域の経営耕地面積減少率(5年間)を把握 ①に②を乗じて中山間地域等の農用地面積の減少防止面積を算出									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
施策(2)	集約とネットワーク化による集落機能の維持等									
目標①【達成すべき目標】	農村部における人口減の抑制									
測定指標	ア 農村部の人口減の抑制 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		23,811千人	－	23,538千人 (A:97%)	23,263千人 (A:94%)	22,978千人 (A:91%)		21,512千人		
	年度ごとの目標値		－	23,570千人 当 該 年 度 基 準 値 22,365千人	23,332千人	23,097千人	22,863千人		A	S↓－差
把握の方法	総務省より公表される「住民基本台帳に基づく人口動態」を基に農村部の人口数の実績値を把握									
達成度合いの判定方法	達成度合＝{(当該年度実績値－当該年度基準値)／(当該年度目標値－当該年度基準値)}×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									
目標②【達成すべき目標】	農業集落排水施設(注4)の再編を推進									
測定指標	ア 農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		0市町村	－	202市町村 (A':336%)	214市町村 (A':178%)	222市町村 (A:123%)		約300市町村		
	年度ごとの目標値		－	60市町村	120市町村	180市町村	240市町村		A	S↑－直
把握の方法	農業集落排水施設を有する市町村を対象とした聞き取り調査により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									

施策(3)		鳥獣被害対策の推進									
目標①【達成すべき目標】		鳥獣による農作物の被害の軽減									
評価結果	測定指標	ア 鳥獣被害対策実施隊(注5)の設置市町村数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
			27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	A	S↑－差
		1,012市町村	1,012市町村(－)	1,093市町村(A:103%)	1,154市町村(A:131%)	1,190市町村(A:128%)		1,200市町村			
	年度ごとの目標値		1,000市町村	1,090市町村	1,120市町村	1,150市町村	1,180市町村				
	把握の方法	都道府県を通じた聞き取り調査により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合＝{(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)}×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	－										
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 政策分野④「地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等」について、評価可能な測定指標数6個について、Aが4個、Bが2個となっており、「A'」及び「A」が半数以上、かつ、Cが4分の1以下(新たなガイドライン上の5段階区分の判定方法から記載)であることから、「③相当程度進展あり」と判定した。									
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	－									
	次期目標等への反映の方向性	－									
学識経験を有する者の知見の活用											
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		－									

評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)	予算	
	税制	
	その他 (法令、組織、定員等)	

担当部局名	農村振興局 【農村振興局地域振興課/鳥獣対策・農村環境課/農地資源課/地域整備課】	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	--	----------	--------

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 多面的機能の発揮(注3)を促進するための取組

【目標】①

農地・農業用水等の保
全管理に係る地域の共
同活動への多様な人材
の参画率の増加及び地
域の共同活動により広
域的に保全管理される農
地面積の割合の増加

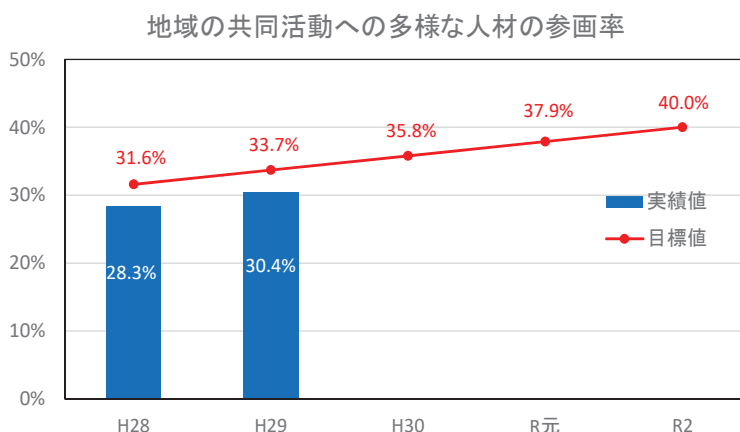
(ア)農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画においては、地域共同活動における農業者以外の多様な人材の参画率を平成 32 年度までに約4割以上とすることを重点指標としており、同指標を測定指標と設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

令和2年度に多様な人材の参画率が 40%を達成するよう、毎年度一定の割合で増加することを目標として設定した。



出典: 土地改良長期計画実績把握調査

【その他参考資料】

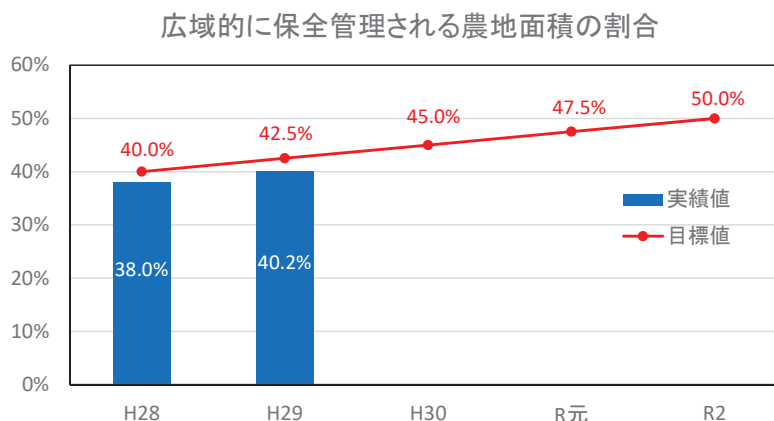
(イ)農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画においては、持続的な広域体制の下での地域共同活動により保全管理される農地面積の割合を平成 32 年度までに約5割以上とすることを重点指標としており、同指標を測定指標と設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

令和2年度に広域的に保全管理される農地面積の割合が 50%を達成するよう、毎年度一定の割合で増加することを目標として設定した。



出典: 土地改良長期計画実績把握調査

【その他参考資料】

—

【目標】②
中山間地域等の農用地
面積の減少を防止

(ア)第4期対策期間(H27～H31)において減少が防止される中山間地域等の農用地
の面積

【測定指標の選定理由】

高齢化や人口減少の進行が著しい中山間地域等における耕作放棄の増加が懸念される中、これらの地域における継続的な農業生産活動等の実施による農用地面積の減少防止が農業の有する多面的機能の確保につながることから、測定指標に設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

本制度の対象となり得る地域であって、未だ本制度に取り組んでいない地域における農用地面積の減少率 11.6%(平成 17 年及び平成 22 年の耕地面積の比較)に、平成 26 年度の本制度の実施面積 68.7 万 ha(見込み)を乗じた8万 ha の農用地の減少防止を目標として設定した。

	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
成果実績	万 ha	7.6	7.7	7.7	7.7	—
目標値	万 ha	8	8	8	8	8
達成度	%	95	96.3	96.3	96.3	—

出典:行政事業レビューシート

【その他参考資料】

—

施策(2) 集約とネットワーク化による集落機能の維持等

【目標】①
農村部における人口減
の抑制

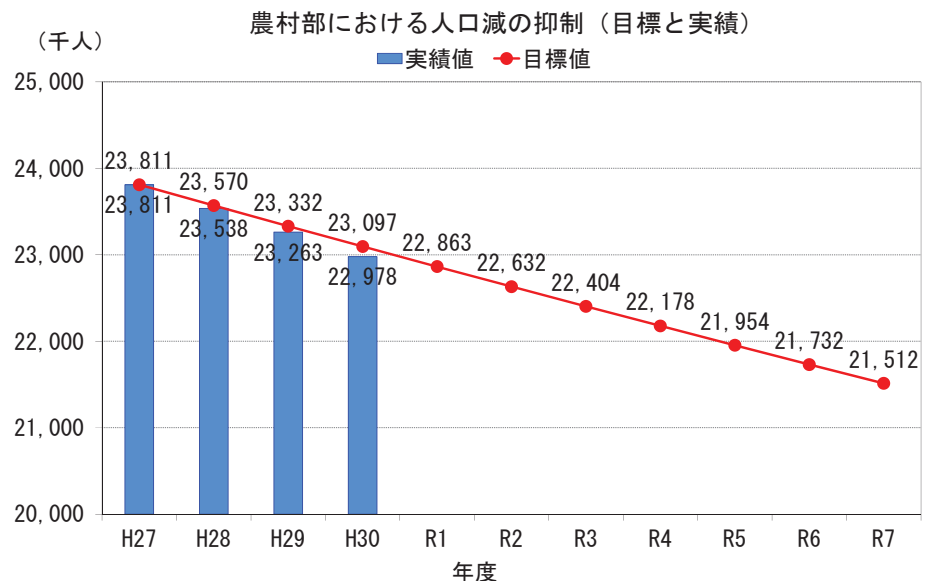
(ア)農村部の人口減の抑制

【測定指標の選定理由】

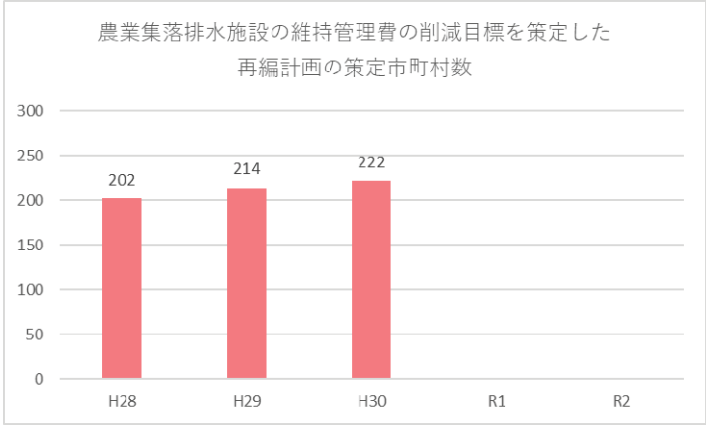
農村部の人口減少、高齢化、条件不利地など厳しい状況に置かれており、同地域の振興を図るためには、人口の社会増減のみならず自然増減を考慮した施策が必要であることから、農林統計上の農業地域類型の平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域を合わせて農村部とし、「農村部の人口減の抑制」を測定指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値を令和7年度に 21,512 千人とした。目標年度は、食料・農業・農村基本計画を踏まえて設定し、目標水準は、平成 17 年度から平成 27 年度の農村部の人口(住民基本台帳ベース)の対前年の平均減少率を用いて、平成 27 年度以降の各年度の人口(住民基本台帳ベース)を推計し、令和7年度の人口を算出した。



出典:総務省資料を基に農村振興局が作成

	【その他参考資料】 —
【目標】② 農村部における人口減の抑制	(ア)農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数 【測定指標の選定理由】 農業集落排水施設については、人口減少に伴う利用料金の上昇に対応するため、ストックの適正化に取り組む必要があることから、施設の再編を推進することが必要であることから、施設の維持管理費の削減目標を設定した再編計画を策定することを測定指標として設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 土地改良長期計画(平成 28～32 年度)において、農業集落排水施設を有する市町村のうち、供用人口が計画人口から3割以上減少している市町村数(約 300 市町村)を目標値とし、平成 32 年度までに、維持管理費の削減目標を設定した再編計画を策定することを目標として設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するために毎年度一定割合で農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数を増加させることとする。  出典:農村振興局地域整備課調べ 【その他参考資料】 —
施策(3) 鳥獣被害対策の推進	
【目標】① 鳥獣による農作物の被害の軽減	(ア)鳥獣被害対策実施隊(注 5)の設置市町村数 【測定指標の選定理由】 鳥獣被害防止総合対策交付金の事業目的である、野生鳥獣による農作物被害の軽減のためには、捕獲・追い払い、侵入防止柵の設置、放任果樹等の除去などによる生息環境管理などを地域の実情に応じて取り組むことが重要であり、このためには、野生鳥獣の生息域や効率的な捕獲ポイントを熟知する市町村職員、農業者、狩猟者などからなる「鳥獣被害対策実施隊」を設置して、担い手を確保しつつ対策にあたる必要不可欠であることから、「鳥獣被害対策実施隊の設置市町村数」を成果目標として設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 平成 26 年度に鳥獣被害が確認されている市町村は 1,474 存在しているが、27 年度(27 年 10 月末時点)において、実施隊を設置している市町村は、1,012 と被害発生市町村の7割に満たない状況。被害が確認されている 1,474 市町村数のうち、実施隊未設置市町村であって比較的被害が大きい市町村が約 190 存在していることから、5 年後の 32 年度を目標年度として、目標値を 1, 200 市町村と設定。 年度ごとの目標値については、年度が進むにつれ新規設置が難しくなると考えられるため、これまでの設置数の推移等、過去の実績を基に段階的に設定した。

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野14：地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成27年)	—	—	—	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-②-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講じることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与した。 加えて、農地・農業用水等の保管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加、及び地域の共同活動により広域的に保管理される農地面積の割合の増加、並びに中山間地域等の農用地面積の減少防止に寄与した。	—
(2)	農村地域工業等導入促進法 (昭和46年)	—	—	—	(2)-①-ア	農村地域への工業等の導入並びに農業従事者の導入工業等への就業促進。 農村地域工業等導入実施計画に基づき農村地域への企業立地を推進することにより、農村部における人口減の抑制に寄与した。	—
(3)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	—	—	—	(2)-①-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、農村部における人口減の抑制に寄与した。	—
(4)	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 (平成5年)	—	—	—	(2)-①-ア	傾斜地が多くまとった平地が少ないため、生産コストが割高となるなど、農業生産条件が不利な地域において、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、豊かで住み良い農山村の育成に資する。 本法を活用し、農林業その他の事業の振興を図るための新規作物の導入による農業経営の改善や需要の開拓、新商品の開発その他の地域特産物の生産及び販売等を通じて、雇用と所得の確保が図られることにより、当該地域を含む農村部における人口減の抑制に結びつくことに寄与した。	—
(5)	農山漁村電気導入促進法 (昭和27年)	—	—	—	(2)-①-ア	都道府県農山漁村電気導入計画に基づき、全国農山漁村電気導入計画を策定。農山漁村地域に電気を導入し、農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上の促進。 本法を活用し、農山漁村に豊富に存在する資源を利用した小水力発電等を促進することにより、当該地域の振興が図られ、当該地域の人口減の抑制に結びつくことに寄与した。	—

(6)	山村振興法 (昭和40年)	—	—	—	(2)-①-ア	山村振興基本方針、山村振興計画の作成及びこれに基づく事業の実施により山村における住民の福祉の向上、地域格差の是正等に資する。 本法を活用し、山村の産業基盤や生活環境の整備等により、雇用と所得の確保や生活改善等が図られ、当該地域の人口減の抑制に結びつくことに寄与した。	—
(7)	特殊土壌地帯災害防除及び振興 臨時措置法 (昭和27年)	—	—	—	(2)-①-ア	特殊土壌地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することにより、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上を図る。 特殊土壌地帯における災害防除の事業実施により、災害の発生頻度の低下、被害及び土砂流出量の軽減により同地帯の保全が図られるほか、農地改良の事業実施により、栽培可能な作目範囲の拡大、収益性の高い多様な農業生産が可能になるなどの効果発揮を通じて、当該地域の人口減の抑制に結びつくことに寄与した。	—
(8)	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成20年)	—	—	—	(3)-①-ア	鳥獣による農林水産被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進する。 被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施することにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与した。	—
(9)	多面的機能支払交付金 (平成26年度) (主、関連:30-8,12)	48,251 (48,250)	48,251 (48,250)	48,401 (48,400)	(1)-①-ア (1)-①-イ	農村・農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する。 本交付金は、都道府県及び市町村を通じて、農業者や地域住民等で構成する活動組織等に交付するものであり、農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の増加及び地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合の増加に寄与した。	
(10)	中山間地域等直接支払交付金 (平成12年度) (主)	26,300 (25,664)	26,300 (26,112)	26,340 (26,183)	(1)-②-ア	中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保。 本交付金は、中山間地域等において農業生産活動等を継続して行う農業者等に交付するものであり、中山間地域等の農用地面積の減少防止に直接寄与した。	
(11)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30-3,7,8,12,15,16,17,18,19,22)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	(2)-①-ア	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、農村部における人口減の抑制に寄与した。	
(12)	小水力等再生可能エネルギー導入支援事業 (平成29年度) (関連:30-3,12,15)	—	255 (247)	202 (202)	(2)-②-ア	農業水利施設を活用した小水力等発電の導入に係る調査設計等の取組を支援する。 本事業内容の一つである集落排水施設効率性向上実証事業において、農業集落排水施設の省エネルギー化や汚水処理の過程で発生するエネルギーの有効活用を図る整備技術の確立等の取組を実施することにより、農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数の向上に寄与した。	

(13)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,8,12,15,17,22)	87,427 の内数 (87,348 の内数)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	(2)-②-ア	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の支援内容の一つである農業集落排水事業において、農業集落排水施設の計画的・効率的な維持管理に資する取組を実施することにより、農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数の向上に寄与した。	
(14)	鳥獣被害防止総合対策交付金 (平成20年度) (主、関連:30-12,17,22)	10,395 (10,269)	9,715 (9,608)	11,547 (10,810)	(3)-①-ア	市町村が作成する被害防止計画に基づいて行う地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を支援。 また、県域を越える複数の市町村が連携して行う広域的な鳥獣被害対策及び人材育成を支援。 被害防止計画を策定し、効果的な被害防止対策を行う市町村数を増やすことにより、鳥獣による農作物の被害の軽減に寄与した。	
(15)	地域活性化雇用促進資金 (農工法関連) (平成20年度)	《貸付枠》 5,000 (1,010)	《貸付枠》 5,000 (1,343)	《貸付枠》 7,600 (1,470)	(2)-①-ア	産業導入地区における施設整備等に必要な資金の融通。 本資金は、農村地域への産業の導入が促進し、導入産業への雇用を創出すること等により、農村部における人口減の抑制に寄与した。	—
(16)	振興山村・過疎地域経営改善資金 (昭和45年度)	《貸付枠》 300 (0)	《貸付枠》 300 (678)	《貸付枠》 300 (0)	(2)-①-ア	振興山村又は過疎地域において、農林漁業の振興等を図ることにより、所得の安定確保や地域の活性化を実現できるよう、必要な資金を融通。 本資金の融通による農林漁業関係施設等の改良・造成・取得等により、経営改善が進展し、農林漁業の振興、所得の安定確保や地域の活性化が図られ、当該地域の人口減の抑制に寄与した。	—
(17)	農林漁業施設資金(農山漁村電気導入) (昭和25年度)	《貸付枠》 21,506 の内数 (0)	《貸付枠》 21,746 の内数 (0)	《貸付枠》 48,570 の内数 (0)	(2)-①-ア	発電水力が未開発のまま存在する農山漁村等における発電施設の整備等に必要な資金を融通。 本資金を活用し、農山漁村に豊富に存在する資源を利用した小水力発電等を促進することにより、当該地域の振興が図られ、当該地域の人口減の抑制に寄与した。	—
(18)	中山間地域活性化資金 (平成2年度)	《貸付枠》 5,460 (13,626)	《貸付枠》 5,460 (19,930)	《貸付枠》 14,300 (26,100)	(2)-①-ア	中山間地域において、農林漁業を総合的に振興、地域の活性化を図るために必要な資金を融通。 中山間地域において、本資金の融通による新商品の開発、需要の開拓等により、地域の農林畜水産物の加工の増進、流通の合理化等が進展し、所得の安定確保や地域の活性化が図られ、当該地域の人口減の抑制に寄与した。	—
(19)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除 (特定農山村法関連) (平成5年度)	<0> (<0>)	<0> (<0>)	<0.3>	(2)-①-ア	租税特別措置法第34条の3、第65条の5、第68条の76 農用地等の所有権移転等による農林業上の利用の確保を図るため、所有権移転等促進計画に基づく農用地等の譲渡所得に係る課税の特例制度。 本特例により、農林業上の利用が確保されるような土地利用等が推進され、特定農山村地域の雇用と所得の確保を図ることにより、当該地域の人口減の抑制に寄与した。	—

(20)	特定地域(過疎地域、振興山村、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島)における工業用機械等の割増償却・特別償却	<491> (<399>)	<595> (<291>)	<482>	(2)-①-ア	租税特別措置法第12条、第45条、第68条の27 (振興山村) ※平成27年度より以下の制度に変更。平成26年度までは、下記※(過疎地域、振興山村)に記載の制度。 産業振興施策促進区域のうち振興山村地域内において、地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の事業の用に供する一定規模以上の施設を取得した事業者に対して、5年間の割増償却を行う。 (機械・装置等) 普通償却限度額の24%の割増償却 (建物等) 普通償却限度額の36%の割増償却 ※(過疎地域、振興山村) 対象事業用の機械等を新設又は増設した場合に、取得価額の一定割合を特別償却。 (機械・装置等) 取得価額の10%の特別償却 (建物等) 取得価額の6%の特別償却 (半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、奄美群島) ※H25より以下の制度に変更(H24まで上記※(過疎地域、振興山村)に記載の制度) 市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、機械等を取得等し、対象事業の用に供した場合に、5年間の割増償却。 (機械・装置) 普通償却限度額の32%の割増償却 (建物・附属設備、構築物) 普通償却限度額の48%の割増償却 本特例により、民間事業者等の特定地域への進出や設備投資を促し、雇用と所得の確保を図ることにより、当該地域の人口減の抑制に寄与した。	—
------	--	------------------	------------------	-------	---------	--	---

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農山漁村地域 整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,8,12,15,17,22)	5,290 の内数 (5,270 の内数)	4,963 の内数 (4,933 の内数)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	(2)-②-ア	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の支援内容の一つである農業集落排水事業において、農業集落排水施設の計画的・効率的な維持管理に資する取組を実施することにより、農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数の向上に寄与した。	
(2)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農山 漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,8,12,15,17,22)	1,784 の内数 (1,784 の内数)	1,625 の内数 (1,625 の内数)	1,382 の内数 (1,382 の内数)	(2)-②-ア	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の支援内容の一つである農業集落排水事業において、農業集落排水施設の計画的・効率的な維持管理に資する取組を実施することにより、農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数の向上に寄与した。	
(3)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地 域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-7,8,12,15,17,22)	11,826 の内数 (11,820 の内数)	11,588 の内数 (11,581 の内数)	10,294 の内数 (10,234 の内数)	(2)-②-ア	自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の支援内容の一つである農業集落排水事業において、農業集落排水施設の計画的・効率的な維持管理に資する取組を実施することにより、農業集落排水施設の維持管理費の削減目標を策定した再編計画の策定市町村数の向上に寄与した。	
(4)	【参考:内閣府より】 地方創生推進交付金 (平成28年度)	6,872 の内数 (6,843 の内数)	8,203 の内数 (8,200 の内数)	7,615 の内数 (7,579 の内数)	(2)-①-ア	地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他地域の活力の再生(地域再生)を交付金により支援。 本交付金の支援内容の一つである広域農道整備により、地域における交通の円滑化及び産業の振興を図るとともに、農業集落排水事業により、地域における生活環境の整備を図ることで、農村の活性化、農村部における人口減の抑制に寄与した。	

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑮)

政策分野名 【施策名】	多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出					
政策の概要 【施策の概要】	農村、とりわけ中山間地域等においては、我が国が直面する高齢化や人口減少が都市部に先駆けて進行しており、集落機能や地域資源の維持に影響が生じ、地域特性に応じた付加価値の高い農産物の生産・加工・販売等の活動を展開する上において厳しい状況となっている。 このため、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進するとともに、これまで農村の域外に流出していた経済的な価値を域内で循環させる地域内経済循環を進めるとともに、将来的には、地域間での経済的なネットワークを強化し、広域的な経済圏域への発展を目指す。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	0 <109,004> の内数	0 <106,341> の内数	0 <99,024> の内数	0 <102,999> の内数
		補正予算(b)	0 <950> の内数	0 <1,824> の内数	-	
		繰越し等(c)	0 <990> の内数	0 <▲8,553> の内数		
		合計(a+b+c)	0 <110,944> の内数	0 <99,612> の内数		
	執行額(百万円)	0 <109,562> の内数	0 <98,242> の内数			
政策に関係する内閣の 重要政策 【施策に関係する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日 閣議決定	第3 3(2)多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出		
	農林水産業・地域の活力創造プラン		平成25年12月10日 農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月24日改訂、平成28年11月29日改訂	Ⅲ 施策の展開方向 2. 6次産業化等の推進		
	バイオマス活用推進基本計画		平成28年9月16日 閣議決定	第3 バイオマスの活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策		
	土地改良長期計画		平成28年8月24日 閣議決定	第3 3 (2) 政策目標4 ア ②小水力発電の導入等の再生可能エネルギーの拡大		

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	バイオマスを機軸とする新たな産業の振興									
目標①【達成すべき目標】	バイオマスを活用した持続可能な事業創出により生み出された経済的価値による、農業振興や地域活性化の実現									
測定指標	ア バイオマス産業都市における産業規模 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		-	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	7年度		
		-	-	-	103億円 A(103%)	116億円 B(77%)	-	400億円	B	S↑-直
		年度ごとの目標値		-	-	100億円	150億円	200億円		
把握の方法	調査手法:バイオマス産業都市選定地域からの進捗状況報告 作成時期:翌年度6月末 算出方法:バイオマス産業都市構想に位置付けられる各プロジェクトについて、当該年度のバイオマス関連製品の生産量及び発電量を基に市場規模及び経済波及効果を算出 データの所在:農林水産省バイオマス循環資源課									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値)／(当該年度の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

施策(2)	農村における地域が主体となった再生可能エネルギー ^(注1) の生産・利用									
目標①【達成すべき目標】	再生可能エネルギーの生産・利用の促進									
測定指標	ア 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		28年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	5年度		
		186.6億円	－	186.6億円	258.2億円	296.6億円 A(おおむね有効)	－	600億円		
	年度ごとの目標値		－	－	－	－	－		A	S↑－他
把握の方法	調査手法:法を活用した取組に加え、予算事業を活用した取組における事業実施主体の状況報告や地方農政局等からの聞き取り等により把握する取組地区の状況から、経済規模を試算。 作成時期:調査翌年度6月 算出方法:聞き取り結果(発電容量と固定価格買取制度における調達価格、供給熱量等)により試算 データの所在:農林水産省バイオマス循環資源課(固定価格買取制度調達価格については経済産業省公表データを使用)。									
達成度合いの判定方法	評価に当たっては、各年度ごとの新規取組数を基本としつつ、農山漁村における再生可能エネルギー導入の検討状況等を総合的に分析し、判定する。									
備考	－									
測定指標	イ 農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標－ 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		2割	－	22.9% A(100%)	25.5% A(99%)	28.6% A(100%)	－	3割以上		
	年度ごとの目標値		－	22.8%	25.6%	28.4%	31.2%		A	S↑－直
把握の方法	農林水産省農村振興局調査により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値)÷(当該年度の目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	－									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)③相当程度進展あり (判断根拠) 政策分野⑮「多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出」について、評価可能な測定指標数3個について、Aが2個、Bが1個となっており、「A'」及び「A」が半数以上、かつ、Cが4分の1以下であることから、「③相当程度進展あり」と判定した。		
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	—		
	次期目標等への反映の方向性	—		

学識経験を有する者の知見の活用			
-----------------	--	--	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—		
---------------------------	---	--	--

評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算		
	税制		
	その他 (法令、組織、定員等)		

担当部局名	食料産業局(農村振興局) 【食料産業局企画課／産業連携課／知的財産課／バイオマス循環資源課／食品流通課／食品製造課、農村振興局整備部地域整備課】	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	---	----------	--------

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) バイオマスを機軸とする新たな産業の振興

【目標】①

バイオマスを活用した持続可能な事業創出により生み出された経済的価値による、農業振興や地域活性化の実現

(ア) バイオマス産業都市における産業規模

【測定指標の選定理由】

バイオマス活用推進基本計画(平成 22 年 12 月 17 日閣議決定)の変更が、平成 28 年9月 16 日に閣議決定され、変更後のバイオマス活用推進基本計画において、バイオマスを活用した産業については、「2025 年(平成 37 年)に 5,000 億円の市場が形成」されることを掲げているところである。バイオマス活用推進基本計画に掲げられた農林漁業・農山漁村の活性化や新たな産業の創出の実現に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、バイオマスの活用により生み出された経済的価値を測ることが重要であることから、測定指標を「バイオマス産業都市における産業規模」を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

目標値については、バイオマス産業の規模におけるバイオマス産業都市の寄与の度合いを、市町村バイオマス活用推進計画の策定目標と、その内数としてのバイオマス産業都市の選定目標より推計し、バイオマス産業都市における産業規模を設定した。また、平成 29 年度から令和 7 年度までの目標値の設定に当たっては、毎年度、一定数程度増加するものとして設定した。

バイオマス産業都市の産業規模

(単位:億円)

年 度	平成 29 度	平成 30 年	令和元年	…	令和 7 年
目 標 値	100	150	200	…	400
実 績 値	103	116	—	…	—

出典:農林水産省調べ

【その他参考資料】

—

施策(2) 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用

【目標】① 再生可能エネルギーの生産・利用の促進	(ア) 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模 【測定指標の選定理由】 農山漁村には、土地、水、バイオマス等の再生可能エネルギーに利用できる資源が豊富に存在しており、これら資源を活用した再生可能エネルギー発電による収入を地域の農林漁業の発展に活用する多様な取組が、全国各地で取り組まれているところ。農山漁村再生可能エネルギー法の基本理念に掲げられた農山漁村の活性化に向け、本施策の効果の実態を把握するためには、農山漁村において取組を行うことによって生み出される経済的価値を計ることが重要であるため、「再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模」を測定指標として選定した。
	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 目標値については、現在、地方農政局等を中心に取り組んでいる各種支援の継続により、過年度の増加ペースの維持を目指すこととし、令和 5 年度末時点の経済規模として 600 億円を設定した。 長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。

再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模 (億円)								
年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
目標値	-	-	-	-	-	-	-	600
実績値	186.6	258.2	296.6	-	-	-	-	-

(農林水産省食料産業局作成)

【その他参考資料】

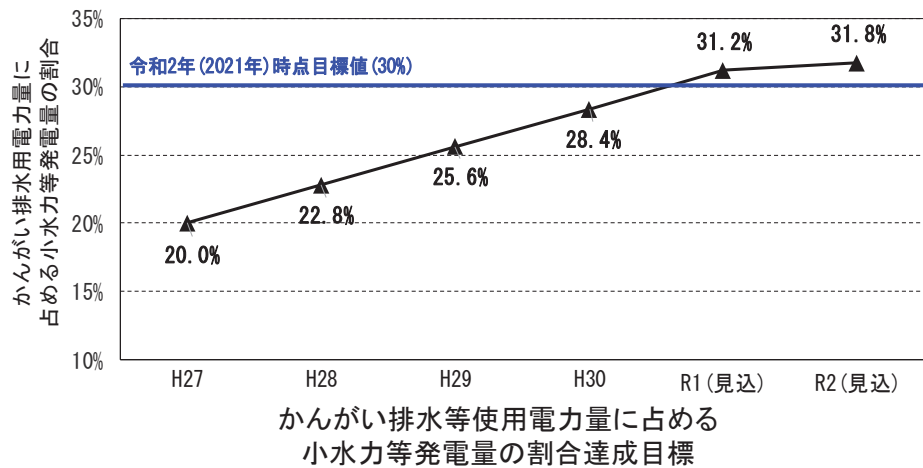
(イ) 農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合

【測定指標の選定理由】

土地改良長期計画^(注2)では、「農業用水を活用した小水力発電等については、農業水利施設の維持管理費軽減にも寄与する観点から、事業の採算性にも十分留意しつつ、円滑な導入に取り組む。」ことを位置づけていることから、「農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める割合を令和2年度までに約3割以上にする」ことを測定指標として設定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

毎年度の目標値については、一定の割合で増加させることとして設定した。



(農林水産省農村振興局作成)

【その他参考資料】

2. 用語解説

注1 再生可能エネルギー	国際再生可能エネルギー機関(IRENA)憲章によれば、「再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギーを言い、特にバイオエネルギー、地熱エネルギー、水力電気、海洋エネルギー、太陽エネルギー、風力エネルギーを含む」とされている(出典:資源エネルギー庁「エネルギー白書」(2010))。 このうち、「再生可能エネルギー電気」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法においては、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気とされている。 再生可能エネルギー源:太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等
注2 土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野⑮：多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法) (平成20年)	-	-	-	-	農林漁業者と食品産業等の中小企業者の連携による新事業の展開を支援する。 この法律の適正な執行により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(2)	食品流通構造改善促進法 (平成3年)	-	-	-	-	一般消費者の利益の増進と農林漁業の振興のため、食品流通部門の関係事業者が構造改善を行う取組に関する計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融、税制その他の支援措置を講ずる。 この法律の適正な執行により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(3)	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成17年)	-	-	-	-	物流コストの削減や環境負荷の低減等を図る事業に対して、その計画の認定、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、効率的で環境負荷の小さい物流の実現が図られることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(4)	中心市街地の活性化に関する法律 (平成10年)	-	-	-	-	国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のため、市町村が作成する中心市街地の都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画に対して国が認定を行い、この計画の実施に必要な金融その他の支援をする。 この法律の適正な執行により、消費者の食品に関する購買の利便を確保するとともに、地域の中小食品小売業の発展及び6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(5)	特定農産加工業経営改善臨時措置法 (平成元年)	-	-	-	-	特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、農業及び農産加工業が健全に発展し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

(6)	中小企業等経営強化法(中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律) (平成11年、平成28年改正)	-	-	-	-	中小企業の経営革新、異分野連携新事業分野開拓等による新たな事業活動の促進を図るため、経営革新計画の承認又は異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた中小企業等に対して、補助金、融資、債務保証などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、中小企業の創意ある成長発展が経済の活性化につながり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(7)	産業競争力強化法 (平成25年)	-	-	-	-	経営資源の有効活用を通じ、産業の生産性向上を図るため、強化法に基づく計画の認定を受けた事業者に対して、税制、融資、債務保証、会社法の特例などの支援措置をする。 この法律の適正な執行により、事業者の生産性が向上し、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(8)	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(中小企業地域資源活用促進法) (平成19年)	-	-	-	-	各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して新商品開発等を行う中小企業に対して、金融措置等の支援をする。 この法律の適正な執行により、新商品の開発等が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(9)	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成13年)	-	-	-	-	食品関連事業者に対して食品廃棄物の排出抑制と食品循環資源の再生利用の推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(10)	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年)	-	-	-	-	容器包装廃棄物の減量及びリサイクルの推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(11)	エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和54年)	-	-	-	-	工場等におけるエネルギー使用の合理化等を推進をする。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(12)	地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成11年)	-	-	-	-	地球温暖化対策計画の策定等により温室効果ガス排出抑制を促進する。 この法律の適正な執行により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

(13)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年)	-	-	-	-	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。 この法律の適正な執行によりエネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(14)	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法) (平成22年)	-	-	-	-	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、新たに6次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(15)	種苗法 (平成10年)	-	-	-	-	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。 この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(16)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年)	-	-	-	-	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(17)	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法 (平成24年)	-	-	-	-	農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し融資や経営支援を行う枠組みを定める。 この法律の適正な執行により、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(18)	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 (平成25年)	-	-	-	-	農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するため、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギー発電の導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進する。 この法律の適正な執行により、エネルギー供給設備の導入促進が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

(19)	特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(地理的表示法) (平成27年、平成28年改正)	-	-	-	-	地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結び付いている産品の名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を保護する地理的表示保護制度について定める。 この法律の適正な執行により、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(20)	6次産業化サポート事業 (平成26年度) (関連:30-③)	369 (352)	379 (356)	753 (683)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	6次産業化に取り組む農林漁業者等の支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供及び啓発セミナーの開催等を支援した。 この支援措置により、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進することに寄与した。	
(21)	食品ロス削減等総合対策事業 (平成26年度) 食品リサイクル促進等総合対策事業 (平成28年度) 持続可能な循環資源活用総合対策事業 (平成30年度) (関連:30-③,⑫)	77 (64)	78 (71)	72 (63)	(1)-①-ア (2)-①-ア	商慣習の見直し等の食品ロス削減国民運動を展開するとともに、メタン発酵消化液及び食品リサイクルたい肥等の肥料利用を推進する取組を支援した。 このことにより、食品ロス削減によるコスト削減を通じた食品産業の体制強化及び地域循環資源を活用した地域活性化がなされた。 その結果、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の推進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	
(22)	農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業(平成25年度) (主) 持続可能な循環資源活用総合対策事業(平成30年度) (主) (関連:30-③,⑫)	103 (94)	96 (77)	56 (54)	(1)-①-ア (2)-①-ア	市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援した。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化したことで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	
(23)	農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業(平成28年度) (主) 持続可能な循環資源活用総合対策事業(平成30年度) (主) (関連:30-③,⑫)	60 (54)	50 (46)	39 (36)	(1)-①-ア (2)-①-ア	農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等を支援した。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化したことで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	
(24)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30-③,⑦,⑧,⑫,⑭,⑯,⑰,⑱,⑲,⑳)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組までを総合的に支援することにより、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	

(25)	農業用排水施設の整備・保全 (直轄) (昭和24年度) (関連:30-⑧,⑫)	56,359 (53,898)	63,326 (61,445)	71,802 (71,130)	(2)-①-イ	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね3,000ha以上(畑地の場合は1,000ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業により効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(26)	農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (関連:30-⑦,⑧)	34,486 (34,131)	47,222 (46,803)	48,136 (47,991)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(27)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-⑦,⑧,⑫,⑭,⑰,⑳)	87,427 の内数 (87,348 の内数)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	72,387 の内数 (72,233 の内数)	(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(28)	小水力等再生可能エネルギー導入支援事業 (平成29年度) (関連:30-③,⑫,⑭)	-	255 (247)	202 (202)	(2)-①-イ	農業水利施設を活用した小水力等発電の導入に係る調査設計等の取組を支援する。 この支援措置により、再生可能エネルギーの活用に向けた取組の促進を図り、再生可能エネルギーの活用と農業水利施設の維持管理費の軽減を図り、持続的な農業の発展と農村の活性化に寄与する。 【(2)-①との関連】 米の生産コストのうち使用電力量が削減されるとともに、農業水利施設を活用した小水力等発電電力量のかんがい排水に用いる電力量に占める再エネ比率の向上に寄与した。	

(29)	食料産業・6次産業化交付金 (平成30年度) (関連:30-②,③)	-	-	1,678 の内数 (1,463 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア	農林漁業体験を経験した国民を増やすとの目標の達成に向けて、農林漁業体験を広く普及させる取組、新たに農林漁業体験を経験する国民の増加につなげた。栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やすとの目標の達成に向けて、食育推進リーダーによる普及啓発、情報提供、地域食文化の継承に向けた調理体験の実施等の取組を支援した。 農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、加工・販売施設の整備等を支援した。 地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組の推進、バイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援した。 これらの取組により、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化したことで農村に由来する資源を活用した新産業の創出、農業の振興や地域の活性化に寄与した。	
(30)	農林漁業成長産業化ファンド (平成24年度) (関連:30-③)	5,000 [5,000 (資産投貸 付)]	5,000 [4,000 (資産投 出資) 1,000 (資産投 貸付)]	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ	株式会社農林漁業成長産業化支援機構を通じて、農林水産物等の特色を活かしつつ、1次産業から2次・3次産業を通じて消費者までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、資本の提供と経営支援を一体的に実施した。 この支援措置により、農村の豊かな地域資源を最大限活用した新たな価値の創出や農業関連産業の導入等を通じて、農村全体の雇用の確保と所得の向上を促進することに寄与した。	-
(31)	農商工等連携促進法に係る資金 (平成20年度)	-	-	-	-	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に必要な設備及び長期運転資金や、農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(中小企業事業等))の支援をした。 この支援措置により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大及び新たな市場を創出するための環境づくりの推進を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(32)	生鮮食料品等小売業近代化貸付 制度 (昭和43年度)	-	-	-	-	国民の消費生活の安定等のため、食品小売業の近代化等に必要な施設の整備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(国民生活事業))の支援をした。 この支援措置により生鮮食料品等の小売業の近代化・合理化が推進されることになり、食品産業の国内生産額の維持を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(33)	食品流通構造改善貸付金のうち食 品生産販売提携事業施設 (平成3年度)	-	-	-	-	生産者と食品販売業者の連携による食品流通の構造改善事業活動に必要な施設の設備に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をした。 この支援措置により食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を促進することになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

(34)	特定農産加工資金 (平成元年度)	-	-	-	-	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、特定農産加工業者等 の行う経営改善に対する金融措置(㈱日本政策金融公庫(農林水産事業) の支援をした。 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な施設等 を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市 場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得 の創出に寄与した。	-
(35)	新規用途事業等資金 (昭和60年度)	-	-	-	-	国産農林水産物の加工の増進を通じ、その消費の拡大を図ることにより、 農林漁業の生産力の維持増進を図るため、特定農林畜水産物を新規用途 事業に採用する食品製造業者等に対し金融措置((㈱日本政策金融公庫 (農林水産事業)からの融資)の支援をした。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次 産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源 の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(36)	食品流通構造改善資金のうち食品 生産製造提携事業施設 (平成12年度)	-	-	-	-	食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図るため、食品製 造業と農林漁業との連携に資する事業施設等に対する金融措置((株)日 本政策金融公庫(農林水産事業))の支援をした。 この支援措置により、事業者の負担が軽減され、6次産業化等の取組の 質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用によ る雇用と所得の創出に寄与した。	-
(37)	食品安定供給施設整備資金 (平成11年度)	-	-	-	-	食品又は飼料の安定的な国内供給体制等の整備を図るため、食料の安 定供給の確保に資する食品又は飼料製造業者等に対し金融措置(㈱日本 政策金融公庫(農林水産事業)からの融資)の支援をした。 この支援措置により、事業者は低利の資金を手当てすることができ、6次 産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源 の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(38)	6次産業化に係る資金 (平成22年度) (関連:30-3)	-	-	-	-	6次産業化等に取り組む主業農家に対して、生産・加工・販売分野のチャ レンジ性のある取組に必要な無利子の農業改良資金を融通した。 ・農林水産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設の取得 等に対する金融措置((株)日本政策金融公庫(農林水産事業)) この支援措置により、農林漁業者等の経営の改善が図られ、6次産業化 等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極 的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

(39)	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除(食品流通構造改善促進法) [所得税・法人税:租税特別措置法第34条の2、第65条の4、第68条の75] (平成3年度) 【H30.10.22廃止】	-	-	-	-	食品流通構造改善促進法に基づく認定を受けた食品商業集積施設整備事業の用に供するために、地方公共団体が出資する法人等に譲渡した土地等の譲渡益について、年1,500万円を上限に特別控除した。 この支援措置により、食品に係る流通機構の合理化と流通機能の高度化を図ることになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(40)	産業競争力強化法に係る特例措置 [登録免許税:租税特別措置法第80条第1項] (平成25年度)	-	-	-	-	産業競争力強化法の計画認定を受けた企業等が認定された計画に従って会社設立や増資等を行う場合、登録免許税を軽減した(0.7%→0.35%等) この支援措置により、新たな会社の設立や増資等が促進され、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(41)	特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る特例措置 課税標準の軽減措置 [事業所税:地方税法附則第33条第5項] (平成元年度)	101 (75)	104 (78)	81	-	農業及び農産加工業の健全な発展に資するため、以下のことを実施した。 資産割 1/4相当額を控除 この支援措置により、特定農産加工業者等が経営改善に必要な機械等を取得することで経営改善が図られ、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(42)	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除制度(研究開発税制) [所得税・法人税:租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9] [法人住民税:地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号、附則第8条第1項～第4項] (昭和42年度)	3,649 (3,367.3)	3,451.1 (2,294.8)	2,413	-	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を、支出した年度の所得税額又は法人税額から控除した。 I 試験研究費の総額の6～14%(中小企業者等については12～17%)の額を税額控除 II 国の研究機関又は大学等と共同もしくは委託して行う試験研究の費用等(特別試験研究費)の20%又は30%を税額控除 III 試験研究費の対売上比率が10%を超えた場合に、売上高の10%を超える試験研究費の額に控除率を乗じた額を税額控除 農林水産業及び食品産業の研究開発を促進したことにより、農林水産・食品産業の成長力及び国際競争力の強化に寄与した。	-

(43)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度 (中小企業投資促進税制) (食品企業者関係) [所得税・法人税:措法第10条の3、第42条の6、第68条の11] (平成10年度)	76,100 の内数 (118,200の内数)	117,100 の内数 (88,300)	116,000 の内数 (令和2年2月頃に把握予定)	-	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人、個人のみに適用)との選択。 適用対象者は、中小企業者、事業協同組合等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)機械及び装置(取得価格が160万円以上) (2)工具(1台の取得価格が120万円以上) (3)一定のソフトウェア(1のソフトウェアの取得価格が70万円以上) (4)車両(3.5トンの以上の普通貨物自動車) (5)内航船舶(すべて(取得価額の75%)) この支援措置により、中小企業者等(食品企業者関係)の設備投資が促進されたことになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大に寄与した。	-
(44)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却制度又は税額控除制度(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(食品企業者関係) [所得税・法人税:措法第10条の5の2、第42条の12の3、第68条の15の4] (平成25年度)	3,120 (2,100)	2,090 (3,200)	2,070 (令和2年2月頃に把握予定)	-	取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人、個人のみに適用)との選択。 適用対象者は、商業・サービス業等を営む中小企業者等。 対象設備の取得価格については以下のとおり。 (1)器具・備品(1台の取得価格が30万円以上) (2)建物附属設備(1台の取得価格が60万円以上) この支援措置により、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資が促進されたことになり、6次産業化等の取組の質の向上と市場規模の拡大を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(45)	公害防止用設備を取得した場合の特例措置 課税標準の軽減 [固定資産税:地方税法附則第15条第2項第1号] [事業所税:地方税法第701条の41第1項表3] (平成8年度)	75.9 (81.6)	70 (82.3)	107.5 (119.2)	-	公害防止用設備(污水又は廃液処理施設、ばい煙の処理施設、産業廃棄物処理施設)を取得した際に、事業所税について資産割3/4相当額を控除すること、また、污水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準を1/3を参酌し、1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。 この支援措置により、食品産業における環境問題等の社会的な課題への取組の促進が図られ、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-
(46)	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例[揮発油税・地方揮発油税:租税特別措置法第88条の7] (平成20年度)	39,357 (39,327)	44,548 (44,904)	44,540 (44,540)	(1)-①-ア	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	-

(47)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税:地方税法附則第15条第26項] (平成20年度)	25 (32)	71 (30)	15 (20)	(1)-①-ア	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出を通じて、多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出に寄与した。	—
(48)	再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置[固定資産税:地方税法附則第15条第33項] (平成25年度)	14,103 (19,786)	13,361 (18,353)	8,561 (令和2年2月把握予定)	(2)-①-ア	再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備。※太陽光発電設備は、政府の補助を受けた自家消費型設備に限る。太陽光発電設備以外は、固定価格買取制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。)について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格から、発電源種と発電容量に応じて定められた割合を軽減した。 この支援措置により、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組が推進され、そのメリットが地域に還元されることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村が活性化したことで、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与した。	—

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な経費のうち農業用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (関連:30-⑧,⑫)	7,105 (7,059)	5,168 (5,136)	6,127 (6,115)	(2)-①-イ	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は50ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	

(2)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業 用排水施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (関連:30-⑧,⑫)	2,935 (2,836)	2,881 (2,873)	2,111 (2,105)	(2)-①-イ	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は50ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(3)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用排水 施設の整備・保全(直轄) (昭和24年度) (関連:30-⑧,⑫)	37,324 (36,700)	34,798 (34,635)	31,132 (30,511)	(2)-①-イ	本政策手段は、農地の受益面積がおおむね200ha以上(畑地の場合は100ha以上)の地域を対象として、特に基幹的農業用排水施設の新設、管理、廃止又は変更を実施し、農業用水の安定的確保及び農地排水の改良を図るもの。具体的には、用水対策として頭首工、用水機場、用水路等を、排水対策として排水機場、排水樋門、排水路等を整備。 また、国営事業により造成された大規模な施設のうち、高度の公共性を有し、その管理に特別の技術的配慮を必要とする施設等について管理を実施。併せて、これら事業のより効果的・効率的な実施に向けた調査を実施。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(4)	【参考:内閣府より】 農業生産基盤整備事業に必要な 経費のうち農業競争力強化基盤整 備事業 (平成24年度) (主、関連:30-⑦,⑧)	4,801 (4,799)	4,248 (4,248)	4,754 (4,754)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(5)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農業競争力強 化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-⑦,⑧)	1,784 (1,247)	1,233 (1,233)	910 (907)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	

(6)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-⑦,⑧)	3,182 (2,778)	2,507 (2,507)	2,684 (2,684)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(7)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (主、関連:30-⑦,⑧)	33,919 (33,883)	35,596 (35,535)	15,780 (15,779)	(2)-①-イ	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 【(2)-①との関連】 農業水利施設の安定的な用排水機能等を確保するための改修・整備に当たって、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(8)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-⑦,⑧,⑫,⑭,⑰,㉒)	5,290 の内数 (5,270 の内数)	4,963 の内数 (4,933 の内数)	4,886 の内数 (4,827 の内数)	(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(9)	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-⑦,⑧,⑫,⑭,⑰,㉒)	1,784 の内数 (1,784 の内数)	1,625 の内数 (1,625 の内数)	1,382 の内数 (1,382 の内数)	(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	
(10)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:30-⑦,⑧,⑫,⑭,⑰,㉒)	11,826 の内数 (11,820 の内数)	11,588 の内数 (11,581 の内数)	10,294 の内数 (10,234 の内数)	(2)-①-イ	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 【(2)-①との関連】 交付金の事業内容の一つである農業水利施設の整備に当たり、用水路の落差等を活用した小水力発電等の導入により、自ら消費する電力の供給や売電収入による施設の維持管理費の軽減に寄与した。	

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

平成30年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省30-⑩)

政策分野名 【施策名】	多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等					
政策の概要 【施策の概要】	国民の農業・農村に対する理解と関心を深め、多様な人材を取り込むとともに、国民が豊かさを実感することができる社会の構築に貢献する観点から、都市農村交流や農村への移住・定住の促進、都市農業の振興を図る必要がある。 このため、農業を軸に多様な分野との連携を深めるとともに、移住・定住へと発展させていくために、都市と農村の交流を促進する。また、都市農業の振興を図るため、都市農業の持つ機能・効果に対する都市住民の理解を促進する。					
政策の予算額・執行額等 【施策の予算額・執行額等】 (※)	区分		28年度	29年度	30年度	元年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	234 <17,500> の内数	203 <19,560> の内数	0 <20,479> の内数	
		補正予算(b)	250 <900> の内数			
		繰越し等(c)	157 <779> の内数			
		合計(a+b+c)	641 <19,179> の内数	446 <18,317> の内数		
	執行額(百万円)		565 <18,727> の内数	300 <17,494> の内数		
政策に関係する内閣の 重要政策 【施策に関係する内閣の 重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日	関係部分(抜粋)		
	食料・農業・農村基本計画		平成27年3月31日	第3 3 (3)多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等		
	我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画		平成23年10月25日	Ⅲ 戦略2 (2)消費者との絆の強化		
	農林水産業・地域の活力創造プラン		平成28年11月29日	Ⅲ. 7. 人口減少社会における農山漁村の活性化 ② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり ④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興		
	攻めの農林水産業推進本部とりまとめ(重点事項)		平成25年12月	4. 重点事項10 ⑤グリーン・ツーリズムの推進 ⑦消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興		
	明日の日本を支える観光ビジョン 未来投資戦略2018		平成28年3月30日 平成30年6月15日 閣議決定	第2 I [4] 1. (3) i) ①生産現場の強化		
経済財政運営と改革の基本方針2018		平成30年6月15日 閣議決定	第2章 5. (4) ②観光立国の実現			

※1 一般会計、特別会計を問わず政策ごとの予算等の合計額を記載している。

※2 複数政策に関連する予算については、<>外書きについて記載している。

※3 執行額については、政策評価の対象とはしていないが特定の政策に位置付けられるものについても計上している。

施策(1)	都市と農村の交流等									
目標①【達成すべき目標】	国民及び訪日外国人旅行者のグリーン・ツーリズム(注1)の潜在需要への強化									
測定指標	ア グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数 (達成度合い)	基準値	実績値					目標値	達成	指標一 計算分類
		27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		1,099万人	—	1,126万人 (C:38%)	1,187万人 (B:62%)	1,212万人 (B:53%)		1,450万人	B	S ↑ 一差
		年度ごとの目標値		—	1,169万人	1,239万人	1,309万人	1,379万人		
把握の方法	農林業センサス、漁業センサス、訪日外客数及び農村振興局調査により把握									
達成度合いの 判定方法	達成度合＝{(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)}×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考	—									

施策(2)		都市及びその周辺の地域における農業の振興									
目標①【達成すべき目標】		都市住民に対する都市農業の理解の促進									
評価結果	測定指標	ア 都市住民を対象とした都市農業に対する意識・意向調査	基準値	実績値					目標値	達成	指標－計算分類
		【AP改革項目関連:社会資本整備等分野①】(達成度合い)	23年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
		肯定的評価の割合 52%	59% (A:98%)	60% (A:96%)	64% (A:100%)	62% (A:93%)		70%			
	年度ごとの目標値		60%	62%	64%	66%	68%		A	S↑－直	
	把握の方法	都市農業・都市農地に関するアンケート調査(農村振興局都市農村交流課都市農業室)により把握									
達成度合いの判定方法	達成度合＝(当該年度実績値／当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	－										
評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③相当程度進展あり (判断根拠) 政策分野⑩「多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等」について、評価可能な測定指標数2個について、Aが1個、Bが1個となっており、「A'」及び「A」が半数以上、かつ、Cが4分の1以下(新たなガイドライン上の5段階区分の判定方法から記載)であることから、「③相当程度進展あり」と判定した。									
	測定指標についての要因分析(達成度合いが悪い場合等)【施策の分析】	－									
	次期目標等への反映の方向性	－									
学識経験を有する者の知見の活用											
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		－									
評価結果の政策への反映状況(主なもの)	予算										
	税制										
	その他(法令、組織、定員等)										
担当部局名	農村振興局【農村振興局都市農村交流課】					政策評価実施時期		令和元年8月			

参考資料

1. 達成目標の設定理由等

施策(1) 都市と農村の交流等

【目標】①

国民及び訪日外国人旅行者のグリーン・ツーリズム(注1)の潜在需要への強化

(ア)グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数

【測定指標の選定理由】

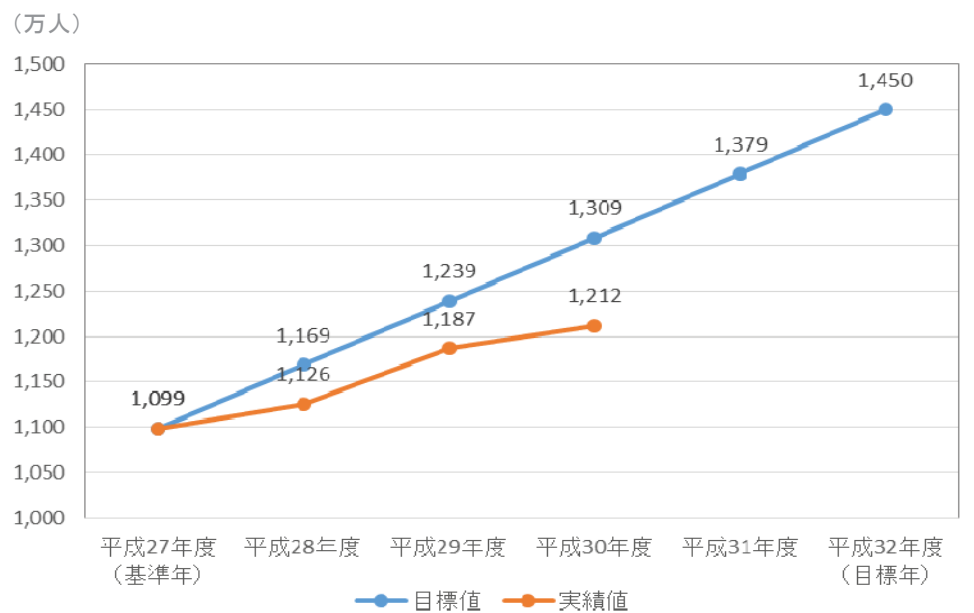
都市と農山漁村の交流人口(注2)を拡大することにより、農村地域においては経済的効果、高齢者の生きがいづくりや女性の活躍の場の創出などの社会的効果があるとともに、都市住民に対しては、農村滞在や定住及び二地域居住に係る潜在的な願望が実現されること、また、今後、訪日外国人旅行者数が増加することが予想されることから、国内の交流人口及び外国人の交流人口の合計数を増加させることを測定指標として選定した

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

国内の交流人口については、「グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数」を、外国人の交流人口については、「農山漁村に滞在した訪日外国人旅行者数」の増加を目標とし、両者の合計を目標値として設定した。

なお、目標値は、グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数については、平成27年度の実績を基に、「農山漁村に関する世論調査」(平成26年 内閣府)を用いて、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要人口を推計することにより算出し、また、農山漁村に滞在した訪日外国人旅行者数については、平成27年度の実績を基に、「訪日外客数」(日本政府観光局)及び「訪日外国人の消費動向 平成27年 年次報告書」(観光庁)を用いて、訪日外国人旅行者におけるグリーン・ツーリズムの潜在需要を推計した。

なお、令和元年度までの各年度においては、目標を達成するために、毎年度一定数で「グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数」を増加させることとした。



出典: 農村振興局調査及び訪日外客数(JNTO)

【その他参考資料】

—

施策(2) 都市及びその周辺の地域における農業の振興

【目標】①

都市住民に対する都市農業の理解の促進

(ア)都市住民を対象とした都市農業に対する意識・意向調査

【AP改革項目関連:社会資本整備等分野①】

【測定指標の選定理由】

都市農業振興基本法第3条において、都市農業の振興に関する施策は、幅広い国民の都市農業の有する多様な機能についての理解の下に推進されなければならないと規定されている。このため、都市農業について国民の理解が得られていることを確認し得る指標として、「地産地消による新鮮で安全な食料の供給」、「身近な農業体験・交流活動の場の提供」、「防災空間の確保」についての意識・意向調査を測定指標として選定した。

【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】

都市農業についての国民の理解は、必ずしも短期間で得られるものではないことから、毎年度、2%ずつ増加することを見込んで、令和2年度において、都市住民のおおよそ3人に2人の理解が得られることとして、70%を設定した。

また、目標年度については、食料・農業・農村基本計画が、10 年程度先を見通して定められていることから、令和2年度とした。

【コンパクトシティの形成において、多様な機能を有する都市農地は、良好な市街地環境を形成する観点から、その保全・活用を図ること等が必要とされている。都市農業についての幅広い国民の理解の高まりは、コンパクトシティの形成促進に寄与するものである。】

都市農業に対する肯定的評価の割合の推移

年度	基準値	実績値	目標値
平成23年度	52%	-	-
平成27年度	52%	59%	60%
平成28年度	52%	60%	62%
平成29年度	52%	64%	64%
平成30年度	52%	62%	66%
平成31年度	52%	68%	70%
平成32年度	52%	70%	70%

平成23年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度 平成32年度
(基準値)

■ 基準値 ■ 実績値 ■ 目標値

出典:農村振興局調査

【その他参考資料】

—

2. 用語解説

注1	グリーン・ツーリズム 農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。農産物直売所等での地元農林水産物の購入など日帰りを中心としたものから、農林漁家民宿等での短期～長期の宿泊滞在を通じた農林水産業・農山漁村体験まで様々なタイプの都市農山漁村交流を幅広く含むもの。
注2	交流人口 観光、レジャー、ビジネス等を目的として、一時的・短期的に当該地域を訪れる(交流する)人口のこと。

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野16：多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律 (平成6年)	—	—	—	(1)-①-ア	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤の整備を促進し、ゆとりある国民生活の確保と農山漁村地域の振興に資する。 農林漁業体験民宿業の登録制度等を実施することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与した。	—
(2)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	—	—	—	(1)-①-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与した。	—
(3)	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律 (平成20年)	—	—	—	(1)-①-ア	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、観光圏整備計画を作成し、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化に資する。 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成による農山漁村地域の活性化及び都市と農山漁村の共生・対流を推進することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化に寄与した。	—
(4)	市民農園整備促進法 (平成2年)	—	—	—	(2)-①-ア	特定農地貸付けに加え市民農園施設の整備を促進するため、都市計画法等の特例を規定し、健康的でゆとりある国民生活の確保、良好な都市環境の形成と農村地域の振興に資する。 市民農園の整備を適正かつ円滑に推進することにより、身近な農業体験や農家と都市住民の交流の場の提供に寄与し、もって都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—
(5)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 (平成元年)	—	—	—	(2)-①-ア	市民農園を開設する場合の農地法等の特例を規定し、趣味的な利用を目的とした都市住民等への農地の貸付けを可能とするもの。 市民農園の整備を適正かつ円滑に推進することにより、身近な農業体験や農家と都市住民の交流の場の提供に寄与し、もって都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—

(6)	都市農業振興基本法 (平成27年)	—	—	—	(2)-①-ア	都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するもの。 都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に寄与した。	—
(7)	都市農地の貸借の円滑化に関する法律 (平成30年)	—	—	—	(2)-①-ア	都市農地の貸借の円滑化のための措置を講ずることにより、都市農地の有効な活用を図り、もって健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に寄与した。	—
(8)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:30-3,7,8,12,14,15,17,18,19,22)	7,326 の内数 (7,011 の内数)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	(1)-①-ア (2)-①-ア	地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結び付ける取組まですを総合的に支援することにより、国民のグリーン・ツーリズムの潜在需要への対応強化、都市農業の振興を通じた都市農業の理解の促進に寄与した。	
(9)	特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(農住組合関係) (昭和56年度)	<0> (<0>)	<0> (<0>)	<0>	(2)-①-ア	(租税特別措置法第65条の10) 法人が、農住組合法による交換分合により交換取得資産を取得した場合、圧縮限度額の範囲でその帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を損金算入することができる制度。 本措置において、市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供すること等を促進することにより、都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—
(10)	都市農地が公共収用等のために譲渡される場合の納税猶予等の継続の特例 (平成26年度)	<388> (<41,533 の内数>)	<370> (<40,528 の内数>)	<352>	(2)-①-ア	(租税特別措置法第70条の4第15項の一部、第16項、第70条の6第19項の一部、第20項) 三大都市圏特定市において、公共収用等のために納税猶予の適用農地を譲渡する場合、譲渡後新たに取得する宅地化農地等や、相続時に納税猶予を適用しなかった農地等であっても、譲渡後1年以内に生産緑地指定等を完了すれば、納税猶予の継続を認める制度。 本措置において、市民農園等「農」の営みを体験する場を都市住民に提供すること等を促進することにより、都市住民に対する都市農業の理解の促進に寄与した。	—

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。